

平成 29 年 3 月 第 1 回
木島平村議会定例会 会議録

平成 29 年 2 月 28 日 開会

平成 29 年 3 月 16 日 閉会

平成29年3月第1回 木島平村議会定例会 会議録 目次

平成29年 2月28日（火）開会日	4
招集のあいさつ（村長）・諸般の報告（議長）	4
諸般の報告（村長）・会議録署名議員の指名・会期の決定	5
行政報告（村長）	6
施政方針	10
報告案件・提出議案の提案理由説明（村長）	13
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	16
提出議案の提案理由説明（予算案件）（村長）・予算審査特別委員会の設置	20
提出議案の提案理由説明（村長）	21
質疑（土屋喜久夫 議員）	22
答弁（高山俊明 産業課長）	23
平成29年 3月 9日（木）一般質問	25
7番 江田 宏子 議員 ①子育て支援と福祉政策について	25
②有機センターについて	32
③指定管理者制度について	35
④新年度に向けた「組織改変」と「活力ある職員の育成」について	40
4番 土屋喜久夫 議員 ①コンパクトシティについて	43
②地域交通体系について	48
③村民のために常に想像力を働かせる職員体制は整っているか	50
8番 樋口 勝豊 議員 ①オスプレイの共同訓練はやめさせるよう県と国に意見を	54
上げることを求める	54
②子育て支援施策を充実するよう求める	55
③国民健康保険の給付の改善の検討を求める	57
3番 滝沢 光平 議員 ①庁舎建設について	58
②高社山登山道について	59
③指定管理者制度について	61
平成29年 3月10日（金）一般質問	64
1番 吉川 昭 議員 ①高齢者の運転免許証自主返納者への支援と北信総合病院の	64
通院について	64
②産業ネットワーク協議会について	67
9番 萩原 由一 議員 ①村長公約の進捗状況及び課題として感じていることは	71
②村職員の健康及びメンタル面の管理は	74
2番 勝山 卓 議員 ①持続可能な財政運営について	75
②情報通信設備更新計画について	76
③就農と移住定住推進について	80
5番 勝山 正 議員 ①地域おこし協力隊について	82
平成29年 3月16日（金）最終日	87
常任委員会 審査結果報告（総務産業）	87

常任委員会 審査結果報告（民生文教）・採決	8 8
審査結果報告（予算審査特別委員長）	9 1
反対討論（樋口勝豊 議員）・賛成討論（土屋喜久夫 議員）	9 2
採決	9 3
常任委員会 審査結果報告（総務産業）	9 5
採決	9 6
同意案件（村長）	9 7
採決・同意案件（村長）・採決	9 8
常任委員会 審査結果報告（陳情：総務産業）	9 9
採決	1 0 0
追加日程・採決	1 0 1
閉会あいさつ（村長・議長）	1 0 8

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

平成 2 9 年 3 月 第 1 回 木 島 平 村 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 9 年 2 月 2 8 日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	平成 2 9 年 2 月 2 8 日から平成 2 9 年 3 月 1 6 日まで		
会 期 中 の 休 会 日	3 月 1 日、2 日、3 日、4 日、5 日、1 1 日、1 2 日（7 日間）		
応 招 議 員	森 正仁 他 9 人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 吉川 昭 君 2 番 勝山 卓 君 3 番 滝沢 光平 君 4 番 土屋喜久夫 君 5 番 勝山 正 君 6 番 丸山 勝敏 君 7 番 江田 宏子 さん 8 番 樋口 勝豊 君 9 番 萩原 由一 君 1 0 番 森 正仁 君		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日 基 正 博 君 副 村 長 内 藤 克 彦 君 教 育 長 内 堀 幸 夫 君 総務課長 佐藤裕重 君 民生課長 土屋博昭 君 産業課長 高山俊明 君 建設課長 武田彰一 君 教育次長 高森喜久 君		
職務のための議場出席者	議会事務局長 竹原雄一 事務局職員 山寄真澄 〃 竹内 輝		
村長提出議案項目	3 5 件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	件	議員提出意見書案	件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第 1 1 9 条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

4 番 土屋 喜久夫
5 番 勝山 正

平成２９年３月第１回 木島平村議会定例会
《第１日目 平成２９年２月２８日 午前１０時００分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただいまから平成２９年３月第１回木島平村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、１０人です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から「招集のあいさつ」があります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博 君）

本日は、平成２９年３月第１回定例議会ということで招集いたしましたところ、全議員の皆様方にご参集いただき、深く感謝申し上げます。

ご存知のとおり、昨年暮れの時点では寡雪かなというような状況でありましたが、１月に入りまして大雪というようなことで、全国各地で雪に関係する災害、事故等が多発をいたしました。幸い、この村では特段大きな事故等なく、間もなく３月を迎えようとしているということで、議員各位はもとより、村民の皆様にも厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

今日は、３月の定例議会ということで、平成２９年度に向けて、村が行おうとしている様々な施策に関する予算、そしてまた事業の内容等について上程を申し上げるわけであります。

平成２８年度は、村の総合振興計画、そしてまた地方創生の戦略に沿って様々な事業を展開してきたわけですが、平成２９年度がさらにその事業が進展し、国そして地域、この村が抱えている様々な課題解決に向けて、力強く前進できる年にしたいと考えております。

議員各位にもぜひ、あらゆる面からご示唆をいただき、よりよい村づくりができますように皆様方の格段のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、召集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず私から、１２月議会定例会以降の主だったものを申し上げます。

１１月２２日、信濃町において「長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会」が開催され、各市町村から提出された豪雪対策に関する要望事項等が採択されました。

本村議会からは、特に、冬期間における生活基盤であります道路網の整備促進に加え、通学

路の安全確保を図るため、歩道の早期完成について要望し、採択されました。

この総会を受けて、２月６日、県知事と県議会議長に対し、要望・陳情活動を行ってきました。

２月８日と１４日には、平成２９年第１回北信広域連合議会定例会が開催され、出席しました。

今定例会に説明のため出席を求めました理事者等は、議案表の下段に記載のとおりです。ご了承ください。

「例月出納検査及び定期監査報告書」は、印刷してお手元に配布のとおりです。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した文書表のとおりです。

これで私からの報告を終わります。

次に、村長からありましたら報告願います。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは議会との申し合わせに基づき、平成２８年１２月第４回木島平村議会定例会の委員会審査報告に対する村の対応についてご報告をいたします。

最初に、総務産業常任委員会関係であります。ご意見として「情報通信設備更新のプロポーザルにあたっては、将来を見据えた検討をされたい」というご意見でございますが、情報通信設備の更新にあたっては、当初工事費と併せて保守費や保守機材費等の経費面と、汎用的な機器であることなどを重視して請負業者の選定を行います。

また、将来的には近隣自治体との統合についてその可能性も含めて検討いたします。

続いて、「実施計画にあるペレット工場整備補助について、補助金ありきの事業展開ではなく、需要や村内経済への効果等を見極め、慎重に対応されたい」ということでありますが、今年度、地方創生加速化交付金事業で廃オガペレットの実証事業を実施しており、ペレットの試作とストーブ・ボイラーの燃料実験を行っています。

相対的な費用効果を充分検証し、実現可能なものかどうか慎重に判断してまいります。

続いて、民生文教常任委員会関係であります。ご意見として「各課の事業量や勤務実態を精査し、適正な人員配置をされたい」ということでございますが、現在も事業量等を考慮した人員配置を行っておりますが、引続き今後も同様に対応してまいります。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

教育長からありましたら報告願います。

教育長（内堀幸夫 君）

はい、議長。

ありません。

議長（森 正仁 君）

これで諸般の報告を終ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、４番、土屋喜久夫君、５番、勝山正君を指名します。

日程第２、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１６日までの１７日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月１６日までの１７日間に決定しました。

日程第３、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、議案の審議をいただきます前に、昨年１２月から現在まで推移してまいりました村政の経過について、その概要を申し上げます。

まず、長野県スキー大会週間の受入れについてであります。今シーズンの長野県スキー大会週間は、１月１５日から２１日まで６日間の日程で、白馬村を会場に開催される予定でありましたが、１月１０日昼過ぎまで本村以上の雪不足であり、開催が危ぶまれる状況でありました。

こうしたことから１月１０日午後、長野県スキー連盟役員と白馬村関係者が来村され、クロスカントリー競技、ジャンプ競技並びにコンバインド競技の本村での開催を要請されました。本村では協議の結果、これを受入れることといたしました。

実質４日間という非常に短い準備期間ではありましたが、関係者のご協力により無事開催することができました。大会運営・競技運営にご協力をいただきましたスキー場、スキークラブ並びに宿泊関係者の皆様に感謝申し上げます。

なお、村では大会期間中、選手役員の移動に支障が出ないよう道路除雪を優先して行う体制を組み対応をいたしました。

それでは各課の事業の概要について申し上げます。

まず、総務課関係についてであります。２月３日、国の平成２８年度第２次補正予算案に盛り込まれました地方創生拠点整備交付金の対象事業として、移住定住促進事業とスポーツ合宿拠点整備事業が採択され、内示がありました。

移住定住促進事業では、庚地区の移住体験住宅の隣にさらに１棟の建築を計画しております。また、スポーツ合宿拠点整備事業では、クロスカントリー競技場管理棟に隣接して、更衣室兼トレーニングルームを含むクラブハウスの建築を計画しております。交付金対象事業費は合計６，８４２万４千円で、５０％にあたる３，４２１万２千円が交付金、残りの５０％に地方債、これは一般補助施設等整備事業債であります。その充当を予定しております。この地方債につきましては、後年度に国の基準による額が普通交付税で措置されるということになっております。

事業費は今議会の補正予算に計上し、併せて繰越明許手続きにより平成２９年度で事業を行う予定であります。

来年度工事を予定しております情報通信施設本部機器更新事業では、２月７日に６社によるプロポーザルを行い、請負工事の候補者として富士古河Ｅ＆Ｃ株式会社に決定いたしました。今後、工事の詳細について調整を行い、請負金額を決定する予定であります。なお、請負契約

の締結につきましては、4月以降に開催されます議会において議案として提出いたします。

村のウェブサイトの更新につきましては、現在最終の確認作業を行っているところであり、3月中旬の公開を予定しております。

次に、民生課関係について申し上げます。

最初に、村保健衛生自治連合会の組織見直しについてであります。保健衛生自治連合会は、昭和38年に環境衛生部、保健予防部、母子衛生部の3部からなる各区の連合組織として発足し、以来、約半世紀にわたり村の環境衛生、健康管理事業に全面的にご協力をいただいております。

近年、村の生活環境は下水道が整備され、健康管理事業は各集落を会場として実施してきたものが、現在では保健センター1か所で行うようになるなど、事業の内容も変わってきたことから、1月26日の総会を最後に解散するということになりました。

今後は、環境部門の環境衛生自治会と保健部門の保健補導員会の2つの組織に分かれて活動をいただくことになりました。これまでの保健衛生自治連合会の活動に感謝申し上げますとともに、引き続き村の環境・保健事業にご理解とご協力をお願い申し上げます。

民生児童委員、福祉委員は、今年度は3年に1度の改選の年であり、村の推薦委員会を経て昨年12月1日に新任、再任合わせて21人の方に委嘱を申し上げます。任期は平成31年11月までの3年間です。

婚活イベントについては、今年度は村独自で2回の開催を計画しており、その1回目を昨年12月4日に開催いたしました。村内の飲食店を会場に、「むらこん木島平」と題して村社会福祉協議会と村内NPO法人の共催で、少人数の気楽な雰囲気の中で、出会いの場づくりを実施し、男性9人、女性8人の合計17人が参加いたしました。

また、第2回目の婚活イベントを3月19日に木島平スキー場で計画し、現在参加者の募集をしているところであります。今後も、NPO法人など民間の力や知恵もいただきながら婚活事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業課について申し上げます。

まず、産業企画係関係ですが、1月28日と29日、調布市深大寺において、木島平産そば粉の流通拡大を目的に、深大寺そば組合との合同イベントを開催いたしました。当日は、「深大寺雪あそび」と題して、村から24tの雪を運搬して滑り台を設置し、2日間で延べ5,000人を超える皆さんに「木島平の雪と食」を紹介することができました。この内容は、都内テレビ局の1時間枠の中で生中継や、J・COM並びに新聞雑誌等多くのメディアに取り上げていただきました。

2月11日・12日には、酒米金紋錦を広くPRするため「木島平産金紋錦の日本酒試飲会」を、善光寺で開催された「長野市灯明まつり」で行いました。当日は、金紋錦を原料に日本酒を製造している蔵元のご協力をいただき、大勢の皆様にPRすることができました。なお、この内容はテレビや新聞でも報じられました。

また、引き続き2月16日長野市生涯学習センター「TOIGO」で、県内マスコミ関係者をお招きして、「木島平産金紋錦の集い」を開催し“金紋錦は木島平”のイメージを強くお伝えすることができました。

今後も酒米金紋錦を守り育てることは、村農業施策の重要な柱のひとつと位置付け事業を展開してまいります。

次に、農林係関係ですが、米の生産調整については、平成29年産米の生産数量目標の配分は2,108t、前年比99.4%ということで、面積に換算して370ha、前年比99.9%と、ほぼ今年と同程度となっております。この配分面積をもとに、3月23日に開催いたします農業再生協議会で農家ごとの作付配分面積を決定していただく予定であります。

平成28年度の耕作放棄地再生利用交付金を活用した農地の再生事業では、4件165アー

ルの農地再生を行いました。

また、農業委員会で行っている農地パトロールの結果、全体農地面積 1,015ha のうち、遊休化していると思われる農地が 14.1% の 143ha となっております。現在、農地の意向調査を集計しており、その結果をもとに農地の適正利用につなげていく予定であります。

次に、商工観光係関係についてであります。木島平スキー場は、先シーズンと同様雪不足によりオープンが危ぶまれる状況であったため、急遽大型ダンプで雪入れを行い、予定より 2 日遅れの 12 月 25 日に第 11 リフト 1 基を運転させてオープンすることができました。

その後も本格的な降雪がなかったため雪入れを継続したことにより、12 月 28 日からリフト 3 基、30 日からはファミリーコースの第 10 リフトの運転を開始し、何とか年末年始の営業を行うことができました。その後、1 月中旬からは雪に恵まれ、山頂コースを含め全コースが滑走可能となりました。

2 月 19 日現在のリフト売上げは 4,800 万円ほどで、雪不足であった先シーズンと比較して 30% の増となっておりますが、一昨年と比較した場合には 79% にとどまり、シーズン初めの雪不足が大きく影響している状況であります。

2 月以降は、スキー場感謝祭や各種スキー大会が計画どおり実施されており、また、調布市内 8 中学校のスキー教室が開催されるなど、賑わいを見せていますので、今後 1 か月間の入込みやリフト売上げの増を期待するものであります。

次に、建設課について申し上げます。

最初に道路除雪についてであります。1 月 14 日以降の降雪により、平地はそれまで積雪がほとんど無かったところ、10 日間での積雪は役場地点の観測で 1m35cm に達しました。連日の除雪作業により不足する除雪経費 4,000 万円は、1 月 30 日の議会臨時会で増額補正を行い、対応をまいりました。

工事関係では、村道 4 号線改良工事は歩道、車道の舗装が完了し、現在は消雪パイプの再設置工事を進めている状況であります。この道路は上木島地区のほとんどの小学生が通学路として利用しており、工事期間中は他の道路に通学路を迂回しながら進めてまいりました。保護者をはじめ地域の皆様はこの間のご理解とご協力に感謝申し上げます。

木島平小学校上段の洪水対策として、現在中央グラウンド下段の水路迂回路工事を行っておりますが、これまでに馬曲川への放流部の工事が完了し、3 月中旬には水路の布設が完了するよう工事を進めております。

地方創生加速化交付金事業により建築していました庚地区の田舎暮らし体験住宅は、本日完成となります。今議会に設置条例を上程しておりますので、ご審議をお願いいたします。なお、移住定住の推進では、これまでに 2 回実施しました移住体験ツアー参加者の皆様から頂いた要望などについて、その対策をしっかりと講じて、3 月に実施される都市部での移住希望者への説明会に参加をする予定であります。

公共交通関係では、デマンド交通の運行は、一昨年 10 月から高齢者の村内利用を 100 円としたことから利用者が約 20% 増加し、現在はほぼ横ばいで、多くの皆様にご利用をいただいております。飯山駅と村内を結ぶシャトル便は、昨年 10 月から役場を経由するルートに変更してからは、冬期間ということもあって高校生の利用も増え、昨年の同時期と比較して 40% ほどの伸びとなっております。

今後も利用者を含めて多くの皆様の声を聴きながら、利用しやすい交通体系で運行してまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

2 月 24 日に第 1 回総合教育会議を開催し、主に本村の教育、学術及び文化の総合的な施策について、その目標や施策の根本となる「木島平村教育大綱」の策定に向け、その素案の協議をしていただきました。今後もこの会議を開催し、本年度内の策定に向けて協議を進めており

ます。

子育て支援係関係では、1月31日に木島平型教育の推進のため、小学校で自主公開学習検討会を開催し、共同参観授業や授業検討会の中で、東京大学の研究者にご指導をいただきました。当日は、全学級の授業と音楽鑑賞を公開し、子どもたちの学び合いを核とした授業づくりと、教師の支援について考え合いました。また、2月1日には幼児教育の研究者から、おひさま保育園で保育参観と保育士へのご指導をいただきました。今後も引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。

今年度11回目となるコミュニティスクール推進委員会を2月8日に開催し、4月から推進してまいりました事業の反省を行うとともに、次年度に向けて、コミュニティスクールの運営がスムーズに図れるよう日程の確認等を行いました。また、2月16日には今年度2回目となる学校運営協議会を開催し、小学校、中学校それぞれの学校運営について報告があり、いずれも承認されました。

2月15日から17日までの3日間、八丈町の小学校5年生61人が、雪山体験教室として村を訪れました。天候に恵まれ、除雪作業の見学、スキー教室などを通じて雪国の生活や産業の様子を体験いたしました。また、昨年夏に八丈町を訪れた村の小学5年生とも再会し、ソリや雪遊びを通じて交流を深めることができました。

次に生涯学習係関係について申し上げます。

スキー関係では、1月9日の木島平ジュニアジャンプ大会は、寡雪の影響で中学生の部は行えず、小学生の部のみ32人の選手が出場し開催できました。2月25日と26日には、木島平ジュニアクロスカントリー大会を開催し、総勢386人の選手が出場、保護者等大勢の温かい声援を受けて、真剣に競技をする子どもたちの姿を見ることができました。

今年度の全国スキー大会へは、全国中学生大会に11人、全国高等学校大会に5人、国民体育大会に5人の選手が出場いたしました。

このうち、全国中学生大会では、クロスカントリー競技男子リレー長野県チームの1走として木島平中の生徒が出場して見事優勝を果たし、同女子リレーには木島平中の生徒が1走・2走として出場し、2位入賞を果たしました。

また、白馬村を会場に開催されましたながの銀嶺国体では、スペシャルジャンプ競技で大町出身の永峯寿樹選手が優勝を果たしました。

世界の舞台でも、ワールドカップやノルデックジュニアスキー世界選手権大会コンバインド競技で、永峯寿樹選手と南鴨出身の山本涼太選手が日本代表として出場し、ワールドカップ札幌大会では30位以内に2回入ってポイントを獲得するなど活躍が続いております。今後も活躍に大いに期待が持たれるところですので、引き続き皆様のご支援と応援をお願いいたします。

平成27年から3年計画で進められている平塚遺跡発掘事業は、2年目が終わろうとしております。7月から8月に山頂付近を中心に実施した発掘調査において、弥生時代の土器片が多数出土したほか、古代の素焼きの土器、中世～近代の陶磁器片や銭貨、洪武通宝、寛永通宝などがありますが、江戸時代の人骨、これは頭蓋骨片と歯、大腿骨などが出土しております。これを受けて3月24日に調査指導委員・調査員会議を開催し、発掘調査の結果を検証するとともに、最終年となる新年度に向けて事業の進め方等について検討をしていただきます。

以上、12月議会定例会以降の村政の経過等について申し上げます。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げまして、行政報告といたします。

議長（森 正仁 君）

これで行政報告を終わります。

日程第４、「施政方針」を行います。村長から、施政方針の申し出がありましたので、これを許します。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、平成２９年第１回議会定例会冒頭に当たりまして、施政の方針と平成２９年度予算の概要について申し上げます。

日本経済は個人消費や生産が徐々に伸び、緩やかな回復基調と言うことでありますが、まだ地方では、豊かさを実感できる状況ではありません。そこで国は様々な景気刺激策を講じていますが、今や日本の経済は国内だけの政策では成り立っておりません。特にアメリカの経済政策や大統領の言動、中国経済の動向、ヨーロッパでの反ＥＵ勢力の拡大、新興国の成長度合いなど、世界の情勢が否応なしに日本経済のみならず地方経済に大きな影響をもたらします。

更に日本ではすでに、人口減少と少子高齢化社会に突入し、労働力不足と社会保障負担の増加がますます大きな不安要素となっております。この課題を解決するには、出生率の低い都市部への若者の流入を食い止め、地方で未来を担う若者を育て、定住を促進することで日本の成長を図る必要があります。

都市部への人、金、物、情報の集中を是正し、地方の経済規模の拡大により日本経済を立て直すのが地方創生と考えております。

若者が地方に定住するためには、安定的な暮らしと質の高い子育て環境が必要であります。また、住み続けるためには、高齢になっても健康で生き甲斐がもてる社会の実現が必要であります。

村では、そのための施策の柱となる地方創生総合戦略を策定し、平成２８年度を地方創生元年と位置付け、様々な取り組みを行ってまいりました。平成２９年度は更に加速させて取り組みを進めてまいります。

まず、若者の雇用の場となる産業であります。村の産業の柱は農業と観光ですが、それぞれ別の産業ではなく、人的にも経済的にも互いに補完し合って村の産業となっております。そこで、より多くの皆さんを村に呼び込み、観光、農業はもとより、加工や飲食店などの商工業への経済的波及を高め、新たな産業として雇用に結び付けたいと考えております。そのため村へ呼び込む資源として、スキー場や馬曲温泉は勿論、カヤの平や高社山などの山岳高原資源や遊休荒廃農地を活用したソバなどの地元食材の魅力を更に高めてまいります。また、木島平米や金紋錦など村の農産物の一層のブランド化と農村文化の継承、農村景観の維持も必要と考えております。更には近隣市町村とも連携し、他の市町村の観光資源も広域的な資源として活用する仕組みづくりをしてまいります。これら村内外の資源を有効に結びつけるため、昨年立ち上げました産業ネットワーク協議会を２９年度中に法人化し、旅行業の免許を取得する計画であります。

また、既存の村内企業の活性化も必要であります。住宅の新增築、空き家改修助成は引き続き実施し、新たに住宅のリフォーム補助を行います。平成２７年に国の景気対策として取り組みましたが、一定の効果があるものとして村単独で行うことといたしました。

なお、馬曲温泉は、観光客を呼び込む大きな観光資源ですが、開湯以来３０年を経過し、年々揚湯量が減少しております。揚湯ポンプの取り換え等対策を行ってまいりましたが、抜本的な解決には至っておりません。馬曲温泉は観光のみならず、村民の福利にもなくてはならないものであり、将来的に維持するためには、新たな源泉の確保が必要と考えます。そのための予備調査を行う計画であります。

子育て環境では、健康で意欲的な子供たちの成長を願い、今年度新たに中学３年生を対象に村負担でピロリ菌検査、小中学生を対象に英語、漢字検定への助成を行います。ピロリ菌に感染していると胃炎や胃がんなどの発症率が高いといわれ、検査により自分の健康に対する関心を高めてほしいと考えております。

飯山赤十字病院は、高齢化が進む中、岳北地域唯一の総合病院として重要な施設であります。今後も産婦人科の再開や診療科の充実について関係市町村とともに取り組んでまいります、そのためには安定した病院経営が必要であります。そこで、飯山赤十字病院が行う事業支援のための補助を平成３０年度まで行います。

また、長野電鉄 飯山野沢温泉線は、通勤・通学や通院には大切な公共交通機関であります、赤字が続いております。定住環境の維持に必要な公共交通として平成２９年度から飯山市、野沢温泉村とともに運行補助を行うことといたしました。また、飯山駅を通勤・通学のために利用する方の負担軽減のため、駐車場料金の助成を３割から５割にいたします。更にデマンド交通や飯山駅へのシャトル便の利用促進も定住の重要な条件と考えております。

懸案となっております役場庁舎の改築については、平成２９年度中に基本設計を行います。規模は、１，６５０㎡、５００坪程度で、行政と議会機能、災害対策機能を備えた庁舎とし、本体建築費は村負担８億円として村民会館跡地に建設する計画であります。これまで、庁舎建設については、国の財政支援が全くありませんでしたが、昨年の熊本地震で、ある市の庁舎が損害を受け、復旧対策が遅れた教訓から、平成２９年度から３２年度までの間について、国の交付税措置を受けることができるようになります。消費増税や震災復興、オリンピック需要による建設費の動向などを考慮し、最も有利な時期に建設したいと考えております。

平成２９年度の大規模事業としては、情報通信設備の本部機器更新や屋外スピーカーの更新工事、スキーリフトの改修、パノラマランドのエレベーター更新などを計画いたしました。いずれも村民福祉の向上や産業振興に必要と考えるものであります。

今後も庁舎改築などの大規模事業が続く、財源の確保や経費の節減を図りながら総合振興計画、地方創生の総合戦略、財政計画に沿った、健全な財政運営に心がけ、あらゆる生活面での村民福祉の向上と安心して暮らし続けることができる村づくりを目指してまいります。

続きまして、平成２９年度の予算の概要について申し上げます。

平成２９年度一般会計の予算総額は３３億４，４００万円で、前年度当初予算と比較しますと、額にして９００万円の減、率では０．３％の減となっております。

人件費、扶助費及び公債費の義務的経費の総額は１２億８８２万８千円で予算に占める割合は３６．１％と前年度比同率となりました。人件費と扶助費は減となりましたが、公債費が前年度比２．７％の増となっております。

投資的経費である普通建設事業費及び災害復旧事業費の総額は２億４，３１５万円で、前年比１，４３０万２千円、率にして５．６％の減となりました。予算に占める割合は７．３％で、主な事業としましては、高社山麓整備事業、屋外スピーカー改修工事、林道清水平線改良工事を予定しております。

物件費、維持補修費及び補助費の消費的経費の総額は１８億９，２０２万２千円で、予算に占める割合は５６．６％、率にして前年度比０．４％の増となっております。

歳入では、予算全体のほぼ５０％を占める地方交付税は、国の総額で率にして２．２％、額では、３，７０５億円の減となったことなどを考慮して、昨年度比５，４００万円減の１６億８，９００万円を見込んでおります。また、村税は３億９，３８５万５千円で予算に占める割合は１１．８％となっております。その他、国庫支出金、県支出金は対象事業費に応じた額を計上しております。

一般会計から特別会計９会計への繰出金は、総額５億９，６９６万円で、２，５３１万円、前年度比４．４％の増となっております。特にリフトの修繕など観光施設特別会計への繰出金が大

幅に増えております。なお、下水道特別会計への繰出金が２億５，９５１万１千円で最も多額となっております。

普通会計に属する情報通信特別会計では、情報通信施設本部機器の入替工事を予定していることから、前年度比２億８，２６４万６千円の大幅な増となり、指定管理費等も合わせて総額３億９，０８８万６千円を計上しております。

学校給食特別会計は２，１７６万１千円で、ほぼ通年ベースで経費の積み上げを行いました。

奨学資金貸付事業特別会計は、新規貸付１０人分、継続貸付７人分を見込み、総額で７９２万２千円を計上、今年度も一般会計からの繰り出しをせずに予算編成を行っております。

次に特別会計であります。後期高齢者医療特別会計に５，３１６万１千円を計上、国民健康保険特別会計には６億７，４８８万２千円を計上いたしました。国民健康保険特別会計には、平成２４年度からの４年間、一般会計から財源安定化支援分として２，３００万円を繰出しておりましたが、平成２９年度実施計画の段階では繰出しをしないこととしておりましたが、平成２８年度において療養給付費が大幅に伸びていることから、臨時的に１，０００万円を繰出すことといたしました。

なお、介護保険特別会計には５億８，１７２万６千円を計上いたしました。

次に法非適用企業会計についてであります。観光施設特別会計には前年度比９，１０８万５千円増の１億３，１７４万８千円を計上いたしました。特に、スキーリフトとパノラマランド木島平の維持補修費が大幅に増となっております。

また、下水道事業会計は総額３億５，４８２万４千円、農業集落排水事業特別会計は１，９５１万円、高社簡易水道特別会計には１，１９１万９千円を計上いたしました。いずれも、２８年度に実施しました会計処理の法適化に向けた固定資産評価・台帳作成業務委託に係る経費が減となったことから、前年度比マイナスとなっております。

法適用企業会計である水道事業会計では、収益勘定に８，３９３万３千円を、資本勘定に小路水源・ポンプ井計装設備改修工事、内山配水池流量計更新工事等を予定し３，７５５万８千円を計上いたしました。

以上、平成２９年度の当初予算の概要を申し上げます。

新年度予算では基金からの繰入金、前年度比７，４８０万円増の３億３，０７０万５千円となっております。義務的経費や消費的経費が年々増加し、近年は新規事業や施設の大規模修繕は基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況であります。

平成３０年度以降も、役場庁舎の建築、スキーリフトをはじめとする観光施設の改修や公共施設の維持管理、特別会計への繰出金に多額の財源が必要となりますので、健全な財政運営が維持できますよう、引続き経費節減と財源の確保に努めてまいります。

平成２８年度は、第６次総合振興計画の将来像“これからの農村を生きる～みんなで楽しみをつくりだす村～”の実現に向けて実質的に取組んだ初年度でありました。

また、平成２７年度からの繰越事業として実施しました「地方創生加速化交付金事業」や、平成２８年度３月補正予算に計上し、繰越して平成２９年度に実施予定の「地方創生拠点整備交付金事業」等により、「木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく諸事業にも取り組みを始めました。

平成２８年度中、村全体の人口増減では５４人の減少でありましたが、社会増減では１３人の増と、一定の成果が表れてきております。

新年度におきましても、引続き計画的に事業を実施し、村民主役の村づくり、真の豊かさが実感できる村づくりの実現に向けて、そして人口ビジョンの目標達成に向けて前進してまいりたいと考えておりますので、議員はじめ村民各位の格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。施政の方針といたします。

議長（森 正仁 君）

これで施政方針を終わります。

日程第5、報告第1号「損害賠償の額を定める専決処分の報告について」、村長から内容についての説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

報告第1号であります、「損害賠償の額を定める専決処分の報告について」であります。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたもので、これを報告いたします。

内容は、平成28年10月24日午後3時30分頃、大字穂高の村道692号線を走行してきた普通自動車、道路横断水路を通過したところ、路肩部分が欠けていたU字溝に載っていたグレーチングが跳ね上がり、車両後方のバンパーに当たり、損傷を与えたものであります。

損害賠償の額は97,200円であります。

損害賠償の額が「専決処分事項の指定に関する訓令」に定める金額以下であり、早期に損害賠償を行うため、専決処分といたしました。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで報告を終わります。

日程第6、議案第6号「木島平村課設置条例の一部改正について」の件から日程第27、議案第21号「平成28年度木島平村水道事業会計補正予算第5号について」の件まで、以上条例案件7件、予算案件9件、合わせて16件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、上程いたしました議案についてご説明を申し上げます。

最初に、議案第6号「木島平村課設置条例の一部改正について」であります、昨年6月に設立しました「木島平村産業ネットワーク協議会」を中心とした新たな産業の創出、地産地消及び農産物のブランド化、農産物の加工販売並びに移住定住対策をより進展させるため、産業課に産業企画室を付置するための改正であります。

続いて、議案第7号であります、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正」であります。平成28年人事院勧告に基づく改正で、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等についての改正を行うものであります。

議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」であります。

平成28年人事院勧告に基づく改正で、育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監

護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えること、介護時間の制度化に伴う条項の整理等を行うものであります。

議案第7号、8号については補足説明があります。

続いて、議案第9号「木島平村税条例の一部改正」であります。

国の平成28年度税制改正に伴う改正であります。施行期日や経過措置等の関係で第1条から第3条に分けて改正を行うものであります。

議案第10号「木島平村介護保険条例の一部改正」であります。

第6期介護保険料における低所得者の平成27・28年度保険料軽減措置を、平成29年度においても継続実施するための改正であります。

続いて、議案第11号であります。「木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例の制定」であります。

地方創生加速化交付金事業により、今年度庚地区に建設の「木島平村での暮らし体験のための住宅」の設置及び管理について定めるものであります。

利用料金は1利用団体1泊につき3千円で、利用期間は連続した3日から30日以内とし、別荘等の代わりとして利用できないように1年を3か月ずつの4期に分けて、各期の利用は1回限りとすること等を定めております。

建物は、木造平屋建てで、床面積は59.62㎡であります。

続いて、議案第12号であります。「木島平村公民館条例の一部改正」であります。

現在、木島平村公民館は農村交流館内に事務所を置いていることから、その住所地を農村交流館の住所地とする改正であります。

続いて、予算案件であります。

議案第13号「平成28年度木島平村一般会計補正予算（第8号）」であります。歳入歳出をそれぞれ2,698万9千円減額し、総額を34億9,696万円とする補正予算であります。

主な内容としまして、歳出では、地方創生拠点整備交付金事業に採択されました「スポーツ施設事業・移住定住事業」に係る事業費7,341万2千円のほか、除雪車両の燃料費、修繕費計1,219万2千円等を増額計上し、事業完了等による実績に合わせて各項目で減額をいたしました。

歳入では、村税を今年度の課税徴収実績に合わせて増額、地方創生拠点整備交付金は3,421万2千円を見込み、地方交付税は今年度交付決定額を計上し、その他各項目の収入を精算し、最終的に繰入金を1億2,907万8千円減額して調整をいたしました。

議案第14号であります。「平成28年度木島平村情報通信特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出金額の増減はありません。

平成29年4月1日からの契約となる業務について、新年度前に入札等を行う必要があることから、4事業の債務負担行為を行うものであります。

なお、議案第15号「国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」、議案第16号「介護保険特別会計補正予算（第4号）」における債務負担行為につきましても、同様の理由によるものであります。

議案第15号「平成28年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」、歳入歳出の金額の増減はありません。

保険給付費、共同事業拠出金等について実績見込みを計上し、基金へ積立てる額を減額いたしました。

議案第16号「平成28年度木島平村介護保険特別会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出をそれぞれ4,271万5千円減額し、総額を5億8,037万8千円とする補正予算であります。

保険給付費の各項目で減額となったほか、地域支援事業では人件費を減額し、基金への積立金の増額を計上いたしました。

議案第17号「平成28年度木島平村観光施設特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出をそれぞれ3,245万7千円減額し、総額を9,441万円とする補正予算であります。

リフト修繕工事等が完了したことによる清算であります。

減額分は一般会計繰入金を減額いたしました。

繰越明許費は、1月16日に発生しました第8リフトの雷被害による修繕と、パノラマランド木島平の下水道電磁流量計設置工事を平成29年度に繰り越すものであります。

議案第18号「平成28年度木島平村下水道特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出をそれぞれ1,168万9千円減額し、総額を3億7,044万8千円とする補正予算であります。

固定資産台帳整備業務等の委託契約金額及び消費税予定納税額の確定による減額であります。

歳入では、下水道負担金、一般会計繰入金並びに下水道事業債を減額しました。

繰越明許費は、固定資産台帳整備業務を平成29年度に繰り越すものであります。

なお、繰越明許費は、議案第19号「農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第20号「高社簡易水道特別会計（第2号）」においても同様の理由であります。

議案第19号であります。「平成28年度木島平村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。歳入歳出をそれぞれ48万8千円減額し、総額を2,080万1千円とする補正予算であります。

固定資産台帳整備業務等委託契約金額の確定による減額であります。

歳入は、一般会計からの繰入金を減額いたしました。

続いて、議案第20号「平成28年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算（第2号）」であります。歳入歳出をそれぞれ132万7千円減額し、総額を1,330万8千円とする補正予算であります。

固定資産台帳整備業務等委託契約金額と、消費税予定納税額の確定による減であります。

歳入では、一般会計繰入金と、簡水基金繰入金を減額いたしました。

続いて、議案第21号「平成28年度木島平村水道事業会計補正予算（第5号）」であります。経営戦略策定業務委託料と建設改良積立金を減額とし、賞与引当金並びに納付する消費税を増額いたしました。

他会計補助金の減額は、一般会計からの繰入金であります。

説明は以上であります。細部は総務課長からご説明申し上げます。

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は、11時10分をお願いします。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時10分）

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、村長の説明に補足をいたしまして説明をさせていただきます。

まず、条例案件であります、議案第7号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正」の件であります。

9ページであります。

最初に、第5条の2関係でありますけれども、これは「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」についての定めであります。

第1項は、育児を行う職員の、第2項は介護を行う職員の関係でありますけれども、内容としましては、育児又は介護の対象者に、育児関係では「子」の範囲の拡大がされたものであります。

後段の要介護者につきましては、その内容を準用する取り扱いということで定められております。

それから、真ん中から若干下の第5条の3であります、「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」についての定めであります。

第2項で、3歳に満たない子のある職員から請求があった場合には、正規の勤務時間外の勤務をさせてはならないこと。

第3項では、小学校就学始期に達するまでの子がある職員が請求した場合、1月につき24時間、1年で150時間を超えて正規の勤務時間外の勤務をさせてはならないことなどが規定されております。

第4項では、その内容を、要介護者を介護する職員について準用することを定めています。

10ページ下の方であります、第12条であります。第12条は、「介護休暇」についての定めで、職員の申出に基づき要介護者を介護する場合の介護休暇の分割取得について定めたものであります。

第12条の2は、「介護時間」について、最長連続3年の期間内において1日2時間まで介護時間を認めることが定められております。

なお、この期間は無給となっております。

次に、議案第8号、13ページからお願いいたします。

「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」であります。

第2条は「育児休業をすることができない職員」についての定めでありまして、第2条の2は、育児休業法第2条第1項の「育児休業の承認」の対象者として条例で定める者を規定しております。

第3条は「育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情」についての定めであります。

第8条は「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」についての定めであります。

第16条は「部分休業の承認」で、第2項に介護時間についての定めを追加したものであります、条例の文言の修正等であります。

以上、2つにつきましては、国の人事院勧告に基づきます条例の改正であります。

次に、議案第9号「木島平村税条例の一部改正」、17ページをお願いいたします。

第1条の関係でありますけれども、第36条の2につきましては、特例認定特定NPO法人への名称の変更、それから第177条は国民健康保険税の関係で、低所得者に係る保険税軽減判定所得基準の引上げを行うものです。附則第7条の3の2は住宅ローン減税の期間の延長、附則第16条は軽自動車税の税率の特例で、グリーン化特例の1年延長であります。

18ページ、第2条であります。大きい第2条でありますけれども、消費税率が10%に引上げとなる時点で、自動車取得税が廃止され、自動車税と同様に軽自動車税に「環境性能割」が

導入されます。同時に現行の軽自動車税は「種別割」として課されることになりまして、第18条の3はそのことを表現してあります。

第34条の4は、消費税10%引上げ時に引下げとなる法人住民税法人税割を定めております。

第80条、これは軽自動車税の納税義務者等でありすけれども、環境性能割の納税義務者等について規定すること、それから現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどの規定の整備であります。

第81条は、軽自動車税の所有者とみなして課税する対象を定めております。

第81条の2から第81条の9までは、それぞれ見出しに書いてあるとおりの内容であります。

第82条は種別割、現時点の軽自動車税のことでありすけれども、その税率についての定めであります。

附則第15条の2から附則第15条の6までにつきましても、見出しの内容のものが定められております。

次に、23ページ真ん中辺であります、大きい第3条であります。平成26年9月に議決いただきまして、公布いたしました「村税条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例でありまして、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備であります。これは、消費税の税率の引き上げが延長されたことに伴う当時の条例改正を改めて、その一部を改正するものであります。

施行日は、第1条は平成29年4月1日、第2条及び第3条は、消費税率が10%に引上げとなる平成31年10月1日であります。

その他の条例につきましては、村長提案のとおりでございます。

次に、補正予算について申し上げます。

57ページをお願いいたします。

歳出についてでありますけれども、全体といたしまして、人件費は、手当等を含めて最終の調整を行ったものであります。

それから、各項目について事業完了等に伴う精算を行ってありまして、これらにつきましては、歳入も含めて主なものをご説明申し上げます。

「総務費」の1「総務管理費」の「一般管理費」でありますけれども、防犯対策事業では、平成23年度に設置しました防犯カメラ1台を故障したことによりまして更新するものでありまして30万円でございます。

次のページ、「財政管理費」であります。財政管理費では、ふるさと納税、クラウドファンディングとして見込んだ額が減となりましたけれども、一般寄付分の増により実績見込みで差引しまして400万円の減ということでございます。一般寄付が11万円の増で、差引389万円の積立金の減額という内容でございます。

「財産管理費」では、旧北信州みゆき農協庚倉庫の用地の取得を計画したわけでありすけれども、関係者との協議の結果、先送りとなったものであります。

「企画費」では、小水力発電推進事業で12月に補正をお願いをしました「馬曲のマイクロ発電水車」を観光交流センター脇水路へ移設するということをお願いをいたしまして、17万円の増であります。

歳入の「一般コミュニティ助成事業」減は、事業採択にならなかった事業分であります。

59ページの「徴税费」の「税務総務費」でありますけれども、歳入で「個人県民税徴収事務取扱費交付金」は実績による減ということであります。

次のページ、「戸籍住民基本台帳費」でありますけれども、平成28年度分として国から示されました個人番号カード交付事業補助金分を増額して、一般財源を減額するものであります。補

助率は１００％ということであります。

それから、「民生費」の「社会福祉費」、「社会福祉総務費」の福祉委員設置事業では、県費の民生児童委員活動費交付金が４万１千円増となりました。それから、委員の改選に伴います会議の回数が減となりまして、８万４千円の減額であります。

６２ページの臨時福祉給付金給付事業と、それから年金生活者等支援臨時福祉給付金事業では、給付実績によりまして、国の補助金５５３万９千円が減となっております。内訳としましては、「臨時福祉給付補助金」で３万円、「年金生活者等支援臨時給付交付金」で５５０万８千円の減であります。

６３ページの「障害者福祉費」では、歳入の「障害児施設給付費負担金」は、利用者の減によるものであります。「地域生活支援事業補助金」は、障害の程度による単価の見直しによって減額となるものであります。

「人権推進費」の歳入では、人権共生のまちづくり事業補助金の減でありますけども、これは交付の基準額が変更になったものであります。

６６ページをお願いいたします。

「農林水産業費」の「農業振興費」でありますけども、農業担い手育成支援事業では、補助金は、振興作物の苗代補助金の減、それから歳入歳出ともに農業者戸別所得補償事務推進費補助金１３万３千円の減。農地中間管理事業集積協力金、これが村民の方２名分ではありますが、６２万５千円の増、歳入はその同額をその他の雑入に計上して、差引２９万３千円の増であります。

遊休荒廃農地活用推進事業では、家畜の管理委託料が９９万９千円の減、農業振興公社へのそば作付拡大委託料としまして、６４万５千円、合わせて１６４万７千円の減。農機具庫の改修工事では、精算の結果１５０万円の減、農地再生面積の補助金が１０４万６千円の減であります。

農の拠点施設推進事業であります、アラン・ジョンストン氏が描かれました稲のマークの著作権の契約書の英文作成手数料としまして２万円の増。雑入の１８万４千円の減は、電気自動車の電気使用料が平成２９年度の収入となるために、こちらは減とするものであります。

ふるさと納税推進事業では、返礼品分としまして４００万円の増、その他使用料は、クラウドファンディングのためのふるさとチョイス使用料８５万円の減、ヤフーの公金支払サービス使用料５万８千円の増で差引７９万２千円の減となっております。

６８ページであります、「土地改良費」の農業基盤整備事業では、土地改良工事費等の精算でありまして、歳入で県の補助金、それから分担金も精算に合わせて減額とするものであります。

６９ページの「商工費」の「商工振興費」であります、商工振興事業、貸付金１千万円の減は、観光株式会社への貸付金の分であります。

それから、拠点整備交付金（スポーツ）の方でありますけども、クロスカントリー競技場管理棟に隣接して建設します「更衣室兼トレーニングルーム」のクラブハウスの建設工事費並びに備品購入費等で総額５，７４１万２千円あります。拠点整備交付金事業の移住定住では、今年度庚地区に建設しました移住体験住宅の隣に、もう１棟建設する工事費、それから備品購入費等で総額１，６００万円あります。歳入としまして、国の地方創生交付金３，４２１万２千円、それから今年度、国の基準による額が普通交付税で措置されます一般補助施設等整備事業債、これを３，３００万円見込んでおります。この事業は、債務負担行為によりまして、平成２９年度に繰越して実施をいたします。

次のページ、「観光施設管理費」であります、馬曲温泉公園の管理運営事業では、馬曲川発電所の水利権につきまして、河川法による更新業務の委託料の精算であります。

７３ページをお願いします。

「土木費」の「道路新設改良費」でありますけども、道路新設改良事業、まちづくり交付金事業で実施しました村道４号線の精算であります。歳入につきましては、平成２４年度から実施してまいりました社会資本整備総合交付金事業全体での最終の精算でありまして、６６０万円の減ということであります。

「除雪対策費」では、除雪車両の燃料費、それから修繕費でありまして、１，２１９万２千円の増であります。

７４ページ、「住宅費」でありますけれども、村営住宅の管理事業は、やまぶきハイツの修繕費、住宅等活用補助事業では、分館耐震工事事業費の精算、これが５５万５千円の減。賃貸住宅建設補助金等事業実施実績によりまして、補助金の減額をするもので７８９万３千円。村営住宅建設事業では、設計管理費を、１棟２戸建てで当初予算で見っていたものを、１棟１戸建てに変更したことによりまして、１１４万円の減。国の交付金も５４万７千円の減であります。

７５ページの「消防施設費」でありますけども、消防施設管理事業では、中村区に設置いたしました耐震型の防火水槽設置の工事費の清算でありまして、歳入の緊急防災・減災事業債と消防費寄付金も実績に合わせて減額とするものであります。

「災害対策費」では、災害対策事業で、県の防災行政無線設備更新工事費の減に伴います工事費等の計９９万９千円、関連して市町村振興協会補助金が７万２千円の減というような内容であります。

７６ページの「教育委員会費」であります。歳入で国県補助金が減となっておりますけども、これはそれぞれの事業につきまして、補助金の交付決定実績に合わせて増となるものであります。

７８ページ、「体育施設管理費」であります。屋内運動場管理費では、屋根の改修工事費の精算としまして、３０９万７千円の減。収入は、使用料を実績に合わせて減額としたものであります。

５０ページにお戻りいただきまして、歳入であります。

１の「村税」は、それぞれの税目で課税徴収実績に合わせての増額であります。

それから、５１ページの９の「地方交付税」は普通交付税につきまして、確定額を計上いたしました。

次のページからの１１の「分担金および負担金」から１６の「寄付金」、それから１９の「諸収入」につきましては、主なものは歳出でご説明申し上げたとおりであります。

最終的に、１７の「繰入金」を１億２，９０８万９千円減額しまして調整をしてあります。

４３ページをお願いいたします。

「繰越明許費」でありますけども、平成２９年度に繰越をして行う事業は、記載の４事業であります。

次のページ、４４から４６ページにつきましては、「債務負担行為」の補正でありますけども、平成２９年４月１日からの契約となります業務等につきまして、新年度前に入札等の手続きを行う必要があるためのものでありまして、合計３０事業であります。

４７ページの「地方債」の補正でありますけども、実績見込みにより調整したものであります。「緊急防災・減災事業債」は中村区の防火水槽、「一般補助施設等整備事業債」は地方創生拠点整備交付金の事業に充当するものであります。

以上であります。

特別会計は、村長からの説明のとおりであります。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認めこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております条例案件 7 件、予算案件 9 件、合わせて 16 件については、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

委員会審議については、委員会ごとの日程でお願いいたします。

なお、一般会計補正予算については、総務産業常任委員会の付託となっておりますが、民生文教常任委員会においても、所管の項目について審議をしてください。

日程第 22、議案第 22 号「平成 29 年度木島平村一般会計予算について」の件から、日程第 33、議案第 33 号「平成 29 年度木島平村水道事業会計予算について」の件まで、以上、予算案件 12 件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、予算案件、議案第 22 号であります。平成 29 年度木島平村一般会計予算から、議案第 33 号、平成 29 年度木島平村水道事業会計予算まで、12 会計につきましては、概略を先ほどの施政方針で申し上げました。予算特別委員会並びに常任委員会での審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認めこれで質疑を終わります。

日程第 34、「予算審査特別委員会の設置について」の件を議題とします。

お諮りします。

上程されました平成 29 年度の予算案件 12 件については、議会先例集に基づき、議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、平成 29 年度の予算案件 12 件については、「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま決定しました「予算審査特別委員会」の委員長及び副委員長につきましては、議会先例に基づき、委員長は、総務産業常任委員長の江田宏子さん、副委員長は、民生文教常任委員長の樋口勝豊 君といたします。

それでは、平成 29 年度の予算案件 12 件を一括して「予算審査特別委員会」に付託します。

日程第 35、議案第 34 号「辺地に係る過疎地域自立促進計画の策定について」の件から、日程第 40、議案第 39 号「飯山市水道事業に関する飯山市との協議」の件まで、以上、事件案件 6 件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案についての提案理由の説明を求めます。

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、事件案件について、上程を申し上げます。

最初に、議案第 34 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」であります。平成 27 年 6 月に策定しました「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」に基づく村の総合整備計画について、平成 29 年度以降で実施をする新たな事業を含めて、計画を変更するものであります。

まず、高社山辺地については、「高社山の山岳観光資源を活用した誘客対策を行い、高社山麓地域の活性化を図るため」登山環境整備事業とやまびこの丘公園魅力向上事業を追加し、馬曲辺地の馬曲温泉改修工事については、将来の源泉掘削を見込んだ事業費に変更する内容であります。

続いて、議案第 35 号「木島平村観光施設等の指定管理者の指定」についてでございます。

「木島平村観光施設等」の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、木島平観光株式会社。

指定期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年以内であります。

これまで、高社山麓観光施設、これは、スキーリフト、ホテルシュエネスベルク、テニスコート、やまびこの丘公園、ジュニアサッカー場、そして青少年交流研修施設、パノラマランドであります。それとカヤの平自然体験施設、馬曲温泉公園と、それぞれ施設ごとに指定管理としてまいりましたが、これらを一本化して指定管理とするものであります。

続いて、議案第 36 号「木島平村観光交流センターの指定管理者の指定」であります。

「木島平村観光交流センター」の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、木島平村観光協会。

指定期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年以内であります。

続いて、議案第 37 号「木島平村内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定」であります。

「木島平村内山手すき和紙体験の家」の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は、内山和紙振興会。

指定期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年以内であります。

続いて、議案第 38 号「村道路線の認定」であります。

村道の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

場所は、大字上木島字上原地区で、認定路線名は木島平村道 226 号線、延長は 34.2 m であります。

続いて、議案第 39 号「飯山市水道事業に関する飯山市との協議」であります。

これまで、穂高地区のうち中村区域の一部では、飯山市瑞穂南部簡易水道事業の区域外設置により給水を受けておりましたが、平成 29 年 4 月 1 日から同事業が飯山市水道事業に統合されることになったため、内容に変更はありませんが、改めて協議について議決が必要となった

ものであります。
以上であります。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。
（土屋喜久夫 議員 挙手）

議長（森 正仁 君）

はい、土屋喜久夫 君。
（「はい、議長。」の声あり）
（４番「土屋喜久夫 議員」登壇）

４番 土屋喜久夫 議員

上程をされました議案第３６号であります。

観光交流センターの指定管理者の指定ということでありまして、これにつきましては、ご案内のとおり１月３０日の臨時村議会において、設置条例の全部改正が行われ、指定管理ができるようにという流れでありました。

その中で、指定管理を具体的にやるよということについては、２月１７日の議会運営委員会で、村から提案があったわけでありまして。その中で申し上げたのは、関係の皆さんとの協議というよりも説明と言いますか、そのことができているのかというようなことでありまして、その場では返事はなかったわけでありまして、２月２２日に観光交流センターを使わせていただいている観光協会、それから直売所、それから体験施設と言っていますが、飲食店を集められて説明をされました。具体的に、４月から観光協会が指定管理を受けるという大前提のもとで、直売所、それから飲食店については、４月以降に公募をするという説明がありました。

自治法上のまた貸しになるのではないかなという、ちょっと懸念もあるわけでありまして、指定管理ということでありまして、使用料の収集等については、指定管理を受けたものがやるのもやむを得ないのかなと、若干あるわけでありまして、２２日の席で、まず１点目の問題でありまして、飲食店、具体的にはそば屋でありまして、資材を補てんしながら何とか運営をしている状況の中で、公募をかけて、手を挙げていただく村民の方なり、業者の方がおいでになるのかという質問の中で、どうしても手が上がらなければ開店休業も止む無しというような発言がありました。

ただ、先ほどの施政方針の中で、遊休荒廃地を使用したそば振興というような文言が出てきています。前々からそのようなことで、本村の行政を進めている中で、そのような大切な機関と言いますか、施設を遊休にしてもよいというようなことがあるとすれば、それについては、施策を共有できていないのかどうか、その辺について１点。

それから、先ほどのスケジュールで申し上げましたように、１月の末に条例改正を臨時会で改正をしたと。それから今回の指定管理の上程ということでありまして、先ほどの２２日の関係者の説明会の中で、観光協会長さんもおいでのになりましたが、もっと話は早い方が良かったというようなことがありまして、観光協会の理事がおられるものですから、どのような動きをというようなことをお聞きしたところ、昨日に理事会と言いますか、役員会の召集ということでありましたが、残念ながら急なものですから、理事の皆さんがお揃いにならなくて、後日というような会議になったようであります。申し上げますと、この辺の急ぐ理由は何か。他にあるのかどうかということでもあります。

議案書は、２１日の配布で我々の手元に来ています。その中で具体的に、観光交流センターの指定管理団体は村観光協会と書かれている議案書でありまして、実際に観光協会での議論と

言いますか、説明と言いますか、組織内の内容が整っていない状況の中で、あと1カ月を切った段階であります。

実際にこの議会そのものが、この内容について議論をする上で、このような、不親切でもありますし、よくわからないような内容を議決して良いのかどうか、大変不安であります。

この議案とは直接関係ありませんけれども、過去には、振興公社の業務をどういう過程で動かしたのかというようなことも、未だ不明な状況になっています。そんなことで、それぞれ村民の負担に応えながら、我々も活動していますから、その辺について、村民にしっかり答えられるような、内容の説明をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、土屋議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目、今入っているそば処、それと直売所につきましては、1月の臨時議会でも申し上げましたけれども、まず、指定管理の条例を議員の皆様にお認めいただきまして、その後に関係者を集めて、説明をさせていただくということにさせていただいていきたいということで申し上げます、おっしゃるように、2月22日に説明会を行ったところでございます。

公募をするということですから、これはやはり公の施設でありますので、単純に観光協会が一方的な形で業者を決めるというのは、これは問題があるだろうということでございます。一応、今のところ観光協会ということで、議案上程しておりますけれども、観光協会が公募をするという形をとるのが、一番やはり公の施設であるものですから、それが一番良いのであらうと。結果、どうなるかということですが、それは私もわからないところでございます。結果次第では、いろんな状況の中で検討をしなければならないと思っておりますし、廃止という言葉も出ましたけれども、私としましては、活用できる方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の1月の臨時議会でお認めいただいて、まだ理事会も開いていないのというような状況でございます。一昨日、開く予定でございました。当然、皆さん集まっていたということもあったわけなんです、私事でございますが不幸がありまして、出席できなかったというようなことで、残念ながら理事会は開かれませんでしたけれども、この会期中に当然、理事会を開いて、協会は、開いていただけるものだというふうに思っておりますので、その時に村からきちんと理事の皆さんへ説明を申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

どうですか。

はい、日碁村長。

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

今、産業課長の方から答弁いただきましたが、基本的に村の公共施設であります。できるだけ施設を有効に使って、そしてまたその利用効果を上げていただきたいというのがやはり、村と

して、管理者としての願いであります。そういう意味で今回の指定管理については、今の皆さんの活用方法を変更するとかを前提としたものではありません。むしろ、利用効率、そしてまた有効活用、そしてまた観光協会の運営にあたっての、言ってみれば財源確保。今は、テナント、店舗だけではなくて、例えば、ホールであったり、それから多くの会議室、畳の部屋であります。そこでそばの講習会等も現実に行われておりますが、もっと観光協会が直にそういう施設を全体的に有効に活用するということによって、その建物の機能をさらに高める、そしてまたそのことが観光協会の財力にもつながっていく、そういうことを期待しているわけがあります。そんなふうにぜひお考えいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

よろしいですか。

他にありませんか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております、事件案件6件についても、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

また、陳情についての委員会付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。

付託された事項については、委員会ごとに取りまとめて、報告期限の15日までに提出してください。

直ちに印刷を行い、16日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午前11時54分）

平成29年3月第1回 木島平村議会定例会
《第2日目 平成29年3月9日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

7番 江田宏子 さん。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

（7番 江田宏子 議員 登壇）

議長（森 正仁 君）

なお、江田宏子さんから事前に資料の持ち込みの申請があり、これを許可しましたのでご了承願います。

7番 江田宏子 議員

私は通告に基づきまして、4項目の質問をさせていただきます。

1項目目は、「子育て支援と福祉政策について」村長と教育長に質問いたします。

まず1点目として、「子育て支援」、特に「保護者の経済的負担の緩和策」についてお伺いします。

今、全国的に「子どもの貧困」が問題となっており、子どもの「6人に1人が貧困である」と言われていますが、洋服や持ち物など、子どもの外見からは分からない場合も多いようです。

また、孤食、ひとりでの食事や栄養の偏り、子どもだけの長時間の留守番による心の寂しさなど、親の仕事の状況、例えば早朝出勤や夜勤などでも、子どもがひとりで過ごす時間が長い家庭もあると思います。

家庭環境や食事を含めた日々の生活は、子どもたちの将来に大きく影響します。

「村の子どもは地域で育てる」、「家庭環境の格差による子どもの学力や学歴格差等の是正」という視点で、子どもたちの生活状況の把握とサポートの必要を感じます。

そこで、「村内の子どもの生活状況」や「保護者のニーズ」について、どの程度把握し、どのような支援や対応をしているか、特にひとり親家庭、非課税世帯等における子どもの生活状況、例えば、保護者の就業状況、食事、学習面などの把握、また、それに伴う支援の状況などをお伺いします。

また、経済的負担の軽減策として、以前からも提案していますが、次の3項目について見解を伺います。

1つ、退職教員の方のほか、高校生や大学生でも良いと思いますが、放課後や長期休暇中の学習支援。

1つ、個人持ちの学用品等の学校備品化の検討。

1つ、奨学資金貸付制度の「月々の返済負担額の軽減」に向けた返済期間の延長など。

次に、福祉施策について、次の3つの観点から状況を伺います。

1つ目として、弱者世帯の暮らしの状況やニーズをどう把握されているか。

また、相談しやすい窓口、困ったらまず連絡が取れる窓口を設けてはどうかと感じますが、いかがでしょう。

2つ目は、「福祉医療費立替払い制度」の利用状況と緩和策です。

現在、福祉医療費の請求は、病院でいったん、自分で支払い、後で村に申請することになっているため、支払いが困難な方にとっては、自分でいったん支払うことができない場合もあります。その対策として、立替払い制度があるのですが、それを利用できるのは、非課税世帯となっています。実際に今まで利用された方はどの程度いるのか。

また、今後「非課税世帯」という対象者の枠、条件を少し拡大できないかお伺いします。

3つ目は、介護予防の強化、例えば、居場所づくり、軽運動事業、脳活事業などについて、現在の実施状況や今後の計画をお伺いします。

また、今申し上げたもの以外に喫緊の課題として認識していること、新年度または近い将来に取り組もうと考えていることがあれば、お伺いします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

おはようございます。

それでは、江田議員の「子育て支援と福祉政策について」というご質問にお答えいたします。

子育て支援は、将来への大きな投資でありまして、重要な施策というふうに考えております。

村では、学校、地域と行政が一体となりまして、木島平教育の中でふるさと教育の充実に力を入れ、いきいきと成長していると感じています。しかし、今国では、グローバル化に対応するため、今小学校5・6年で行っている「外国語活動」を低学年まで広げ、2020年には、5・6年生は教科化し、義務化するという計画でありますし、3・4年生にも「外国語活動」を取り入れるというふうに計画をしております。

また、同時に、2020年には、コンピューターのプログラミングも教科に取り入れます。そこで、今後は、学力向上にも力を入れる必要があるというふうに考えております。

そこで、今年度予算で、英語検定や漢字検定に挑戦する児童生徒への助成を予算化いたしました。

更にこの取り組みを充実するため、現在教育委員会に放課後子供教室や空き教室を活用した学力向上のための方策を検討していただくようお願いしております。

また、現在行っている奨学資金貸し付けについては、平成29年度の貸付分から返済期間を延ばし、負担の軽減を図っていききたいというふうに考えております。

個々の詳細につきましては、教育長、民生課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

内堀教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「内堀幸夫 君」登壇）

教育長（内堀幸夫 君）

江田議員の子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援のニーズの把握でございますが、平成24年の子ども子育て支援法の制定を受けまして、平成25年12月にアンケートを実施しております。

また、「木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が28年3月作られておりますが、その策定にあたりまして、平成27年6月に意識調査を行い、そこで示された要望等を反映し、現在、保育料の負担軽減であるとか、延長保育などの特別保育に取り組んでおります。それと併せて子育て支援の支援体制の整備を行っているところでございます。

また、ひとり親世帯につきましては、戸籍の窓口で届け出がございましたので、そこで確認を行っており、現在、ひとり親の児童・生徒は、小・中学校の児童・生徒の約1割ほどとなっております。このうち、学用品であるとか、給食費などの実費徴収に係る援助につきましては、ひとり親児童・生徒の約半分が対象となっているところでございます。

次に、経済的な負担軽減の提案についての考え方でございますが、まず退職教員等による放課後学習支援でございます。現在、小学校で放課後子ども教室を開設いたしまして、学習生活の場を提供しているところでございます。この放課後子ども教室の活用を含めまして、学習のつまづきを防ぐという観点からも、放課後を活用した学習支援は、大切な視点というふうに考えております。学校運営協議会でありますとか、連携大学の教育を得ながら、放課後または長期休みでの学習支援の在り方について検討したいと考えております。

次の個人持ちの学用品等の学校備品化でございますが、児童・生徒個人が購入し使用します教材につきましては、ドリルであるとかテスト、それから夏休み帳などの消耗品類が主なものと考えています。

また、水彩画の道具、絵の具等ですね、それから習字の道具、木工道具、それから運動用具等につきましては、小学校で使用したものを中学校で使うというようなことで、負担の軽減に努めているところでございます。ご提案の学用品の学校備品化でございますが、クロスカントリースキーの用具につきましては、学校で備え付けておりますが、それ以外の物はなかなか無い状況でございます。リユースという観点もございますので、対象品目の拡大であるとか、その可能性も含めまして、学校と相談・検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、奨学金貸付制度の月々の返済負担額の軽減に向けた返済期間の延長でございます。

現在の奨学金は、大学生の場合月額4万円以内とさせていただいており、償還期間は貸付期間の1.5倍となっております。仮に月4万円で4年間の場合ですと、総額で192万円となります。現行では、この償還期間が6年となっておりますので、毎月の返済額は2万7千円程になります。ということで、この期間を仮に2倍とした場合に、償還額は2万円ということになりますので、月々の返済額が7千円程減額になるという状況があります。ご提案の奨学資金の貸付制度の月々の返済負担額の軽減に向けたということで、今村長からも答弁いたしましたように、平成29年度の貸付けから期間の延長について、考えていきたいというふうに考えております。

現在、国におきまして、給付型奨学金制度の検討が行われております。その状況を見守りながら、進学に際しての経済的負担軽減の観点から奨学金制度そのものを、充実・見直しについて検討したいというふうに考えております。

近年、子ども、若者を取り巻く状況は、なかなか厳しい環境の変化があろうかと思っております。

こうした中、困難を抱える子どもたちに、ひきこもりや若年無業者、いわゆる「ニート」を発生させないため、自立に向けた相談・支援体制等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援を充実していくことが必要であるというふうに考えています。

以上でございます。

土屋民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「土屋博昭 君」登壇）

民生課長（土屋博昭 君）

それでは、村長に補足しまして、ご質問にお答えしたいと思います。

最初に、弱者世帯の把握についてのご質問についてでございますが、弱者世帯につきましては、高齢者、生活困難者、障がい者、母子、DV虐待などその要因はいろいろ多岐にわたっておりまして、複数の要因が絡み合っているケースが多く見られます。

そのため、村では地域包括支援センター、訪問看護師、ケアマネージャー、民生児童委員、福祉事務所など、それぞれ連携をしながら状況の把握や見守りをしているところでございます。

なお、村では、一人暮らしの高齢者や高齢世帯等のご自宅を、保健師、看護師が定期的に訪問させていただいており、暮らしの状況や困りごとなどをお聞きしながら、日常的に相談しやすい関係づくりを進めています。

ただし、公的な支援や見守りだけでは全ての状況の把握をすることは困難でありますので、地域の方々や福祉ボランティアの皆さん、配達業務を行っている事業者の皆さんなど、なるべく多くの皆さんに地域での見守りをお願いしながら、包括的な取り組みにより状況把握を進めてまいりたいと考えております。

次に、相談窓口の一本化についてでございますが、福祉介護の相談につきましては、地域包括支援センターが総合的な相談窓口となり常時相談を受け付けているほか、村の保健師、管理栄養士が定期的に相談日を設けながら相談をお受けしているところでございます。

また、地区の民生委員さんに身近な相談場所としてその役割を担っていただいております、必要に応じて村へおつなぎをいただいているところでございます。

しかしながら、「相談したいがどこへ相談したら良いのかわからない」という方もいらっしゃると思います。相談者が分かりやすいような相談窓口の設置及び広報等を通じた相談窓口の周知について、今後検討してまいりたいと思います。

次に、福祉医療費立替え払い制度の利用状況と緩和策についてのご質問にお答えします。

福祉医療費制度は、医療費の自己負担額を一旦医療機関の窓口でお支払いいただき、2か月から3か月後に村から個人の指定口座へ助成金をお支払する制度ですが、一旦は窓口でお支払いをしていただくことが支給の条件となっています。

その中で窓口での支払いが困難な方には、支払額を立て替える貸付金の制度がございます。対象は、ご質問にございましたように、村民税非課税世帯で医療費の支払いが困難であると認められる方となっております。

この制度につきましては、県下77市町村のうち、本村を含む58市町村で制度化されておりまして、本村では、これまで2名の方が本制度を利用されていらっしゃいます。

また、加えて本村では、貸付金を対象者に代わって村が直接医療機関へ支払う受任事務の方法を採っておりまして、対象者の負担軽減に取り組んでおります。この直接支払は、本村を含め、現在県下では、8市町村のみが対応しているものでございます。

今後も、対象者の負担軽減や村社会福祉協議会の生活福祉資金、生活困難者の支援機関でございます生活就労支援センター「まいさぼ」等と連携しながら、状況に合わせ生活困窮者支援にあたっていきたいと思っております。

ただ、非課税世帯の緩和につきましては、現在考えてございませんが、今述べましたいろいろな貸付金の制度・相談機関がございますので、そちらと個々に、ケースごとに対応をしてまいりたいと考えております。

次に、介護予防の強化についてでございますが、集いの場、あるいは居場所づくりにつつま

しては、各地区で「いきいき広場」を開催しております。

また、来年度予算で集いの場づくり支援といたしまして、サロンの整備に対する補助金事業を新たに計画してございます。

また、軽運動事業、脳活事業につきましては、介護保険の地域支援事業の中で各種教室を開催しております、筋力アップ教室による運動機能向上や、認知症・閉じこもり予防教室の中で脳トレなどの事業を実施しているところでございます。

平成29年度につきましては、少し強めの筋力アップ内容などを取り入れた教室も検討しております、今後、介護予防、認知症予防によりまして、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

学力向上支援ということで、今お話がありましたけれども、とても良いことだと思います。

ただ、放課後子ども教室を活用した学習支援というお話がありましたが、先日の予算審査特別委員会の中でも意見を申し上げさせていただいたんですけれども、放課後子ども教室の学習アドバイザーの方が先生として携わっていて、宿題を見たりということもされています。宿題をやる時間だけでも子どもにとっては、お家に帰ってやるというよりも、その場でやってしまうということは良いことだと思うんですけれども、それプラスαのようなことが負担になってこないような形で進めていただければなと思います。放課後子ども教室については、そもそも児童クラブが拡大した事業ということで、家に帰っても保護者が不在であるとか、そういう子どもたちの心のケアと生活のケアということも大きな目的でありますので、その視点は失わないように、その視点も重きを置きながら、放課後子ども教室の中でそのような事業にも取り組んでいただければと思いますけれども、見解をお伺いします。

それから、子育て支援のニーズ調査や生活実態調査についてですけれども、いま意識調査をして、それを踏まえて子育て支援の施策を進めているということで、それはそれで良いことだと思いますけれども、毎年学校や保育園、保育園でアンケートを取っているかはわからないですけれども、学校では毎年アンケートを子どもたちと保護者に取っていると思います。その中でどのような問いかけというか、質問、状況把握の項目があるかは、私も今の時点で把握できていないんですけれども、せっかくのアンケートの機会から、子どもたちの家庭環境を読み解き、現状把握をすることも必要だと思っています。実際、学校ではそのアンケートの中から読み取ってはいると思いますけれども、教育委員会として、そのアンケートの実態把握、実情把握をどの程度されているのか。その中から、そのアンケートの中で、親の帰宅時間、ひとりで食事をしている状況かどうか、そのようなことも含めたアンケートを取ることによって、子どもの生活実態がわかってくるとは思いますけれども、そのような項目があるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

それから、福祉医療費の立替払い制度の件ですけれども、非課税世帯といかなくても1回の支払いが多額で支払いができないという事例もあり得ます。そういった場合に、就労支援をしてもすぐに対応ということができないし、ましてや病気にかかっていたりという方には難しい話でもありますので、あとあと福祉医療費を支払うのであれば、条件によっては立替払いをするという拡大枠を設けるというのも状況によっては必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の検討もしていただければと思いますけれども、村長の見解を教えてください。

それから、介護予防の強化ということで、居場所づくり、軽運動事業、脳活事業、いま答弁の中であったのは、ある程度対象者が限られていると思われます。元気なうちからの軽運動や脳活事業も求められていることだと思いますので、例えば50代・60代、まだ体の利く元気なうちからの予防があとあとの介護予防につながっていくとも思いますので、その辺、生涯学習とも連携しながら積極的な取り組みをしていただければと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、4点ほど再質問をいただきましたが、最初の学習支援というか学力アップについて、私の方から考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

学力向上につながる取り組みには、大きく分けて3つの中身があるかなというふうに思います。1つは、学習を習慣づけるということが1つ、そしてまたつまずきを防止する、防ぐ、そしてまたもう1つは、更に学力の向上を目指す、その3つの形があるかなというふうに思います。

今の放課後子ども教室の中で宿題等をしている、それは学習を習慣づけるということにつながっているんだろうというふうに思います。やはり、これから考えなくてはならないのは、つまずく子どもをできるだけ減らす、そしてまた更に上を目指す子どもたちをどういうふうに支援をしていくか、だというふうに思います。そういう意味で、放課後子ども教室をそういう形で利用するというか活用するわけではなくて、今ある空き教室であるとか、希望者を募るとかいろんな方法があると思いますので、それらについてどういう形が一番いいのか、村にふさわしいのか検討していただくように、江田議員が申されたように、教育委員会の中で検討しているということでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（森 正仁 君）

内堀教育長。

（「はい。」の声あり）
（教育長「内堀幸夫 君」登壇）

教育長（内堀幸夫 君）

江田議員のアンケートについてのお答えをいたします。

アンケートにつきましては、過去にやったものにつきましては、保護者の帰宅時間であるとか就労時間についても調査をしております。それを反映した形の中で、今の延長保育等が打ち合わせてできたというふうに考えております。ただ、今小学校でやっているアンケート等については、私どもも承知していない部分もございますので、その辺は小学校と連携を取りたいなと思います。それから保育園につきましては、入所時に保護者一人ひとりにつきまして面接をしておりますので、その際にいろんな確認をさせていただいております。そうした中で家庭の状況の把握に努めているところでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋民生課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(民生課長「土屋博昭 君」登壇)

民生課長（土屋博昭 君）

ただいまの江田議員の再質問にお答えしたいと思います。

福祉医療の関係でございますが、多額の医療費がかかった場合、第1回目の支払いが大変ということでございます。予期せぬ病気あるいは怪我ということもございますので、その心配もでございます。ただ、2、3か月後にはお金が戻ってくるということでございますので、その間をどうするかということでございます。

社協では、そのための貸付け制度もございまして、1回そこでお支払いいただければ、あとは生活がまわっていくのかなという部分がございまして、そちらの方をご紹介しますながら相談に応じていきたいかなと思っております。

非課税の枠の拡大という件につきましては、今後状況等を見ながら検討をさせていただければと思います。

それから、元気なうちに運動をというお話でございます。

ご指摘のとおり、65歳以上ということではなく、それ以前の健康づくりが重要だということとは承知してございます。村では、健康セミナーを開催したりということで、知識とあと運動について講座を設けたりして参加者を募って事業を行っているところでございますが、今後ともそういった予防、病気とかにならないための予防事業につきましては、今後とも保健事業として力を入れていきたいと思っております。あと、健康づくり事業につきましては、生涯学習との関連が大変多いということでございまして、そこに健康づくりの講座も生涯学習の方で実施している経過もございますので、こちらと連携をしながら今後も事業の方を有効的に実施したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再々質問です。

最初に答弁があった相談窓口の件について再質問させていただきます。

相談窓口については、地域包括支援センターがその役割を果たしているという答弁でした。私も改めて地域包括支援センターについて役割を調べてみましたが、社会福祉士、保健師、ケアマネを置き、介護以外にも生活支援、消費者被害、高齢者のための総合相談の窓口としての役割を果たすということが業務内容として書かれてありました。しかし、一般的には介護に係る窓口という認識が強いと思います。

地域包括支援センター自体、どのようなものであるか、名前からしても高齢者の方々にはわかりづらいですし、また相談窓口と呼び方自体とても敷居が高い感じもします。その地域包括支援センターが窓口であってもいいんですけれども、その呼び名、通称をもう少し馴染みやすいものに変える、村独自のネーミングに変えるとか、気軽に相談しやすい窓口としてのイメージや周知も必要だと思われます。

また、現在村には4人の保健師が配属されていますけれども、その保健師が果たす役割もとても大きいと思います。先ほども高齢者の1人世帯を訪問してというお話がありましたけれども、その1人暮らしの高齢者だけではなくて、家族とは住んでいてもなかなか家族の中で面倒を見るのが難しいとか、高齢者ではなくても困っている方々、それから1人暮らしの高齢者と

いうことでしたけれども、ご夫婦2人の高齢者世帯というのもあります。色々なケースが考えられると思いますけれども、本当に村民に寄り添った相談体制なり支援体制がこれから、地域も一緒になって進めていくことがとても大事だとは思っています。

高齢者だけではなくて、弱者世帯のファミリーサポートとして、社協と福祉チームで一丸となって、いま現場から何が求められているのか、積極的なコミュニケーションを取り、現状に寄り添い、必要な対応策を実現する力が求められると思います。

産業振興も必要だと感じますけれども、村として、村民に幸福感を感じていただくことが村づくりの一番の基本だと思いますので、村長の公約である「村民に寄り添う村づくり」に向けた積極的な取り組みに期待するところですが、村長の見解をお聞かせください。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

江田議員の再々質問にお答えいたします。

地域包括支援センターの名称については、制度的な名称をそのまま使っているわけですので、わかりにくいということであれば、名称変更も、もっと馴染みやすい形の名称もいいのかというふうに思います。

そしてまた、高齢者の見守りについては、先ほど議員が申されたとおり、これから少子高齢化、特に高齢化が進行する中で、大変重要なことだというふうに思います。もちろん、高齢者だけではなくて、村には様々な形の弱者と言われる皆さんがおられるわけですので、そういう皆さんにできるだけきめ細かく目が通る、そしてまた行政の手が届く、そのような形に進めていきたいというふうに考えております。

ただ、税金という限られた資金、資源、そしてまた公平性、それらもしっかりと担保した上で進めていかななくてはならない、そういう役目もございますので、その辺をご理解いただきながら、先ほど言われました点については、ご質問というより、むしろご提言というふうに思っております。それらに配慮しながらこれから取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

それでは、2項目の質問とさせていただきます。

有機センター、通称、堆肥センターについて、村長にお伺います。

有機の里としてのシンボルである「有機センター」ですが、劣悪な労働環境や補修費用の増大など、議会からも、数年前から「根本的なあり方」を見直す必要性を指摘していましたけれども、先送りされてきた現状があります。

先日、人的被害は免れたものの、天井崩落という、一步間違えば、人命を落としかねない事態や、早急に修繕が必要な箇所が他にもあり、将来的な「あり方」の検討に早期に取り組むべきだと考えます。

そこで、4点お伺いします。

1、建設当時の本体建設費とこれまでの修繕費及び改修費、また今後見込んでいる修繕費・改修費等の概算をお伺いします。

2、牛糞と廃オガの受け入れ量は、建設当時と比べてどのような状況でしょうか。

3、堆肥の販売量は製造した量に対して、どのような状況でしょうか。

4、今後の有機センターの方針、検討手順やスケジュールなど、どのように考えているか、見解をお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、有機センターについてのご質問にお答えいたします。

有機センターにつきましては、環境保全と有機の里づくりということで、平成13年度に整備をいたしました。すでに16年が経過し、施設本体や機械にかなりの老朽化が見られます。平成22年度には長期修繕計画を策定しまして、計画的な修繕、更新を行ってきたところですが、実際には、老朽化の進行が速く、毎年、平均しまして1,000万円程度の修繕が必要な状況というふうになっています。

今年度についても、施設の一部の改修を行いまして、そこで働く皆さんの労働環境について改善を図ってきたところであります。

村の資源を有効に使い、環境保全型農業の推進による農産物のブランド化には欠かせない有機の里のシンボリックな施設であり、無くてはならないものというふうに考えております。

そこで、平成29年度予算で、老朽化した施設の修繕調査費を盛り込み、今後どのぐらいの費用が掛かるのか調査をする予定であります。

細部については、担当課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

江田議員のご質問に、村長に補足してお答えいたします。

まず、「建設当時の本体建設費とこれまでの修繕費及び改修費、今後見込んでいる修繕費」ということでございます。

有機センターは、平成12年度から平成13年度、2年にかけてまして整備を行っております。建築、機械設備等全て含め、約8億8千万円の事業をかけております。

その後、施設の改善や機械類の更新も含め、平成15年度から今年度も含めた14年間で、約1億4,000万円の経費をかけてきております。

今後の改修費の概算でございますが、実施計画では、29年度では、ホイルローダーの更新とトイレの改修で1,600万円、30年度は施設改修で2,300万円、以降、年度ごとに差はありますが、およそ年間1,000万円程度になる予定でございます。

次に、「牛糞と廃オガの受け入れ量は、建設当時と比べてどうか」ということでございます。

開所当時の受け入れ量の数値は、平成14年度で見ますと、牛糞が2,518t、廃オガが

3, 135 t、合計しまして5, 653 tでございました。

平成27年度では、牛糞4, 192 t、廃オガ5, 110 tの合計9, 302 tとなっておりまして、65%ほどの原料が増えている状況でございます。

次に、「堆肥の販売量は作った量に対してどのような状況か」ということでございます。

平成27年度実績では、生産量が2, 284 tで販売量が1, 848 t、率にしまして81%ということとなっております。この残分については、在庫確保といった状況となっております。

次に、「今後の有機センターの方針、検討手順やスケジュール」ということでございますが、木島平村では、有機の里づくりの中心的施設でありまして、農産物のブランド化に大きく寄与している施設であります。

建設後16年が経ち、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度の予算に盛り込みました老朽化調査を踏まえ、関係者のご意見をお聞きしながら、効果的な方策を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

搬入される牛糞や廃オガ等の有効利用という視点でも、有機の里の推進という点でも、有機センターの必要性というか、大事だということは分かるんですけども、現在、老朽化に伴う崩落の危険だけではなく、劣悪な労働環境による職員の健康被害についても心配されるところです。

今後の度重なる修繕費用等を考えれば、今の施設をそのままずっと使っていくのかどうか、早急な方針転換も必要だと感じますけれども、その辺りの見解をお聞かせください。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、先ほど申し上げましたとおり、有機センターについては、村としては本当に必要な施設というふうに考えております。ですから、その機能は、将来的にも残していきたいということでもあります。

ただ、おっしゃる通り、老朽化が進んでいるということではありますが、現時点で建て替えであるとか、別の方法は考えておりません。当面の間は、修繕をしながら現在の施設をできるだけ活用していきたいというふうに考えております。

その中で、おっしゃる通り、労働環境の改善等も当然、老朽化対策と同時にそれらについても併せて修繕計画の中で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

それでは、3項目目といたしまして、指定管理者制度について村長にお伺いします。

これについては、資料を付けさせていただいています。このホワイトボードにもある資料なんですけれども、ちょっと字が小さくて見づらいと思いますけれども、説明させていただきます。

指定管理者について、基本的には公募することになっていますが、公募しない施設もあります。例えば、この「公募する施設」としては、ここに○がついている「情報通信施設ふう太ネット」、「池の平スキーリフト」、「農の拠点施設」現ファームス木島平です。それから、「中町展示館」、「郷の家」、「内山手すき和紙体験の家」、そして「クロスカントリー競技場」、これは公募施設となっています。そして、公募されていないものについては、今回議案にも上がっています村の「観光交流センター」、それから「馬曲温泉」、「高社山麓観光施設」ということで一体的に木島平観光がいま指定管理者になっている施設。そして「パノラマランド」、「カヤの平高原」一体の施設ということになっています。

指定管理を公募しましたけれども、「中町展示館」については、更新時に応募者なしで、現在は村で管理をしていますし、「郷の家」についても、この3月まで「農民芸術ふう太の杜」で指定管理していますが、29年度は村で管理するという方向が出されています。

また、先日公募いたしました「池の平スキーリフト」について、「マックアース」が今まで管理しておりましたけれども、今年度の募集では、応募者がなかったという話を聞きました。

そして、今回の新たな指定や更新にあたって、「観光交流センター」そして「カヤの平高原」一帯の施設等々、理事会や取締役会に諮られずに議案に上程されましたけれども、会社や組織の経営や運営に大きく影響する事案でありますので、公的組織ということで、安易に進めるのではなく、今後はしっかり手順を踏んだ上で進められるよう、まず指摘しておきたいと思います。

そして、質問ですけれども、「公募しない」という判断と「指定管理者候補」の選定は、どこがどのような考えで判断しているのかお伺いします。

また、指定管理者候補の選定にあたっては、第三者も含めた「選考委員会」等の設置も必要ではないかと考えますが、村長の見解をお伺いします。

2点目といたしまして、観光施設について、今まではそれぞれの施設で指定管理者を指定していましたが、「高社山麓観光施設」、例えば、スキーリフトはスキーリフト、やまびこの丘公園はやまびこの丘公園、サッカー場はサッカー場ということで指定管理者を募集していましたが、今回、観光施設を一括で指定管理者としています。

今までの問題点、または今回の意図及びメリットはどのようなことかお伺いします。

3点目といたしまして、今回、新たに、「観光交流センター」、観光交流センターには、観光協会の事務所、そして直売所、そば処、そのほかホール部分、会議室部分がありますけれども、そこを一括で指定管理施設としています。そのメリットとして考えていることについてお伺いします。

4点目といたしまして、指定管理者制度では「また貸し」は禁止になっていますが、空いたスペースや管理できない施設等について、指定管理者が、テナントで他の団体に貸したり、管理を任せることは可能なのか。その場合、「また貸し」か否かの線引きはどのような点なのかお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、「指定管理者制度について」のご質問にお答えいたします。

指定管理制度は、言わばアウトソーシングの一種というふうに考えております。行政が直接管理するものから民間等の管理にすることによりまして、行政の管理業務と経費を軽減し、同時に指定管理者の活力と収益力を引き出して、効率的な施設の活用を図るものというふうに考えております。

「高社山麓」につきまして、一体的な指定管理としましたが、それについてはやはり同じ指定管理者が一体的に管理することによって、収益力を高める、また利用効率を高めていく、そういうふうにしたいという考えもありまして、いたしました。

ご質問の個々の内容については、総務課長、産業課長がお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(総務課長「佐藤裕重 君」登壇)

総務課長（佐藤裕重 君）

江田議員の指定管理者に関わる個々のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理者の制度でありますけれども、村の場合には「木島平村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」、これによりまして運用しているところでございます。

条例の第2条で「指定管理者については公募するものとする。」というふうになっておりますので、公募によるものが一般的であります。

この候補者の選定につきましてでありますけれども、現在は公募によるものにつきましては、選定は指定業者選定委員会をもって、これに代えているわけでありますけれども、現状として、先ほど江田議員の表にもありましたけれども、応募自体が1社もしくは0という状況であります。今後、複数の応募があったという場合には、必要に応じて専門家等を入れた検討会も必要ではないかというふうに考えます。

それから、この条例の第5条でありますけれども、「指定管理候補者の選定の特例」というものがありまして、これは「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによる効果が相当程度期待できると思料するときは、村が出資している法人又は公共的団体を指定管理者として選定することができる。」というふうにされています。

この個々の指定管理施設の指定管理者につきましては、この施設の性格等を考慮し、条例に基づきましてそれぞれ担当課が起案し、決裁を得てその取扱いを決定しています。

それから、テナント等の件でありますけれども、指定管理者制度では、その取扱いとして「管理に係る業務を一括して更に第三者に委託することはできないものであること。」というふうに定められております。従いまして、逆に言えば、指定を受けた事業者が運営上必要な場合、個々に具体的な業務について一部を他の事業者に委託することは可能というふうに解釈されております。ただし、この場合には指定管理者からの申し出によりまして、村が承認した場合のみとするなどの手続きは必要であるというふうに考えます。

村では、これまでの指定管理協定にあたりまして、この協定の中で「この協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に村の承

認を得たときは、この限りではない。」という条文を設けまして、運用しているところです。今後も同様に取扱いをしていくということが必要というふうに考えております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、江田議員の指定管理者に関わる質問について、2番、3番について村長に補足してお答えいたします。

2番は、管理施設を一括で指定管理としたのはどういうことかということでございますが、以前までは観光施設につきましては、リフト、パノラマランド、シューネスベルク、馬曲温泉公園、やまびこの丘公園、サッカー場、カヤの平ロッジと7施設に分けて指定管理を行ってまいりました。このすべてが先ほど総務課長が申し上げました条例第5条「指定管理候補者の選定の特例」を用いて、木島平観光株式会社にしてまいりました。

今回は、より横断的かつ総合的な管理をしていただきたく一括して指定管理としたものでございま続きまして、

観光交流センターの指定管理の件でございます。

観光交流センターは、今まで村が直接管理をしてまいりました。当然、各施設の貸借や使用料の収受も行ってきたところでございます。事務の削減はもちろんのことですが、観光協会に指定管理することによって、独自でホールや会議室の利用が可能となります。独自の企画で収益を得ることができるようになると考えております。より利用者の利便性の向上を図れるよう村としても指導してまいりたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

まず、「公募しない」ということについてですけれども、施設によっては、公募することで、より良い提案をもった事業者が応募してくる可能性もありますけれども、「公募しない」という選択で、その機会が失われることもあります。実際に誰も応募者がいなくて公共的な組織にということも仕方ない部分もあるとは思いますが、いずれにしても公募することでより良い指定管理者が出てくる可能性を失うということのデメリットについては、どう考えるかお伺いしたいと思います。

それから、2点目の観光施設の一括での指定管理者なんですけれども、現在、サッカー場とクロス競技場は、同じ場所ですけれども、どちらも観光株式会社で指定管理を受けています。ただ、サッカー場については、「公募なし」ですけれども、クロスの競技場は教育委員会管轄ということで、「公募」になっています。横断的・総合的に管理することがメリットと言うことであれば、ここの管理を一括にしない理由は何かあるのかお伺いします。

それから、観光交流センターについてですけれども、そば処について、観光協会がテナント募集をして、応募者がいなかった場合、「そば振興」が村の政策のひとつになっていますけれど

も、空かしておくわけにはいかないと思います。その場合の手立ても何か考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

再開は、１１時１０分をお願いいたします。

（休憩 午前１０時５９分）

（再開 午前１１時１０分）

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、江田議員の再質問にお答えいたします。

指定管理につきましては、条例に基づき執行していくということが大前提でございますが、先ほどありました「公募」をするか、「選定」にするかにつきましては、現在の利用状況、活用状況というのが大きな要素になるかなというふうに考えております。ですから、その施設を今どういう形で利用しているのか、「公募」することによってその利用状況が大きく変更されるというのは、好ましくないかなというふうに考えております。

そんな意味で、観光交流センターの今回の指定管理につきましても、指定管理にして、そのまますぐに今の利用状況が大きく変わるというものではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、クロスカントリー競技場の件につきましては、教育次長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高森教育次長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育次長「高森喜久 君」登壇）

教育次長（高森喜久 君）

江田議員のクロスカントリー競技場の指定管理の件についてお答えしたいと思います。過去には「公募」という形の中でスキークラブが受託をされていた部分もありまして、今回の場合は、公募したところ木島平観光(株)のみの応募であったという結果としてなっているわけで、よろしくお願いいたします。

それぞれ、施設については、観光施設と教育的な施設という形で、条例で分かれておりますので、現在の段階では、そういう取り扱いを行っているところですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

(産業課長「高山俊明 君」登壇)

産業課長（高山俊明 君）

観光交流センターについて、申し上げたいと思います。

現在、議案でお出ししています指定管理者、観光協会でございますが、その観光協会がテナントを募集するということでございまして、私が聞いている範囲でお答えを申し上げたいというふうに思います。

テナントの募集については、4月1日から4月いっぱい募集し、5月には新たな業者が決定する予定ということになっております。これは、「公募」で行うということで、役員会で決まったようでございますので、それが誰もいなかったという場合につきましては、また再度役員会でいろいろ討議され、例えば直営でやるのか、あるいはもう1回再募集するのか、ということにつきましては、役員会で決定されていくことだろうというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

クロスの競技場は、以前スキークラブで指定管理をしていて、今は観光(株)しか応募がなかったということでした。

今後、更新の時に、例えば公募をかけた時に、ほかの団体が応募してくる可能性もあるとすれば、逆に一体的な運営というのは、難しくなってくると思います。今はたまたまサッカー場とクロス競技場を観光(株)で、同じ指定管理者が運営していることで一体的な運営ができていると思うんですけども、その辺りの別々の指定管理者という話も見据えた中で、今後、クロス競技場について公募が必要かどうか改めて検討してはどうかと思いますけれども、一体的にということは、逆に言えばサッカー場とクロス競技場を一体的に公募する、または公募しない、直営にする、その辺りを今後、同じ空間にある施設ですので、検討が必要ではないかと思えますけれども、見解をお伺いします。

議長（森 正仁 君）

高森教育次長。

(「はい、議長。」の声あり)

(教育次長「高森喜久 君」登壇)

教育次長（高森喜久 君）

江田議員のただいまの再々質問にお答えしたいと思います。

クロスカントリー競技場とサッカー場については、基本的には別のものという捉え方をすべきものですので、影響はないと思います。

ただし、ご指摘のように、借りる側に立った場合にどうかという部分も1つにはあるかと思えます。それについては、今後、ある程度利用状況ですとか、そういうものを見た中で検討していく課題の1つではあると思いますが、現状の中では一体的に考えないで取り扱っていくということが良いのではないかと思いますので、そんなことで答弁させていただきます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子　さん。

(「はい。」の声あり)

7 番　江田宏子　議員

それでは、4 項目目、最後の質問になりますけれども、「新年度に向けた『組織』と『活力ある職員の育成』について」ということで、村長にお伺いします。

これについても、組織改変についての資料を掲示してありますので、また字が読みづらいかもしれませんが、これで説明をしたいと思います。

議会初日の全員協議会で、「新年度の組織改編案」が示されました。

それによりますと、産業課について、いま農林係、商工観光係、産業企画係とありますけれども、新年度については、産業課に農林係と商工観光係がそのまま、そして今まで産業企画係であったものを産業課に付置するということで、「産業企画室」として付置し、その中に「産業企画係」と「移住定住推進係」を設ける。

そして、建設課については、今まで農村整備係、これは国土調査業務も含んだ農村整備係、それから上下水道係、そして今年度 4 月に「移住定住推進室」ということで、この建設課の中に付置された「移住定住推進室」というものがありました。これを、新年度については、移住定住推進室はこちらの産業課企画室の方に入れて、「移住定住推進係」とする。

それから、建設課については、農村整備はそのままありますけれども、ここの農村整備係に入っていた国土調査業務を上下水道係と合わせて「国調・水道係」という名称で係を作るというお話でした。

それから、教育委員会についてですけれども、今までの組織の中では、「教育長」、「教育次長」、そして教育委員会の係としては、子育て支援係、これは、教育次長が兼務し、他に生涯学習係、これは係長がいます。そのほか、人権推進室長、これも教育次長が兼務、公民館長、これも年度当初は教育次長が兼務し、現在は専任の公民館長がいらっしゃいますけれども、このような体制でした。それを、新年度については、教育長の下というか、教育次長のところを、教育次長を廃止し、「子育て支援課長」と「生涯学習課長」を作る。そして、子育て支援課は、子育て支援係、生涯学習課は農村交流館長を兼ねて、その生涯学習課と生涯学習係にする。そのほか、人権推進室長と公民館長はそのままという改編案が示されました。

人事に関しては、議会として口を挟めることではありませんけれども、組織体制については、職員配置のバランスや、スムーズで効率的な事業執行ができるような指摘も必要であるという立場から、次の点についてお伺いします。

まず、1 点目として、新たに付置する「産業企画室」に、今年度付置したばかりの「移住定住推進室」を「産業企画室」に「係」として移管するという効果についてお伺いします。

それから、2 点目ですけれども、今まで農村整備係にあった「国土調査業務」を、全く関連性がないと思われる「上下水道係」と統合し、「国調・水道係」にする案について、多くの方が違和感を持たれると思いますけれども、その意図とメリットについてお伺いします。

それから、3 点目は、教育委員会についてです。

「教育次長」を無くし、「子育て支援課長」と「生涯学習課長」を設ける、1 つの課に 1 つの係というのが 2 つできるわけですが、その意図についてお伺いします。

それから、農村交流館に、生涯学習課長を置いて、農村交流館長を兼務することとしていますが、同じ施設内に、施設の責任者である「農村交流館長」と、公民館事業の責任者である「公民館長」がいるのは、外から見た視点では、役割の区別が付きづらく、かえって混乱するのではないかと思います。生涯学習課長が施設責任者という内部的な位置づけがあれば良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

そして、教育委員会、1 課 1 係ずつになりますけれども、1 課長・1 係長なのか、課長・係

長兼務にするのか、もし既に構想があるようでしたらお伺いしたいと思います。

また、「活力ある職員の育成」に向けてという観点からですが、村づくりのリーダーシップなり、住民のサポート役を担うのが役場職員であり、職員の意欲が村を作ると言っても過言ではありません。

しかし、オーバーワークの状況では、先を見越したプランづくりや課題解決、新たなアイデア等を考える気持ちや時間の余裕もなく、後輩職員の指導・育成等にも手が回りづらいと思われれます。

職員に時間的・精神的なゆとりをもってもらえるよう、事業の精査とともにパート雇用の臨時職、これは、今は臨時職はフルタイムですが、短時間勤務の臨時職員を置いたり、アウトソーシング、外部に委託する等、職員のサポート体制の検討も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

見解をお伺いします。

また、数十年後、村を担っていく若手職員の育成は喫緊の課題です。職員研修や若手職員の人材育成の取り組みの状況についてお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、江田議員の「組織改変」と「活力ある職員の育成」というご質問にお答えいたします。

まず、組織改革についてですが、「産業企画室」は、昨年6月に設立しました「木島平村産業ネットワーク協議会」を中心とした新たな産業の創出、地産地消及び農産物のブランド化、農産物の加工販売並びに移住定住対策をより進展させるため、産業課に付置するというものであります。

「移住定住推進室」は、村の組織規則では「係」と同じ位置付けになっております。今年度につきましては、移住体験住宅の建設があったり、そしてまた空き家とか村営住宅の管理、それらを含めましてハード事業を中心に、移住定住を考えたわけではありますが、むしろこれから、移住定住については、もっとソフト的な立場で考える必要があるだろうと、そんな意味から「産業企画室」が所管する産業振興による就業の場の創出・確保を図り、同時にその中で移住定住に結び付けていくと。その方が有効であるというふうに考え、移管するものであります。

それから、国土調査業務を農村整備係から国調・水道係とする件であります。他の係でも同様に1人の職員が複数の業務を担当しております。今回の「国調・水道係」だけでなく、ある程度の人数の職員が係、チームとして業務を行うことで、個人が1人で行う以上の効果があります。大きな括りとすれば建設課が担当課ということでありまして、係の人員体制も含めて2つの係体制とするということでもあります。

なお、職員としては、できるだけ多くの業務を経験することが重要だというふうに考えております。

続きまして、教育次長につきましては、現在、教育委員会に課長級が1人ありますので教育次長としております。生涯学習係が農村交流館にありますが、課長級以上が恒常的には不在というのが実情であります。事務事業執行上も、また村民の皆さまにできるだけご迷惑をおかけしないということから、生涯学習係に課長を置くということにいたしました。従いまして、子育て支援係には子育て支援課長を配置する体制となります。

なお、農村交流館長であります、施設の管理者としての位置づけというふうに考えております。そのため生涯学習課長の兼務ということではあります、「農村交流館長」として村民の皆さまと向き合うということはありません。公民館長と区別がつかないということはないというふうに考えております。

課長・係長の配置につきましては、様々な要件を総合的に判断して決めてまいります。

次に、「活力ある職員の育成」については、総務課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、「活力ある職員の育成」につきまして、お答えさせていただきます。

まずは、パート雇用の臨時職員というご提案でありますけれども、現在は臨時職員を必要に応じて募集し、職員の補佐的な立場で事務等をお願いしております。職員は、できるだけプランづくりや課題解決に向けた業務を担うよう体制を整えているところであります。パート雇用の臨時職員は、必要なケースが発生した場合には柔軟に対応したいというふうに考えております。

アウトソーシングにつきましては、職員だけでは対応できない業務、それから民間業者等にお任せしたほうが有効と思われる業務で、お願いできるものはそういうふうにしていくことがいいのではないかと考えます。

それから、職員研修でありますけれども、現在でも、長野県市町村職員研修センターが主催する各種専門分野等の研修、それから国の機関が主催する研修等に必要に応じて参加をしています。

また、今年度につきましては、村の4つの課題につきまして、40歳以下の職員がグループとなりまして、その内容について検討し、結果を施策に活かすなどの取組みも行っております。

特に若手職員の人材育成は、重要であるというふうに認識しておりますので、今後もあらゆる機会を通じて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問を2点させていただきます。

まず、国土調査業務と水道係と一緒にすることについてですけれども、今の答弁の中では、1人の職員で対応するよりは、複数の職員でチームとして動いた方が効果は上がるということですが、今まで農村整備係の中に国土調査係があったわけで、どちらかというと、水道係も国土調査係もある程度固定された業務内容だと思います。それに比べて農村整備係については、割と幅広い柔軟性のある系の業務内容だと思いますので、逆に今まで通り、なぜ農村整備の中に国土調査を置かないのか、置いた方がチームとして動きやすいように思いますけれども、もし特別なお考えがあるようでしたらその辺りをお聞かせいただきたいと思います。

それから、教育委員会についてですけれども、1課1係は、組織としてあまり効率的ではないと思いますけれども、現在、教育委員会が役場庁舎のスペースの関係でも、2カ所に分かれ

ているということが、このような改編の案につながっているとも思われます。

例えば、役場の庁舎が新築された場合について、教育委員会として、一組織として生涯学習係と子育て支援係の両方を新庁舎に置く考え、構想なのか、今の時点でお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、最初の「国調・水道係」についてお答えいたします。

それぞれ、業務とすれば忙しい時期、それからまた手が空く時期、それぞれあります。それらの職員の年間の業務量等も考慮しながら、そしてまた事業全体の中身を考慮しながら、新しい係を設置したというこでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それからまた、教育委員会の場所ではありますが、新庁舎を建設しても農村交流館は今の機能をほとんど維持するだろうと考えております。これらについては、前々からお話をしております村の中の全体的なグランドデザインとも関わってくるわけではありますが、農村交流館の今の機能、生涯学習であったり、人権推進、そしてまた公民館、そして文化財、様々な機能を果たしております。それらを一体的に管理する職員は必要というふうに考えておりますので、庁舎ができて農村交流館に職員は置くべきと、所管は教育委員会になるだろうというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

（終了 午前 1 1 時 3 4 分）

議長（森 正仁 君）

4 番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。4 番。」の声あり）
（4 番 土屋喜久夫 議員 登壇）

4 番 土屋喜久夫 議員

それでは、発言を許されましたので、通告に基づき 3 点について、質問をいたしたいと思いをします。

前段であります、また長い等の指摘もあろうかと思いますが、村長と議会との討論を生中継で見られる、大変開かれた議会運営ということではありますが、この機会は村民の皆さんにアピールできる貴重な機会でもあります。自治体は、村長、議員それぞれ選挙で選ばれています二元代表制ではありますが、やはり議員が村民の皆さんに自分たちの持っている考え方等を直接披瀝できる機会というのは、この一般質問、それから提案をいただきました議案の質疑、討論のみでありますから、この機会を大事にしたいと思っておりますし、村長も逆の意味で村民に直接、政策をアピールできる大事な機会であろうと思いをします。前回も申し上げましたが、簡潔が要点ではなく、村民にわかりやすく懇切丁寧な回答をぜひお願いをしたいと思いをします。

特に 3 月、1 2 月の定例会は、比較的村民の皆さんが自宅におられる時期でもありますので、よろしくをお願いをしたいと思いをします。

まず、第1点目であります。

「コンパクトシティについて」という題出しになっていますが、実質的にコンパクトシティというのは、中核都市のドーナツ化現象をどうしようかというような施策でありまして、ただ、いかに行政の効率を上げるかという意味合いでは、本村で申し上げますと、やはり道路延長なり上下水道等が狭いところで運営をしていくということ、維持管理、いま課題になっていますように、それぞれ公共施設等の維持管理、修繕等の経費をいかに削減しながら将来に、人口の減少についても必然の事実でありまして、将来人口に合わせた行政規模にしていくということが、大変大事なことだろうと思っています。

しかしながら、村でアパートを造って、遠隔地におられます村民の皆さんにお出でいただくという施策は、1つの施策でありましょうが、木島平村は都市部と異なりまして持家率が大変高いわけであります。極めて難しい施策ではあります、当然ながら高齢化の波と言いますか、もう高齢化ではなくて、木島平は高齢社会でありますから、どんどん1人住まいの皆さんが増えてきています。高齢者対策で頑張っておられますが、将来の独居世帯も極めて多く見受けられるというような状況で、地域の中での見守りは大変大事であります、限界もあるのではないかなということも考えられるわけであります。実際、先ほど申し上げましたように、高齢の皆さんの冬の間暮らすような場所、福寿苑という併設された住居スペースもあるわけですが、なかなか活用が難しい、固定化してきているというようなことであります。住民目線に立って、なぜ使われないのかというようなことの運営方策も検討すべきでありますけれども、冬の、今年のようにいきなり雪が多くなってしまうような状況の中では、大変不安を感じられる村民の皆さんも多いのではないかな、当然需要はあるのではないかなと。潜在的な需要というのは、当然出てくるであろうその中で、里山の家、旧北部小学校の3階などが活用できるのではないかなというようなことも考えるわけであります。

小さな自治体は、施設をいかに将来に向かって負担のないものにしていくかということになると、当然計画されております役場庁舎も、当然そのような視点で、今年度中に基本方針をお示しいただくということになっていきますが、建設当初の人口規模に職員数を合わせるのかどうか、いろいろと検討をされる必要があろうかということも感じています。

やはり、どうしても基金を取り崩すということは、将来に向かって使える貯金をなくすということでもありますから、この辺についても配慮を当然されていると思いますけれども、よろしくお願ひしたいところでありますし、公共施設等管理総合計画は、緒に就いたばかりでありまして、先ほども指定管理の話が出ていますが、公共施設をどうするのか、取捨選択すべきではなかろうか。逆の意味で、行政サービスを低下させないために、指定管理者に払い下げなどの方策で村自体の身軽さを作っていくべきではないかな。逆の意味で言いますと、指定管理をされている団体も、資産を持つことで経済的な信用を得ることができるといような、こういう発想の転換が地域経済に資することになるのではないかな、こう考えるわけであります。

そこで、ご質問申し上げます。

役場庁舎の建設に民間資金を活用し、経費の削減をする検討ができないのかどうか。

村の施設ばかりではなくて、先ほど申し上げましたように、村の施設ではありますけれども里山の家、集落施設、民間の施設等を活用した福祉施策、極めて身近なところでの施策の推進を図る考えはお有りでしょうか。

公共施設の取捨選択を考えると、何を基準として進められるか答弁をよろしくお願ひします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

村長（日基正博 君）

はい、それでは土屋議員の「コンパクトシティ」ということでありますが、中身については庁舎等の質問であります。

前段にありましたコンパクトシティにつきましては、国の方で考えている施策の中では、中心部にだけ人が残って、周辺部がだんだんと管理が行き届かない、その場合に周辺部にまた新たな小さな拠点を作って、周辺部の皆さんの利便性を確保するというのが構想かというふうに思います。

ただ、木島平村は、他の町村に比べると比較的人口が集まっている、住宅地が集まっているということで、言ってみれば村そのものは、かなりコンパクトシティと言えるのかなというふうに思います。

庁舎に民間資金をとということであります。

民間資金を活用する方法としては、例えば、P F I手法というものが最近あります。

ただ、現在計画している庁舎については馴染まないというふうに考えております。P F I手法というのは、民間が資金を調達して建物を作り、可能な行政サービスについては民間に任せる、村は建物をリースで借りて、委託した業務に対し委託料を払うというものであります。建設時に多額の費用が発生しない、建物が民間のものであるため、将来的なリスクは減るというようなメリットはありますが、億単位の資金を調達するということでもあります。建物を作るとすれば、大手企業の参入が考えられますが、地元産業への貢献は少なくなるのではないかとこのように考えます。また、結果的に将来的なリスクも見込んだリース料を長期間払うということになります。更に、今回の計画では、用途が行政と議会事務、防災機能であります。民間に委託できる業務はほとんどないのではないかとこのように考えます。

規模については、ご指摘のとおり将来を見据えた規模にしていきたいということで、今考えておりますが、当然先ほどの話のとおり、現在の行政サービス、福祉の基準を下げないというのが大前提でございますので、それらを勘案しながら計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、庁舎内に、例えばA T Mを設置するなど、民間サービスの提供によって村民の利便性の向上につながる、そういうものについては、一定の費用負担を条件に取り込むということは検討したいというふうに考えております。

それから、集落施設や民間施設の福祉施策への活用についてであります。集落施設を活用した福祉施策としては、現在、村内20カ所の地区集会所で介護保険の予防事業として「いきいき広場」を実施しております。集会所は、今後、お茶の間サロンのような住民の自主的な活動の場としての活用が考えられると思います。

それから、民間施設の利用につきましては、旧北部小学校、特別養護老人ホーム里山の家木島平の3階部分の活用について、施設側と検討してきた経過があります。今後検討を進めていく予定であります。民間施設も含めて、空き家など今ある施設を有効に活用していくことは、議員の質問のとおり必要というふうに考えております。

公共施設の取捨選択については、現在の利用状況と将来的な必要性、維持管理費などを含めた費用対効果などがありますが、主な施設については、平成29年度に行う、公共施設の全村的なグランドデザインの中で、村民の皆さんの意見も参考にしながら決めてまいりたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4 番 土屋喜久夫 議員

今、村長の方からお答えがありました、民間側の活用という意味合いでは、P F I という手法は極めて有効だろうという思いでいたんでありますが、極めて否定的と言いますか、難しいということでもあります。

ただ、実際、今の役場の建設がありますと、事業規模から村内事業者が企業体等を結成しても実施条件が極めて厳しい現状にあります。今後、木島平村にとってこのような大規模な事業というのは、あり得ないんだろうなと考えた時に、いかに村内経済に循環できるかどうかということには、知恵を絞るべきではないか。主体をどうするかという問題も当然出てきますけども、手法については先ほど村長の方から話があったように、家主が家を建てて、そこを村が借りて、家賃を払って行くということになります。そういう意味で、村でそういう企業体ができるかどうか、そういうことも含めて模索をぜひしてほしいなと思っています。実際、補助相当という期待も今出てきていますが、公共事業と民間事業の建設費を考えた時に、お示しをいただいているように2割相当というような補助率が出てこないだろうと思いますが、ただ、格安になることは確かだろうと思っています。その家賃が村民主体の組織に還元されるということ考えた時に、やはり一考すべき内容ではないかなと思うわけでもあります。

また、いま国主導で法改正が進められています。言えば複式で自治体の運営をしろということですから、当然役場を立てれば減価償却をちゃんと引当てをしていけというようなことまで出てこようかと思っています。そうなってきますと、当然ながらその家賃相当の部分は積み立てていくということになるかと思っていますので、それを村民に還元できるというものの考え方であります。

この辺の考え方をいかが評価されるか。実施をするということになりますと大変な困難だろうと思っています。言えば、優秀な職員がいっぱいいますからこの辺の困難はぜひ克服して、いかに8億という村の貯金を村民に還元できるかという考えを進めていただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

それから、地区集会所の関係であります。今「いきいき広場」というような形でサテライトで月1回程度それぞれ使用いただいておりますわけですが、実際にはそれを行うために村がスロープや便所の改造費等支援をしてきているところであります。

そんなことで、社協に委託をされながら事業実施をしておられるわけですが、そこからはなかなか広がらないという部分がありまして、自主的な活動を自然発生的に求めるというのは、なかなか難しいんだろうなというようなことを実感として感じています。

村が立ち上がりの支援を、積極的に支援をする考えがあるかどうか。お茶のみサロンといっても財源的な部分も当然必要でありましようから、そのお茶のみサロンを、地域密着型は村の権限で設置できますから、そんなことで制度を活用しながら裏付けのあるそういうお茶飲み会にしていけるかどうか、その辺についてお願いをしたいと思います。

また、里山の家を活用であります。検討をするということなことであります。ただ、実施目標をどの辺に定められるのか、お考えがありましたらよろしくをお願いをしたいと思います。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、最初にPFI手法による庁舎の建設についてであります、これについては実際のところ、業者提案があったものもあります。

ただ、それを見させていただくと、ほとんど大手でありまして一貫生産、元請から下請、孫請まではほぼその事業者が請け負うというような形が一般的なようです。そうすると地元の業者が入る余地はほとんど無いのではないかなというふうに思います。

ただ、この工事の場合ほとんどが鉄骨造というふうに限定されますが、その資材を後利用することで経費を下げていくということではありますが、その方法についても地方と都市部では、なかなかその辺の具合がうまくいくのかどうか、かなり疑問もあるかなというふうに感じております。

それから、里山の家の中3階部分の活用の件についてであります、これについては一昨年から、協議を進めてきているわけでありまして、ご存知のとおり、新しい特養施設の方針で建設をしておりまして、その間ちょっと検討については時間が取れないというようなこともありまして、今その検討が中断しているという状況であります。

現在工事が進んでおりまして、順調に進めばまた改めて3階部分の活用について検討していきたいというふうに考えております。

集会所の利用方法については、民生課長からお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生課長「土屋博昭 君」登壇）

民生課長（土屋博昭 君）

ただいまの土屋議員からのご質問に対してお答えしたいと思います。

集会所の利用についてということで、現在いきいき広場を実施しておりますが、受託されたサロンの経営、あるいは村として地域密着型の事業を検討したらどうかというお話であります。

地域密着型になりますと、集会所ではかなり全体的な利用、改修ということも出てくる可能性がありまして、大変難しいかと思いますが、いま介護保険では、要支援1・2の方、それからその前の予防が必要と思われる高齢者の方へのサービスということで、総合事業ということで、村で取り組んでいる部分がございます。

総合事業の中では、予防事業ということで、それらの要支援1の方、あるいは予防が必要な対象者の方へのサービスということで、例えばNPOとか地区のグループ・団体が主催して予防活動を行う場合に、総合事業の中で補助金を支出するということも可能になっています。

そういった意味では、自主的な地域の活動を村が支援するという部分については、今後、総合事業の中のメニューの中で検討しながら、より実態に合った効率的なサービスが実現できるように、また今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時でお願いいたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4 番 土屋喜久夫 議員

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

「地域交通体系」ということで、高齢者の交通事故の話題が大変多く報道をされております。交通関係機関、警察等、安協等含めて運転手の自主返納を推奨されておられますし、自治体によってはタクシー券と交換でというような、そんな自治体も見受けられるところでもあります。

ただ、木島平のように交通の過疎地、中山間地域では運転免許証の有無と言いますか、交通手段が取られてしまうということで、なかなか生活ができなくなるというような、大変重要な部分でもあります。

よく目にするわけではありますが、それぞれ、ゲートボールやマレットゴルフの大会に参加するというようなことで、役場を集合場所にしておられまして、役場の上の駐車場で、乗り合わせで参加されている様子、会議等も、いま婦人の皆さんがお集まりになって、そこから乗り合わせでお出でになっているような、そんなことをよく目にするわけでもあります。恐らく集落で直接行かれる方もあろうかと思いますが、交通手段のない人たちにゲートボールやマレットの大会等、好意で同乗をしていく、そんなような事例が多く見受けられるわけではありますが、ただ、昨今報道されるような事故を考えた時に、なかなか大変不安な状況が村内にも残っているなというようなことを感じるわけでもあります。

自らの生活の上でも欠かすことのできない運転、また、好意でお仲間を同乗させる運転、本当に何もなかったということに極めて感謝をしていくべきだろうと思います。

翻って、村内と言いますか、特に役場の関係ではありますが、見ますと駐車場にマイクロバスが、朝・夕の運転はされていますが、空いている。シャトルバス、それから周遊便、デマンド等、まあ、デマンドはけっこう村内を回っていますけれども、委託をされているハイヤー会社の周りに駐車をしてあるという部分も見受けるわけでもあります。

それぞれのデマンドバス、シャトルバス、周遊便、スクールバス等、いろんな制度の中で運行されていますので、なかなか活用というのが難しいだろうとは推測をするわけではありますが、やはりそんな、例えば村外の大会に出て行くに、高齢者の皆さんが乗り合いをする、それをちょっと手助けできないのか、空いている時間の活用はできないのだろうか、多くの村民が疑問に思うところではないでしょうか。

逆の意味で申し上げると、車両のそれぞれの耐用年数はありますけれども、いかに運行時間を長くして有効に使うかということも財政の儉約につながっていくんだろう、そんなことを考えるときに、村だけではなくて、申し上げれば社会福祉協議会でデイサービスの運行で使っている小さな車も、朝・夕の送迎のみの活用、まあ、間等に調査で使われているという例も見ますけれども、そんなところを効率的に運行して村民の利便に活用できないか、またそのために運行時間が長くなることによって、雇用の創出も考えられないか。いろいろ地域交通体系を考えた時に考えられる部分であります。

そこで質問であります、先ほど申し上げたような多くの資源を連携して活用するための運行管理をぜひ検討していただきたいし、全てをつなぎ合わせるということを検討された経過があるかどうか。

もっとつきつめれば、いろんな制度の枠があるわけでもありますから、その部分について、言えば木島平で交通特区というような発想をしながら検討をすることについていかが考えられるか。

それぞれ、今、制度ごとに担当部署が違っているものですから、その辺について、役場の公

用車については、一括管理をしながら職員のための運行をされているわけでありますから、そういう意味でそれぞれの部署ということではなくて、担当をひとつにして連携を取れないかどうか。もし、村がその部分も担うということが人材的にということになれば、ちゃんと資格を持った委託をしている民間事業者がその辺を担えないかどうか、そんなことをぜひ、あろうかと思っておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、土屋議員の「地域交通体系について」というご質問にお答えしたいというふうに思います。

前段、お話ししましたとおり、高齢者の免許返納、これについては、国の制度としても規制が厳しくなってくる、そんな動きもあります。そんなことで、これから大きな課題になってくる、それに対する村の施策も当然考えなくてはならない大きな課題かなというふうに考えております。

ただ、行政が行っている地域交通には、目的がそれぞれあるというふうに考えます。1つはやはり福祉的なもの、そしてまた生活の利便性に応えるもの、そしてまた教育的であったり、介護であったり、そういう特定の用途に供する、そういうように考えるわけであります。

免許返納に伴って全ての皆さんの需要にお答えするというのはなかなか難しい課題かなというふうに思いますが、少しでも困難な皆さんの手助けができればというふうに考えております。

そんな中でありますが、議会の初日にも行政報告で申し上げましたが、民間の路線バスが村内から撤退をいたしました。移動交通手段が無い高齢者や学生のために村内や飯山市内への移動手段として、平成18年からデマンドバスの運行を始めております。一昨年の10月から村内の移動について、高齢者は100円としましたことから、多くの皆様に利用されております。

新幹線飯山駅の開業に、飯山駅から村内への交通手段として運行を始めましたシャトル便は、昨年10月から、利用者の要望が多かった役場を経由するルートに変更いたしました。平日は長野方面に通学する高校生の利用を考慮した時間にすることもありまして、昨年同時期と比較して40%ほど利用が伸びております。

議員の質問にあります、現在運行しているすべての資源を連携しての効率的な活用についての検討ということではありますが、昨年の決算審査特別委員会の審査意見にも、地域公共交通の抜本的な見直しが必要との意見をいただいております。現在運行しているデマンドバスやシャトル便等を総合的に効率的な運行が図れるよう引き続き検討してまいります、そんなふうに回答したわけではありますが、最低限で何台の車両が必要なのか、運行時間が重なる時にどう対処すればいいのかについて、検討を始めたところであります。

また、現在開催しております地域公共交通会議は、運行ルートの変更など主に行政側の課題について意見をいただく場となっておりますが、参加いただいております構成員は、路線バス運行会社や長野県タクシー協会、観光バス運行会社など、まさに議員の質問にある民間が考える運行について、いろいろご意見をいただくような会議になるよう、会議の持ち方を考えていきたいというふうに考えております。

特区については、それぞれの運行が持つ制度上の違いから発生している規制をどう緩和できるかではありますが、先ほど申し上げた交通体系全体の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4 番 土屋喜久夫 議員

今お答えいただいたところで足りるわけではありますが、そうは言いましても当面、活動的な高齢者の皆さんの乗り合わせというのは現実の問題としてあるわけでありまして、この辺をなんとか、例えば相談があつたら何とかできないかというような相談のできる窓口等をぜひ設置いただきたいのでありますが、その設置と言いますか、言えばどこが窓口じゃなくて、役場の職員が相談を受けたら一口乗るよという、それが一番ありがたい窓口でありますけども、どうしても今村有のマイクロバス立派なものがありますけども、それも稼働時間等を考えた時に、どうしても役場の車になってしまっている。実際には、村民の皆さんからお預かりしている財産でありますから、そんなことも視野に入れながら、お願いできればと思っています。

いずれにしても、そんなような窓口設置ができるのかどうか、また、村民の利便性、いろいろ会議等を進められるということではありますが、一番に村民の利便性ということですので、早急に対応できる、逆に言うと、どの辺を目安にというような、そのことも含めてご返答いただければと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、窓口の一本化については、それぞれやはり用途の違いがあつたりして、全てをまとめて一本にというのはなかなか難しいのかなというふうに思いますが、できるだけ情報共有、そしてまた使い方のPR等に努めながら、できるだけ村民の皆さんが使いやすい、できるだけ使っていただく、そういうものにしていきたいというふうに考えております。

それからまた、地域の公共交通ということではありますが、現在はデマンドバスが、シャトル便ですが、村から飯山駅、赤十字病院等に行っておりますが、やはりこれからは広域的な検討もしていかないと、なかなかうまくいかない部分があるのかなというふうに考えております。

ただ、今のところ法規性等なかなかクリアしなければならない課題もありますので、将来的には村単独ではなくて、広域的な交通と言うか、そういうものを考えていく、周辺の市町村にもそういうふうに呼びかけていく必要があるというふうには感じております。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4 番 土屋喜久夫 議員

それでは、3点目の「住民のために常に想像力を働かせる職員体制は整っているか」という部分であります。

午前中の江田議員のところでも職員の育成等も含めて質問がありました。そんなことで、やはり村民のための職員という意味でそれぞれご努力をいただきたいと思いますし、日々切磋を

いただければと思っているわけであります。

ただ、日常業務といいますか、特に地域おこし協力隊については、国の制度ではありますけれども、任期を3年に区切っているというところは、やはり3年の間に結論を出さなければいけないという、言わばスピード感を必要としている地域の課題解決というところではないかなと思っています。その中で、実際には恒久的にと言いますか、「恒久的」という言い方が良いのかどうかというのもあるんですが、村がいつまでも恒久的にあるというものでもないとは思っていますが、本来正職員で対応しても良いような業務への従事も見られるわけでありまして、先日であります、議会との懇談会の中で、募集要綱と実際の業務がミスマッチになっているというようなご指摘もいただいているわけでありまして。村の事業を進めるというところでは、財政確保という部分にもいきがちですけれども、やはり村外から木島平という名前を選び出して、自分の持てる力で活躍をしようという、まして3年間で結論を出して場合によってはそこに定住をする、そんな決意の皆さんであります。その3年の間に自分の意思とは別のところで業務をこなすということになると、精神的にも大変でありましょうし、実際には年間200万円強の報酬でありますから、経済的にも大変だろうと思っています。そんなところで、それぞれの隊員を支援する場所等がはっきりしていない、担当職員というようなことのようにありますが、担当職員は自らの業務をこなしていくのに汲々としている状況の中で、自分の業務の補助というような使い方をしているのではないかなという懸念もあるわけでありまして。単なる職務の補助であれば、その制度ではなくても派遣会社等の外部委託というようなこと、言わば業務の終わった時点で、次に人件費の要らない、そういう体制を整えていくことが必要ではないかなと。

実際、村の事務の軽減化を図るという意味では、マイナンバー制度も施行されています。今回、ちょうど確定申告の時期でありますから、確定申告をする中で、自らの番号を認識された村民の皆さんも多いのではないかなということを思っているわけでありまして、近隣の自治体では、コンビニエンスストア等を使った住民等の交付を進められているようであります。基本的には公務でありますから、法令・条例・規則に沿った業務推進ということにはなりませんけれども、やはり住民目線に立った時に、場所や時間帯に関係なく取得できるというのも、これも住民のメリットではないかなと。新しい住民の皆さんを呼び込む上でも、割合と活用できる要素ではないだろうかという思いであります。

いろいろ申し上げましたが、言わば職員が怠けているということではなくて、人件費も地域の経済のリーディングになっていきますから、一番トップだろうと思っています。その中で、人件費の高さの問題ではなくて、いかに村民福祉の向上、幸せの追求することができているのか。非常に財政を圧迫していますから、儉約できる部分は儉約をする、そのために、外部委託はどの程度可能かお伺いしたいと思います。

また、先ほど申し上げました地域おこし協力隊であります。中山間の振興を進めようという国の施策であります。非常に活用すべきだと思いますが、ミスマッチングがあんまり出てくるようでは、いったん立ち止まる決意も必要ではないかなという思いがあるわけでありまして、今後の活用はいかがでしょうか。

また、先ほど支援と任務の摺り合わせということでもあります。3年で任務が終わるわけありますから、その先の定着に向けてどう支援をしていくのか。本人の考え方で、居られないとなったら出て行っていいよということではなくて、せっかく袖振りあったわけありますから、ぜひ木島平に定着をしていただく、そんなことを勧めなければならないんだろうと思いますので、この辺の部署をどこに置くのか。今までのようにそのまま担当の部署ですすめていくのか、よろしくお願いをしたいと思います。

日 墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、土屋議員の「村民のために常に想像力を働かせる職員体制」と併せて地域おこし協力隊のご質問がありました。

先ほど、午前中の江田議員の質問の中でもお答えいたしました。今年度から若手の職員の皆さんに、グループ分けをして村の中で抱えている課題について、それぞれ提案をしていただくと、そんなような取り組みをしております。どうしても若い職員の皆さんは、自分の仕事の方に没頭して、なかなか周囲に目を向ける機会もない、そんなふうにも感じますし、同時にまた若い皆さんが考えたことをできるだけ施策として予算付けなどをしながら実現していく、そのことによって若い職員の皆さんの意欲を盛り上げていきたいと、そんなことも考えております。

その中で、外部委託等のご質問がありました。

現在も指定管理者制度の活用や、各種作業等の外部委託を行っております。外部委託につきましては、村で行うことと、委託することのメリット・デメリットを勘案しながら、外部委託できるものは基本的に委託をするというふうに考えております。

ただ、村内の業者等をお願いできるものであれば、それはそれで良いことだと思います。

将来の財政状況を勘案したときに、議員のご質問のように儉約できるところは最大限儉約する必要があるというふうに考えておりますが、それについてはケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに思います。

そしてまた、地域おこし協力隊については、外部委託ではないというふうに考えております。やはり原則的に村の業務の補助職員ではないと。やはりそれぞれが持っている経験であるとか、知識、そして意欲をこの村のために活かしていただくというのが、地域おこし協力隊というふうに考えております。そんな意味で、これからもその制度については、活用していきたいというふうに考えておりますが、これについては、やはり募集する際に将来の定住、それから収入等に結び付く、そういうようなことを予め念頭に置きながら募集をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、活動内容、それから分野が様々でありますので、活動の支援についてはそれぞれ所管する部署で行っております。ただ、その後定住するか、どんなことを職業にするのか、そういうことについては、総合的な相談というか支援体制を作る必要があるというふうには感じております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4 番 土屋喜久夫 議員

今のお答え、特に協力隊の部分については、大変良いご回答をいただいています。ぜひ、この制度を活かして村の振興ということをお願いをしたいと思いますし、むしろ集落単位で疲弊をしているところもあるわけでありますから、この辺の配置、今職員が集落担当というようなことで配置になっていますけれども、なかなかそれぞれの集落、区の役員会等にも関わってなくて、実施計画を組み替える時に、1年に1回か2回、区に入るというような現実がありま

す。職員も大変忙しいわけでありますから、やむを得ないのかなという思いと、少し前の新聞等でも千曲市での棚田の「飛び出す公務員アワード」等で表彰されている県職員の方もおいでになりました。それは、職務外でということでありまして、やはり一番身近な村に在籍する職員でありますから、そんなことになってくれたら嬉しいなどの期待だけの話になってしまいますが、集落担当の活用、協力隊の活用等、入っておられる集落もありますけれども、それを今後も引き留めていく考えはあるかどうか。

また、外部委託という考え方の返答もいただいたわけですが、そうなってしまうと、先ほどの庁舎の話ではありませんが、外にお金が出て行ってしまうということも考えられますので、なかなか雇用のないところでありますから、どこがやるのかというのは難しいですが、例えば、村民を雇用して派遣会社を立ち上げる、やはり起業の支援もするというのは村にありますから、そんなことで皆さんご存知のとおりであります。近年、病院等の窓口等、非常に教育、訓練等の行き届いた皆さんが出迎えていただいて、好感を持てているわけであります。

役場はサービス業ではないのかなと言うのですが、国勢調査でいきますと職務はサービス業でありますから、当然その辺も考えられるのではないかな。実際は、先ほど申し上げましたように、法令等の制約がありますから、当然、個人情報条例に罰則を設けていくなり、いろんな条例改正も必要だろうと思いますが、そのようなことが可能ではないかと思いますが、その辺についてお答えをいただければと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、最初の集落支援に、例えば協力隊であったり、他の皆さんを活用できないかという話でありましたが、やはり集落支援となると、かなり住民の皆さんと接して、またその状況等について深く知らなければならぬということで、なかなか協力隊の皆さんには難しいかなというふうに思います。かなりそういう経験等を積まれた方であれば良いわけでありますが、そういう意味では役場職員、そしてまた議員各位もそうでありますが、村の行政等に大きく関わった皆さんが、その後地域に入って中心的な役割を果たしていただく。制度としてではなくて、そういう形が望ましいのかなというふうに思いますので、そんなふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それから、外部委託につきましては、先ほども申しあげましたとおり、村内で受けていただく皆さんがあれば、やはりそれが一番良いわけであります。基本的にはそういう形で進めていきたいというふうに考えておりますが、それが難しい場合には、やはり村が直接雇用して管理をしていく、そういうものも当然あるというふうに考えております。それは、それぞれ先ほどの話のとおり、ケース・バイ・ケースで、どういう形が村民の利便性の向上であったり、そしてまた経費の面でも一番有効なのか、その辺を考えながらあたっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

（終了 午後 1 時 3 3 分）

議長（森 正仁 君）

8 番 樋口勝豊 君。

(「はい、議長。8 番。」の声あり)

(8 番 樋口勝豊 議員 登壇)

議長（森 正仁 君）

なお、樋口勝豊 君から事前に資料の持ち込みの申請があり、これを許可しましたのでご了承願います。

8 番 樋口勝豊 議員

それでは、発言を許されましたので、通告に従って3点質問をいたします。

最初の質問は、オスプレイの日米共同訓練の問題であります。

陸上自衛隊は、2月23日に、3月に新潟、群馬両県で実施する米海兵隊との共同訓練に、米軍のMV 22 オスプレイ 6機が参加すると発表しました。昨年12月に沖縄県で墜落、大破した機種であります。アメリカでは、「未亡人製造機」と呼ばれるほど事故の多い、安全性にも非常に大きな問題がある飛行体であります。低空飛行ではものすごい爆音、そして砂礫を巻き上げる爆風など非常に危険なものであります。

そして、それが今日、明日が群馬県相馬原演習場、13日から15日が新潟県の関山演習場で訓練・演習を行い、そしてその前後には米軍横田基地にも回ったりするということで、群馬と新潟の演習場を結ぶ線上に木島平村があります。そして、米軍の「ブルールート」、「エリアH」というこの飛行ルートに村が入っているということでもあります。カヤの平の動植物などの自然破壊も非常に危惧されるところであります。

議会としても、すでに意見書を関係機関に上げてありますし、今議会でも2件のこのオスプレイの陳情があり、再度意見書を上げることになるという状況であります。また、昨年9月30日には、県及び県市長会、県町村長会が防衛大臣及び環境大臣に要請を行っております。

村を代表する村長は、国、県に低空飛行訓練、これを行わないよう意見を上げていただきたいと思いますが、お願いします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長（日碁正博 君）

はい、それでは、樋口議員のオスプレイ共同訓練についてのご質問にお答えいたします。

3月6日から17日にかけて関山演習場及び相馬原演習場等における日米共同訓練が行われると、そこにオスプレイも参加をするということになっております。現在行われているわけですが、この件に関しまして、2月27日に長野県も知事名で防衛大臣に対して「両演習場と近接する長野県として、県民や観光客の安全や安心に影響を及ぼすことがないように」という要請が行われております。

オスプレイにつきましては、以前からその安全性が懸念されております。平成27年11月4日の、北関東防衛局からの情報では、訓練区域には本村の一部も含まれているということでありまして、上空を飛行することは住民生活に大きく影響を及ぼしかねない事態も想定されるため、国の責務として安全性を確保していただきたいと考えております。

また、昨年12月には沖縄県で事故が発生しているということから、国にはより一層対応を強く望むものでありまして、引き続き県、そしてまた町村会を通して国への働きかけをしてま

いりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

樋口勝豊 君。

（「はい。」の声あり）

8番 樋口勝豊 議員

それでは、2番目の問題に移ります。

「子育て支援施策を充実するよう求める」ということであります。

1つ目。子ども医療費の無料化では、高校卒業までと本村ではなっておりまして、評価しておりますが、窓口無料化ができていないと、先にも質問しましたが、全国で6つの県だけがこの窓口無料化ができていないという中に長野県が入っているというわけであります。この窓口無料化を実施するように、長野県に要望をしていただきたい。

また、現在無料化をしている中でも、1レセプトについて500円の負担がかかるようになっております。せっかく無料化をするのでありますから、この500円負担も無くすという方向で県に要望を上げていただきたいというふうに思います。

2番目の問題は、保育料の無料化の問題です。この無料化と軽減する方向が全国でもだいぶ進んでおりまして、第2子の無料化であるとか、所得制限の緩和なども国の制度を超える充実が進んでいます。これについても、昨年村では軽減してきておりますが、更に検討をされて、拡充できるように検討を求めたいと思います。

3番目ですが、給食費無料化が多く自治体で進められています。軽減策も含め検討されるよう求めたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、それでは、「子育て支援施策の充実について」というご質問にお答えいたします。

最初に、子どもの医療費窓口無料化の実施及び500円の自己負担額の無料化を県に要望するよというご質問であります。子ども医療費窓口無料化については、国でも少子化対策の観点から、平成30年度から、未就学児を対象とした医療費助成については、減額調整措置を行わないと、そういう見直しをされたところであります。

これを受けまして現在、県では「福祉医療費給付事業検討委員会」を設置しまして、県及び市長会、町村会の代表者によりまして、窓口無料化制度の導入時期や医療機関における請求方法などについて、県下統一のルールづくりのための検討を行っております。

本村としては、受給者負担額の500円については、給付制度を今後とも継続して維持していくためには、最低限の無理のない額としてやむを得ないと考えております。

いずれにしても、現在、県で統一ルールの検討をされておりますので、その経過を見守りながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

保育料の軽減、給食費については、教育長からお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

内堀教育長。

(「はい、議長。」の声あり)
(教育長「内堀幸夫 君」登壇)

教育長（内堀幸夫 君）

樋口議員の保育料及び給食費の軽減に係る質問についてお答えをいたします。

まず、保育料の無料化もしくは軽減でございますが、保育料の負担軽減につきましては、昨年の12月定例会においてもお答えをさせていただいておりますが、村では、子育ての負担軽減の観点として、第3子の保育料について、平成26年度に年少から卒園までの3年間の保育料を無料化し、平成27年10月からは、未満児まで無料化を拡大しております。また、さらにこの平成28年度からは、全保育料を16%引き下げるなど、軽減措置を実施してきているところでございまして、この16%の軽減というのは、全ての入園者に対する所得制限の緩和というふうに考えております。

こうした結果、一人あたりの平均の保育料では、平成25年度は、16,429円ほどであったものが、平成27年度決算では、12,186円と25.8%程に引き下がっております。また、本年平成28年度では、9,845円になる見込みでございます。ですので、平成25年度に比べますと40%程度の引き下げとなる見込みでございます。

こうした保育料の軽減、それから看護師、それから子どもの発達に応じた支援員を配置するなど子育て環境の充実に務めておりまして、平成27年度決算では、保育所運営に対する財政負担は、1億2千万円程になっているのが現状でございます。

子どもたちの成長を地域で支えるということは大切な課題であると認識をしておりますが、現在の財政状況を考えますと、第2子無料化を早急に措置することは難しいと考えております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、給食費の無料化または軽減についてでございます。

学校給食法では、施設の設備や調理員の人件費は、設置した自治体、ということは村が負担をしております。それ以外は保護者の負担とされており、現在、食材の購入費として、月あたり小学生で5,000円、中学生で5,700円の負担をいただいております。

給食費の無料化につきましては、家計の負担軽減による子育て支援であるとか、少子化対策として取り組んでいらっしゃる自治体があることは承知をしておりますが、保育料の軽減と同様に、現在の財政状況等を考えますと、早急に措置することは難しいと考えております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

樋口勝豊 君。

(「はい。」の声あり)

8番 樋口勝豊 議員

この3つの問題、子どもたちの貧困という問題が大きな問題になっておりまして、そういう意味では、言わば社会保障の一環にもなるような施策でありますので、ご検討をお願いしたいと思っております。

給食費の無料化について、再質問をさせていただきますが、ここに給食費無料化の新聞「赤旗」の記事をご覧くださいと思います。

北海道や沖縄など5道県の342の市町村を調査したところ、47%にあたる163市町村が独自の補助をしている状況であります。

子どもの貧困化の中で、無料化は学校からの社会保障だという大学教授もおります。

韓国では、貧困の対策として、子どもがみじめな目に合わないよう、小学校の94%、中学校の76%が無料化されているということでもあります。

給食費の徴収分は、2,200万円ほどになるわけですが、今年から米粉パンがなくなり、村からの繰入れはなくなりました。そういう意味では、この無料化あるいは軽減、全額でなくともいいから多子世帯の問題、それから低所得者対策などの検討をされるよう強く求めたいと思いますが、お願いします。

議長（森 正仁 君）

内堀教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「内堀幸夫 君」登壇）

教育長（内堀幸夫 君）

樋口議員の給食費の質問について、お答えいたします。

議員のご指摘のように、県内も進んでいるところがあると聞いておりますし、それから県内では、3市町村ほどが無料化等の検討をされているというか、実施をされているという話は聞いております。

いわゆる貧困対策というのは、重要な観点だと思っておりますし、その点では考慮しなければならないかと思っておりますが、議員ご指摘の現在2,000万円ほどの負担となっております。それを考えますと、先ほど申し上げましたように、早急にここで軽減できるという状況ではないということをご理解いただければと思います。

議長（森 正仁 君）

樋口勝豊 君。

（「はい。」の声あり）

8番 樋口勝豊 議員

それでは、3番目の質問をいたします。

「国民健康保険の給付の改善の検討を求める」ということであります。

長野県内では、原村で66歳以上は10割給付、医療費が無料です。信濃町では、世帯主の入院、通院に対して9割の給付をしている。飯綱町は、世帯主通院に対して8割の給付をしているということでもあります。

この問題について、県としては市町村の判断でこういうことをやることは、「引き続き可能である」というふうに議会答弁をしております。

村としてこの問題の検討をされるよう求めたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、「国民健康保険の給付改善について」というご質問にお答えいたします。

現在、国保の本人負担額につきましては、6歳未満が2割、69歳までが3割、70歳から74歳までが2割、75歳以上の後期高齢者医療は1割負担というふうになっております。た

だし、現役並みの所得のある方については、３割負担となっておりますが、本人負担額の軽減につきましては、高校生までのお子さんや障がい手帳などをお持ちの方には、福祉医療制度による給付があります。そのほか医療費が高額になった場合には、所得に応じて一定の基準による高額療養費の給付がございます。

国民健康保険については、制度改正によりまして、３０年度から県単位に広域化され、今度は県が保険者になります。今後は、県下市町村が県と一緒に運営をしていくということになりますので、その中で検討をすることになるかというふうに思います。

いずれにしても、今後も国保の医療費適正化に向けて取り組んでまいります。やはり国民健康保険は、将来的ともしっかりと継続的な制度として残しておく必要がある、国民健康保険会計の健全性の維持が大事というふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

以上で、樋口勝豊 君の質問は終わります。

（終了 午後１時５０分）

議長（森 正仁 君）

３番 滝沢光平 君。

（「はい、議長。３番。」の声あり）

（３番 滝沢光平 議員 登壇）

３番 滝沢光平 議員

それでは、通告に基づきまして３点ほど質問させていただきます。

最初に「庁舎建設について」でございます。

庁舎建設につきましては、村長の公約の中でも大きな事項として、私を含め村民の方々がそれぞれ捉えているというふうに考えております。

計画では、本年２９年度から３２年度までに基本設計から建設完成までという日程になっておられます。

どの時点で、村民に公開され、改めてなぜ庁舎が必要なのかの理解を得、概要の中で当然、位置ですとか予算の内容、その根拠となる構造、また、完成後のお金のかからない保守管理等について、説明する機会が必要かと感じます。こうした説明する機会を行う予定があるのか、また、いつ頃になるのかお聞きしたいと思います。

木島平村では今後、庁舎建設のような大型の工事はまず機会がないというふうに考えます。この機会にぜひ村の関係業者が参加でき、携わった人たちが自慢し、喜びを感じ、誇れる機会をぜひ作っていただきたいと思うが、そのお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、滝沢光平議員の「庁舎建設について」のご質問にお答えいたします。

庁舎の建設計画につきましては、２月２８日の議会初日の施政方針の中でも申し上げましたとおり、平成２９年度中に基本設計を行います。規模については、１，６５０㎡、５００坪程

度でありまして、本体建築費は８億円として村民会館の跡地に建設したいというふうに考えております。その中で、「説明会を行う予定があるか」というご質問であります。予定しております庁舎につきましては、行政と議会機能、それからまた災害対策機能のみを想定しておりますので、平成２９年度に基本設計を発注したのちに、概略の図面の段階で村民の皆さまにご提示申し上げ、ご意見をお聞きしながら基本設計を完了させていきたいというふうに考えております。

そしてまた、時期については、これも施政方針の中で申し上げましたが、熊本の震災等を受けまして、庁舎についても、これまでなかった国の支援があると。それが平成２９年から３２年度までと、そのようなこともありますので、その期間に建設をしたいというふうに考えておるわけでありまして、そのスケジュールで進めております。

工事に关しましては、村内の関係業者が参加できるようにとの条件につきましては、重要なことというふうに考えております。どのような形で関わっていただくのが良いのか、また皆様のご意見をお聞きしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

滝沢光平 君。

（「はい。」の声あり）

３番 滝沢光平 議員

それでは、２点目にまいります。

「高社山登山道について」ですけど、観光産業の振興と私は思いますが、高社山に、過去にも遊歩道みたいな形のものがあるんですが、なぜ整備して新規でやる必要があるのか。

また、予算の概要、それと完成後の保全と保守は誰が責任を持って行うのか。

計画では、どのくらいの登山者を見込み、どのようにＰＲするのか。

また、ＰＲに伴う案内看板等の設置は、どのように行う予定か。

そしてまた、周辺にある施設等に対して、相乗効果はどのように考えておられるのかの点をお聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、「高社山登山道について」のご質問でございますが、村の観光基本計画においては、４つの基本方針を掲げております。

１つ目としまして、滞在型観光の推進。

２つ目に観光資源の魅力アップ。

３つ目として、広域連携観光の推進。

そして、４つ目にインバウンドの推進を掲げているわけでありまして。

現在の観光客数は、約２３万４，０００人ですが、平成３１年度には、年間３０万人とすることを目標に置いて、各施策を推進しているというところであります。

この１つ目の基本方針「滞在型観光の推進」において、既存の観光施設機能の充実強化及び新たな観光資源の掘り起こしによる誘客を基本的方向において、推進すべきものの１つとして、高社山登山道整備を位置付けております。

そしてまた、高社山につきましては、中野市、山ノ内町、飯山市にまたがる広域の資源であります。産業ネットワークの法人化による誘客でも広域観光資源の一つとして、他市町村との連携を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、滝沢議員の高社山登山道に関する質問に、村長に補足してお答え申し上げます。

この登山道につきましては、今現在、第7リフト降り場から山頂まで沢添いに既設の登山道がございます。ただ、景色が見えにくいという大変痛い欠点があるということでございます。今回新たに整備する登山道は、緑豊かなブナ林や眼下の眺望を楽しむことができるルートを選定し、より魅力的に整備してグリーンシーズンにおける誘客強化を図るものとしております。

登山道整備の概要については、新たな登山道の路線延長が760m、幅員は75cmから1.5m程度です。既設登山道からブナ林に入り、ゲレンデ上部に到達するルートになります。ブナ林の中には、極力伐採せず樹木を避けたルートとし、急こう配な個所には階段を設置します。

事業費は、総額3,210万円を見込み、財源に辺地債を充てることとしております。

登山道整備後の維持管理につきましては、村が行います。

次に、登山客の入り込みについてでございますが、登山者の実数を把握するということは非常に困難でございます。特に、中野、山ノ内、木島平それぞれから登るケースがございますので、この実数を把握することは、不可能に近いと思っております。

昨年も高社山の登山イベントがありまして、その際に夏山リフト、山頂リフトでございますけれども、これを利用される方も少なくなかったことから、このリフトの利用者数を事業の成果の目標と掲げたいと考えております。

昨年の夏山リフトの利用者数は1,172人、平成31年度の利用者数を1,600人、平成32年度1,700人を目標として考えております。

また、PRにつきましては、今年度加速化交付金で制作しましたプロモーションビデオ等を活用し、情報発信をしていきたいと考えております。

次に、登山道の案内看板の整備につきましては、現在スノーマシーン等の格納庫がある上段に既設の看板があります。これを更新するとともに、登山道ルート上に案内看板を数基設置してまいります。

登山道の整備によって、既存の観光施設の連携を図りながら、滞在型観光を推進していきたいと考えております。

また、NPOなど地域団体が企画する高社山イベントや、中野市、山ノ内町と連携した事業を展開し、官民一体となって高社山麓の魅力を生かした誘客事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

滝沢光平 君。

（「はい。」の声あり）

3 番 滝沢光平 議員

再質問させていただきます。

まず1点は、看板の件ですが、山頂には作るという話はなかったのですが、その辺の考えはどうか。

特にPRに関してですけど、これは地元の山ということで、村民である私どもが真剣に一役を担って、来所される皆さんにある程度そういう必要性だとか、村を楽しんでいていただきたいとPRするのが一番であろうかというふうに思いますが、地元に対してのPR方法というのはどう考えているのか。

2点お聞きしたい。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

滝沢議員の再質問にお答え申し上げます。

現在、山頂には円盤式の周りが見える看板がございますし、「高社山山頂」という標識も立ててございます。

特に木島平でどうのこうのというものはございません。ただし、木島平側から登るにあたって、今の山頂リフトを降りて50mぐらい行ったところに、ちょうど沢ルートと交わる場所があるんですが、そこに今年、看板は設置済みでございます。

そういったことで、案内看板の整備をしてみました。

それからPRでございますが、主には滞在型の観光を目指すということでありますので、村外に向けたPRをまずは考えていくということを観光サイドでは、そういう施策をとっていきたいというふうに考えております。

村内につきましては、生涯学習といろんな立場の中でそういう機会も作っていくんだらうと思っておりますし、産業課としましては、中野市、山ノ内町と連携を図りながら、「高社山を世界に発信する会」というNPO法人も立ち上がったことですし、この高社山を村外の方々にゆっくりと登っていただいて、木島平にゆっくり滞在していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

滝沢光平 君。

（「はい。」の声あり）

3 番 滝沢光平 議員

3点目に入らせていただきます。

「指定管理者制度について」ですけど、午前中も江田議員の方から、今どの場所が指定管理になってという話がございますが、私もこれがいいのかどうかというのがちょっと判断わからないところがあるので、あえて質問させていただいて、村長から見て指定管理制度がどういうメリットがあって、どういうデメリットがあるのか、具体的なことをお聞きできればと思いますので、よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、「指定管理者制度」のメリット、デメリットというご質問でございます。

指定管理者制度ができるまでは、村が所有する施設につきましては、各担当課での直接か管理委託契約によりまして管理運営を委託する、そういう方法でありました。いずれにしましても、担当職員が相当程度関わって維持管理の事務等を行い、場合によっては使用料等の収受も行っていたわけであります。

また、使用料金等は条例で定めていますため、その都度改正が必要でありまして、社会情勢に見合った適正な受益者負担に弾力的に対応することが難しかったということであります。

指定管理者制度のねらいは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方に基づいているものであります。

村としましては、村職員の人件費等の経費面の低減が図られますし、利用者には、施設の利用時間や施設使用料金等の弾力的な運用によりますサービスの向上が図られます。

受託者は、委託料が固定されるため、事業収支の見通しが立てやすくなると、安定的な運営ができますし、その創意と工夫によりまして、収入の増加も図ることができるということになります。

デメリットとすれば、場合によって短期間で指定管理者が交代すると、施設管理の運営のノウハウ等が蓄積をされないというようなことがあるというふうに考えております。

人件費の抑制などコスト削減の面だけで着目しますと、施設の運営経費が十分確保されない場合については、利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を及ぼすことも懸念の材料となります。そんなことで、適切な管理がされるよう村としても指導してまいります。

また、アウトソーシングの一手法として、民間の雇用拡大にもつなげていく必要があるというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

滝沢光平 君。

(「はい。」の声あり)

3番 滝沢光平 議員

通告にはないのですが、この制度は、契約期間というのは、だいたい明確に定められていますか。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(総務課長「佐藤裕重 君」登壇)

総務課長（佐藤裕重 君）

契約期間につきましては、今回の議案にも出させていただいておりますけれども、村では基本的に「3年以内」ということで定めて募集をし、業者を募っているところでありまして、現在、続くと3年ということで、継続する場合がありますけれども、区切りとすればそういったことで

対応しております。

議長（森 正仁 君）

以上で、滝沢光平 君の質問は終わります。

（終了 午後 2 時 1 0 分）

議長（森 正仁 君）

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 2 時 1 1 分）

平成29年3月第1回 木島平村議会定例会
《第3日目 平成29年3月10日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

1番 吉川 昭 君。

（「はい、議長。1番。」の声あり）

（1番 吉川 昭 議員 登壇）

1番 吉川 昭 議員

おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、大項目で2点、質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございます。

「高齢者の運転免許証自主返納者への支援と北信総合病院の通院について」お伺いいたします。

平成24年から28年の5年間に、木島平の高齢者の運転免許証の自主返納件数は、24件あります。

村として返納者への支援策は、現在どのようなものがあるかというのが1点でございます。

2つ目は、公共交通機関やタクシー業界などがそれについて現在とっている優遇策はどんなものがあるか。

岳北地域にある飯山赤十字病院の存続は大変重要であり、病院経営への補助やデマンドバス交通も充実していると感じております。

しかし、北信総合病院は、昔から高井郡の関係もあり、木島平村の利用者が多いのも事実であります。平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間に通院された70歳以上の方の実人数は、調査の結果295人おられます。70歳以上人口の約4分の1の人が利用されております。公共交通組合の事情などもあり、中野市までのデマンド交通は現在無理のようであります。

それに関連しまして、3つ目です。高齢者の北信総合病院への通院に対して、病気の事情、ご家族の事情、また、免許証返納された方への支援策は現在、村としてありますでしょうか。

4つ目は、今の3つ目の支援策がない場合は、今後の検討を考えているかということでございますけれども、村長の見解、答弁をお願いします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

はい、それでは、吉川議員の「高齢者の運転免許証自主返納」についてのご質問にお答えいたします。

村として返納者への支援は現在どうなっているかというご質問でありますが、村では運転免許証返納者はもちろんのこと、車を運転されない方の地域での活動や買い物などの交通手段として「デマンド交通ふう太号」を運行しております。また、平成27年9月からは、高齢者や障がいをお持ちの皆さんに、本人のご希望により村内区間が100円でできるパス券を発行いたしました。現在258人の方が登録され、年間延べ2,930人の方にご利用いただいているところであります。

次に免許証返納者に対し、公共交通機関やタクシー会社で現在行っている優遇策はどのようなものがあるかというご質問でございますが、村内のタクシー会社を含め、近隣のタクシー会社では、自主返納をした高齢者等の運賃を1割引きにするサービスを行っております。ただし、このサービスを受けるには、運転免許証返納時に警察から「運転経歴証明書」の交付を受け、タクシー乗車時にその証明書を提示することが必要であります。なお、地域を運行するバス会社については、現在のところ運転免許証返納者へのサービスは行われておりません。

次に北信総合病院への通院に対する支援策は現在あるかというご質問でございますが、議員のおっしゃる通り、複数の自治体を跨いで村が直接送迎することは、旅客業法や他の公共交通機関等の調整から難しいと考えております。現在は、車を運転されない方の通院は、公共交通では、デマンド交通と長電バスを乗り継いで通院となっておりますが、ご家族の送迎により通院されていることも多いかというふうに思います。なお、寝たきりの方や車いすが必要な方の通院等には、村の社会福祉協議会でリフト付きの車の貸し出しを行っております。また、介護付きの福祉タクシーを運行している事業所も近隣にありまして、それぞれの状況によって利用していただいているところであります。

今後の支援策につきましては、状況を見ながら今後必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

それでは、確認も含めまして再質問をさせていただきます。

近年、高齢者の交通事故、高速道の逆走、アクセルとブレーキの踏み間違いなど、ニュースでよく見ます。この近くでは、あまり聞く話でもないですが、なぜ近年このような事故が多発するのか。それは、昭和40年ごろ、ガーデントラクターの普及などをきっかけに、急激に免許を取得される方が増え、免許取得人口が増えたようです。その方たちが高齢化され、現在急激に問題となっております。今後も人口分布により継続します。

また、現状どのような方が事故になっているか。車が必要な方が多いようです。市街地の方より郊外や山間地の方のようです。くねくね道であったり、長距離の運転であったり、長距離の運転であったり、事故の確率が非常に高いようです。

運転できることは、楽しみや生きがいでもあります。お元気であれば、当然返納の必要はないと思います。しかし、危険な自覚症状や適性検査や診断で不可能の時は、返納が必要になります。この3月12日より一層の判断がなされるようです。

大切なのは、これは警察の方の見解ですが、大切なのは、免許証を取り上げるのではなく、返納しても生活できる地域をつくるのが課題のようです。

また、デマンド交通の現在の利用状況について、ちょっと触れてみたいと思います。

診察時間に間に合わないなどの不便な部分もあるデマンドですけれども、全体の中で飯山日赤利用は26%とほかの利用より非常に多いです。また、診療所、クリニック、歯科医院、鳥羽医院、また北信などへの木島駅の3%の利用を加えると、45%の利用があります。医療機関への利用が多いのがわかります。

公共交通機関の自主返納者への優遇策と自治体の支援策について、ちょっと触れます。

先ほど村長がお答えいただいたように、長野県タクシー協会に所属の村内及び近隣のタクシー会社では、警察署にて自主返納時に運転経歴証明書を発行してもらい、それを提示することにより1割引きのサービスを受けられます。路線バスでは返納者への優遇策は無いようです。先ほどの返答のとおりであります。

自治体の支援策では、1回限りの支援が多く、発行手数料の援助や2,000円から10,000円ぐらいのデマンド交通の回数券などが県内では多いように感じております。また、県内の中では、伊那市や東御市は高額であったり、継続的であったりすることもあります。また、近隣では、野沢温泉村の一部路線ぐらいで支援があるぐらいで、他がないのが実情です。

北信病院への通院対応ですが、クリニックや診療所で診察の後、北信病院への紹介も多いと思います。自分で運転して通院できる方は問題ないと思います。

公共交通会議の事情で、木島駅から中野までの路線バスがあり、デマンドを運行する許可は不可能のようです。先ほど答弁のとおりでございます。このバス路線は通学でも重要です。北信病院に1人でバスに乗って通院できる方はまだ良いかもしれません。ご家族に車で送ってもらえたり、社協の車をご家族が昼間借りてきて送迎できる場合も良いです。ただし、ご家族の事情や病状などにより1人でバスに乗れない方は、介助やタクシー利用になると思います。

ここで、再度質問いたします。

昨日、土屋議員の質問での村長の答弁に、今後は広域的にも考えなくてはいけないとありました。この広域的検討と、タクシー協会の1割補助のほか、自治体としても何らかの助成の検討を併せて前向きな検討が必要と思いますが、村長の見解を再度伺います。

議長（森 正仁 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

はい、それでは吉川議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃる通り、これから高齢者の運転免許の返納については、法的にも規制が厳しくなる、そんなことで返納される方が増えてくるんだろうなというふうに感じております。特に、この地方では車がないと生活できない、そういう高齢者のみの世帯も多くなるわけですが、その中で全ての車の利用に対して支援策をとというのはなかなか難しいかなというふうに考えております。通院であったり買い物であったり、そしてまた行楽であったり、また村では農作業等にも車を使う、そういう方も多くいらっしゃいます。その中で、どの部分に一番力を入れるべきか、それはやはり通院かなというふうに考えております。そんな意味でデマンド交通の運行をしているわけでありまして。ただ、他の市町村に入ると、なかなか料金設定の関係が、村内の場合と違って安くできない、そういう事情もありますし、そしてまた複数の市町村をまたぐ場合には更に難しい問題があるということでもあります。

そんなことで、検討というか課題としては掲げられて、検討しているところではありますが、その中でやはり出てくるのが、単独、村だけでその対策をとというのは難しいと、そんなふうに

感じております。そんなことで、これからまた他の市町村に声をかけて、新幹線飯山駅が開業以降、それぞれ運行しているバス、交通機関が多いわけであります。それらと併せて、福祉面での公共の交通というか、自治体による公共交通について考える機会を持ちたいというふうに考えておりますので、すぐにこういう形というのはなかなか難しいというふうに思いますが、更にこれから検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい」の声あり）

1 番 吉川 昭 議員

はい、それでは2つ目の項目の質問に移りたいと思います。

「産業ネットワーク協議会について」ということでございます。

村の産業の柱は、農業と観光と前から言われております。しかし、観光はどうしても予算が大きく、また慎重となり、イメージ的には縮小傾向のように感じております。

農業では、米、野沢菜、村内産酒米を使った日本酒はだいぶ有名になったと思います。しかし、野菜の量産品目は増えていないようにも感じております。

村での観光でお金を使う施設、落とす施設と申しますか、また、お土産、宿泊施設なども特別多くはないかと思えます。ないわけではないのですが、特別多くはないと思えます。ただ、村内を通り過ぎてしまうような観光では意味がないと思えます。

今回の村長の施政方針の中に、「産業ネットワーク協議会」を29年度中に法人化し、旅行業の免許を取得するとありました。とても私は有効なことで期待をしております。また、12月議会の一般質問でも触れましたが、村内全体を有効にまとめる役割として大いに期待をしております。

また、4月1日よりの組織改編で移住定住推進係も産業企画室に配置となり、外に向けての窓口が一緒で、というか近いということは良いと感じております。村内の人に早くから知ってもらい、協力いただくことが成功のもとになると思えます。

1つ目の質問でございます。具体的な構想があったら伺いたいと思います。PRとか、また、旅行業というのが出ておりますので、その辺も詳しく、具体的なものがありましたら伺いたいと思います。

2つ目。地方自治体では、移住定住を含めこのような取り組みには、地域おこし協力隊が非常に活躍しているんですけれども、どのように考えておられるか、見解をお伺いいたします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、それでは、吉川議員の「産業ネットワーク協議会について」のご質問にお答え申し上げます。

先ほど話がありましたとおり、村では、農業と観光が中心というふうに考えております。その中で、農業では、米とか一部の野菜、それからまた今年度から力を入れているそばなどについては、生産から販売まで村が大きく関り、その中でブランド化を図っていくことは、やり易いわけではあります。一般の野菜、特に村で多いアスパラガスとかズッキーニについては、

村単独でのブランド化というのはなかなか難しいなど。それはやはり、市場出荷が多い、そのこともありまして、村で生産振興はできても、そのことによってそのまま生産者に木島平産としてPRをする、販売につなげていくというのはなかなか難しい、そういう状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

昨年6月に設置されました「産業ネットワーク協議会」であります。観光協会、それから商工会、第三セクターやNPO法人など村内10団体で構成をされまして、観光地域づくりの実践を目標にしております。

これまで、専門部員の皆さんを中心にしまして、モニターツアーの実施や、お客様目線での村内マップの作製、情報の一元化を図るためのホームページの立上げなど法人化に向けて準備を進めてきているところであります。

ご質問の詳細については、担当課長からお答え申し上げます。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長 高山俊明 君）登壇）

建設課長（高山俊明 君）

それでは、吉川議員の「産業ネットワーク協議会」に関するご質問に、村長に補足してお答えいたします。

まず、具体的な構想ということでございますが、早い段階で関係者の理解を得ながら、産業ネットワーク協議会を法人化したいと考えております。

そのためには、まず事務局体制を整え、法人化の準備を進めなければなりません。法人化と同時に旅行業の資格を取得する予定でおります。

将来は、村全体の誘客・宣伝体制の統合、新たな収益事業の構築、滞在型募集旅行商品の創出を進めることとしております。そのためには、魅力ある村でなければなりません。そこで観光のみならず、農業や飲食店など全ての資源に磨きをかける必要があります。同時に、現在それぞれ団体や施設ごとに分散している情報を統合し、強化したいと考えております。

2番目の地域おこし協力隊の関係でございます。今現在もこの協議会の専門部員の中には、元地域おこし協力隊や現役の地域おこし協力隊の皆さんも中心になって携わっていただいております。

これらのことを含め、移住定住につきましても、地域おこし協力隊の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

産業ネットワークのそういった大枠については、私は良いと思っています。

あと、全体にちょっと触れて、また村長の方にお伺いしたいと思いますけれども、自治体の役割と機能に関して重要なことはたくさんありますけれども、維持発展させるためには、地域への収入が多くなり、豊かになること。また、村の人口が減り、自治体として機能しないことのないように、そのために何をするかです。人口減少で集落の消滅、各種団体活動機能低下などいろいろあります。そうならないためにということなんですけれども、それが一番の目標で

はないかなと感じております。

全国で高齢化率がいろいろ問題になっておりますけれども、65歳以上の高齢化率は、平成27年、2015年の国勢調査では、日本全体で26.7%です。木島平村は、35.7%でした。

28年10月で出ている資料では、村が36.7%、長野県で30.7%です。ちなみに全国が現在の木島平村と同じ36%になる予想では、2040年ごろ、23年後です。

人口が減ると、必然的に税収が減ります。現在でも村の税収は、村の予算の10から15%ほどです。また、人が少ないことで様々な活動の維持もできなくなります。そうならないために、産業の活性化、移住定住による人口の維持に取り組もうとしています。

どんな産業でも、また、それぞれの経営でも今より拡大できる環境の手助け、方向付けが必要だと思います。それにより雇用も生まれます。

では、何をどのようにする必要があるのか、です。

それで、地域おこし協力隊についてちょっと触れてみたいと思います。

これも、個別の件を出していいのかわからないですけども、大変ありがたいことなので申し上げます。

フィルムコミッションによる、今話題になっておりますけれども、ユーキャンのねこ勉です。ユーチューブですごい再生回数になっております。木島平の良い部分が紹介できたことに非常に感謝をしております。

地域おこし協力隊についてですけども、木島平では平成22年より取り入れております。現在10人ほどの協力隊が入れ替わりおられます。ふう太ネットで放送され、活躍されているのもよく見えています。しかし、最近でも村民の方より「何人いるの」、「何をしているの」、「どこから給料出ているの」と聞かれることもいまだにあります。

現在、一番多い都道府県は、北海道です。2番目に長野県です。県内で一番多いのは、平成28年の状況では、小谷村14名、飯島町12名、次に木島平村を含めて7名から10名ぐらいの市町村が多いようです。全体的に年々人数が増えているようです。

最近、移住定住、定住者増加、起業、婚活などの成功例には、協力隊、Iターン、Uターン、女性などの活躍が非常に目立っております。

また、平成26年頃より協力隊を起用した地域ですが、3年ほどで実績としても出して目立っています。

では、協力隊とはどんな人たちかということです。専門的な分野を持ち、それを活かしたいと考えている人たちです。

では、なぜ協力隊は地方に向かうのか。最大の魅力は「課題」があるからだそうです。「チャレンジできるから」だそうです。地方は、可能性に溢れて見えているようです。

地域の困っていること、関わりしろを提示して来てもらうことで、「来てくれてありがとう」と言える地域が成功しています。

都会で仕事の経験のある人は、リーマンショックや3.11の現状を見て、今までの常識として考えていたことが覆されたり、都会での生活に疑問を感じられた人もあるようです。成功例では、都会の2分の1から3分の1の収入でも満足しているようです。それは、活動や田舎での人とのつながりのある生活に満足しているからです。

成功事例では、地域の人、例えば行政の担当者であったり、現地で関わった人であったり、必ずそういった人がおられます。この人がいなかったら来ていなかった、帰っていたという人が必ずいるということです。そう考えると、景色ではなく「人」ということです。

また、協力隊本人もどんなことをやっているかということ、成功事例では、1年目はとにかく地域の人に知ってもらうための行事など全て出たり、努力をして住民に協力してもらい、2年目、3年目に大きな成果を出しています。

協力隊の任期終了後に6割の人が定住しているとのこと。ほとんどが20から30代です。その4割が女性です。

ではここで、木島平はどうなっているかということになります。

次に産業ネットワークについてです。

民間の様々な団体、企業、また関連ある行政内の部署を連携することに非常に期待をしています。産業ネットワークは何のためにつくったのか。先ほどからの課題やつながりを上手に連携させるためと思っています。

そこで質問ですが、昨日の土屋議員の村長答弁に、協力隊の集落担当者起用は難しいとありましたが、多くの人と関わることで、年配の方、同世代の方と知り合う中で、重要なつながりを持てる人ができるかもしれません。必要と思いますが、いかがでしょうか。

産業ネットワークの構想では、観光、産業の他に移住定住、民生課の婚活も連携を強化していただきたい。地域外も見えて分かっている協力隊の有効な起用は、村の力に大きいと思います。そのようなお考えでしょうか。

一番定住の可能性があるのが協力隊です。やりがいのあること、チャレンジできること、その後、生活できるような仕組みを本人ができるように環境を整えるのは村の課題です。これは、定住に対して特別な援助ということではありません。これは、協力隊だけではないですけれども、定住者、移住者に対して特別な援助をするということは、住民とうまくいかなくなるそうです。結果、移住者を不幸にするというお話も聞きました。環境を整えるということが、大事ということと感じております。

村長の見解を伺います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、吉川議員の再質問にお答えいたします。

産業ネットワークの役割と協力隊のその制度、活用の方法について、両方のご質問かというふうに思います。

産業ネットワークにつきましては、簡単に言えばやはり外貨を稼ぐということが、一番大きな目標かなというふうに考えております。外から外貨を稼ぐ、それはやはりこの村は、自主財源がかなり乏しい村であります。財政力指数もだいたい0.16から0.17か0.18、そのぐらいでありますから、やはり村の中に自主的な財源を多くするには、産業を大きくして雇用を大きくすると。そういう仕組み作りがこれから大事なかなというふうに考えておりますが、そのためのひとつとして産業ネットワークを立ち上げたいということでございます。

それから、協力隊の皆さんについてであります。昨日も申しあげましたが、やはり協力隊の皆さんの知識や経験、それからまたその意欲をこの地域で、この村で活かしていただくというのが一番大きな目的であります。やはりその協力隊を募集する際に、その知識や経験を活かせる分野での募集が大事なかなというふうに考えております。そしてなおかつ、その活動が3年後、4年後にこの地域で自分の生業としてつながっていく、そういう形での協力隊を募集していきたい、募集をしてきているということでもあります。そうでないと、なかなか移住定住には結びついていかないのかなというふうに考えております。そしてまた、協力隊の皆さんには、募集の形からそうですが、できるだけ地域の皆さんと交わっていただきたい、地域のイベント、行事には参加してほしいというようなことを申し上げたわけですが、それは個々いろいろ

る事情があったり、そういう方もいらっしゃると思います。引き続きそういう形でできるだけ地域の中に入る、地域の皆さんと交わる、そういう形で自分の足場を作っていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、吉川 昭 君の質問は終わります。

（終了 午前 10 時 32 分）

議長（森 正仁 君）

9 番 萩原由一 君。

（「はい、議長。9 番。」の声あり）

（9 番 萩原由一 議員 登壇）

9 番 萩原由一 議員

それでは、通告に基づきまして私から 2 項目の質問をさせていただきます。

はじめに、村長公約の進捗状況、また、課題として感じていること、また今後取り組むことについて伺います。

村長に就任され、1 期 2 年が経過しました。

公約として「みんなの声を明日につなぐ 村民が主役の村づくりを目指して」ということでありますが、「人が輝く村づくり」を進めるために、「健康・福祉」、「子育て・教育」、「くらし」、「産業」、「行政」の 5 つの項目を挙げられ、その実現に努力されていますが、現在の進捗状況について伺います。

それから、取り組まれてきた中で、課題として感じてきていること、そして今後取り組むことについても伺います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、萩原議員の公約の進捗状況についてというご質問にお答えいたします。

就任以来 2 年ということではありますが、いずれの公約についても一朝一夕ではなかなか解決できないなということをつくづく感じております。同時に、徐々に進展しているというふうにも感じております。

まず、健康面ではありますが、子どもの医療費につきましては、今年から高校生まで無料化というふうにいたしました。また、これまで 65 歳以上に限定しておりましたインフルエンザの予防接種助成についても小中学生まで拡充ということでもあります。

そして、平成 29 年度の予算の中では、中学 3 年生を対象にしてピロリ菌の保菌検査を公費で行うというふうに計画をしております。できるだけ若いうちから自分の健康に対する意識を高めていただきたい、そんな願いでもあります。

そしてまた、たびたび申し上げておりますが、福祉面では、デマンドバスの料金の見直し、それからまた子育てでは、特に保育料の負担軽減について取り組んでまいりました。第 3 子の無料化、それからまた今年度から全体的な保育料の軽減に取り組んでおります。

教育では、協働の学びの中で、故郷への愛着と誇りを育てる教育、お互いに意見を言いなが

らも人を尊重できる子どもたちに育ってほしいというふうに願っているわけではありますが、今後はそれに加えて学力の向上につながる取り組みも進めていきたいというふうに考えております。29年度予算に計上いたしました小中学生のチャレンジ助成については、英語検定や漢字検定に積極的に挑戦して、学びに対する積極的な意欲を高めていきたいというものであります。この点についてはまた別な方法も考えていきたいということでもあります。

それから、くらしでは、やはり安心して住み続ける地域づくりが大切というふうに考えております。特に最近では、地震による災害が頻発しております。そのため、一次避難所となる各地区の集会施設の耐震化が必要ということではありますが、各地区の耐震化それから新築については、地元負担が大きいというような声もあります。そこで、新築については、村が7割助成するということで、今後も整備を進めてまいります。今年度は2地区で耐震補強の工事が行われました。そして、1地区で新築ということでもあります。

産業面では、今年から遊休荒廃農地を活用したソバの生産振興に取り組んでおります。荒廃農地対策、それから特産品振興と併せて、ソバを通した調布市との交流促進を図ってまいりました。昨年は、27haの作付けでありましたが、天候不順で収量が少なかった、そのような点、反省点を活かしながら、更に拡大してまいりたいというふうに考えております。それから、カヤの平の魅力アップと情報発信については、平成29年度から栄村と共同して行うことになりました。高社山とともに、広域観光の目玉として、より多くの観光客を村に呼び込み、農業や商工業などにも経済的な効果をもたらす、そういうものにしてまいりたいと考えております。そのために、昨年たちあげました産業ネットワーク協議会、これを29年度には法人化、そして旅行業の資格取得を目指しているわけでもあります。平成29年度中には、その作業を終わらせて、あらゆる産業での経済的効果を生み出す、若者が安定的に暮らせる雇用の創出に結びつけていく、そういう環境の整備を整えてまいりたいと考えております。

行政面では、若い職員の提案を取り入れるため、4グループに分かれて課題研究を行うなど、将来の村を担う人材育成を目指しております。

また、移住体験住宅の活用など、若者を村に呼び込む施策についても取り組んでおります。更に若者の出会いの場を増やして、結婚に結びつけるための取り組みも更に積極的に行いたいと考えております。

いずれも緒に就いたばかりの事業が多く、今後ますます推進しなければならないというふうに考えておりますが、全ての施策について、常に進化と向上を目指してまいりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

萩原由一 君。

（「はい。」の声あり）

9番 萩原由一 議員

今答弁いただきました一部の施策については、評価をいたしますが、産業ネットワークのことについて、伺います。

先ほど、吉川議員の方からもありましたが、重複することがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、産業ネットワークの法人化ですが、その中身について将来的にどんなふう to 持っていくか。それから、村を含め、9団体か10団体で構成されているようですが、そのメンバーは。そして、現在、村主導の組織がありますが、村が関与するとどうしても甘えが出てくるので、村の関与は最低限に思うが、その辺の答弁を願います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、産業ネットワーク協議会の法人化ということで申し上げておりますが、現時点でどういう形の法人にするかというのはまだ決めておりません。一般社団法人にするのか、株式会社形式にするのか、それぞれ一長一短あるというふうに考えております。社団法人にすれば、より多くの皆さんの声を聞きやすい、そういう利点もありますが、判断が遅くなる可能性もある。株式会社の場合には、課題があった場合に、すぐに対応できる行動力があると、そういうような両面があるかなというふうに考えております。そんなことで、法人化に向けて、そのことも含めて現在検討をしているという段階であります。

構成団体、それからどのような具体的な活動をするかについては、産業課長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

萩原議員の再質問にお答えします。

構成メンバーでございますが、10団体ございまして、ちょっと私全てを把握していないので大変申し訳ないんですが、村、それから観光協会、商工会、それから第3セクターの観光株式会社、それからNPO法人「あつまれむらびと」、木島平米ブランド研究会、それと農人（ノービット）クラブ、若い人たちの農業の集まりです。それと、6次産業推進協議会、それと農業振興公社、それから農村木島平株式会社ということで、大変申し訳ありません、10団体でございます。

具体的な中身ということでございますが、それぞれの団体で今まで産業と言いますか、農業や観光、商工業、そういったことを独自でPRしてきたものでございます。それぞれがホームページを持ち、それぞれが個々にPRしてきたということで、そういうものをこれからは、全体がひとつになって、村が一体となって進んでいく、産業を高めていく、推進していく、といったことを目的としております。

先ほども申しあげましたように、それが例えば情報発信をそこに一元化することによって、全て都会のお客様が、どんな情報でもそこで見られるといったようなこと、それからいろんな形の中で、やはり今までは観光は観光施設だけを考えていたのを、今度は商店街と結び付ける、あるいは農業と結び付けていく、それによって新しい観光商品が生まれる。それを都会の人たちに発信していく。そのために、旅行業の資格が必要であるということでございます。そういったことも含めて、これから準備段階に入っていくわけですが、それぞれの構成団体のご意見を伺いながら、今後早めに法人化して、そういった体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

萩原由一 君。

(「はい。」の声あり)

9 番 萩原由一 議員

それでは、次の質問に入ります。

職員の健康管理、メンタル面の管理についてであります。

村職員は、様々な部署で業務を行っていますが、部署によっては、通常の業務の他に新規事業の立ち上げやスポーツ大会、そして土・日等のイベント、また、夜の会議などでオーバーワークとなっている部署もあると思われる。

昨年、職員のストレスの状況についてチェックを行う「ストレスチェック」を行ったと聞いているが、その結果の検証はどのようにされているか伺います。

また、産業医についても伺います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、「職員の健康管理及びメンタル面での管理は」ご質問でございますが、この件につきましては、担当しております総務課長からお答えを申し上げます。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務課長「佐藤裕重 君」登壇)

総務課長（佐藤裕重 君）

職員の健康管理等につきまして、村長に代わりましてお答えをさせていただきます。

職員のストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法に基づき、常時従事する従業員が50人以上の職場において実施することが義務付けられております。村では、平成28年度、今年度から実施をしております。

その取扱いにつきましてですけれども、「ストレスチェック実施要領」を定めまして、これにも基づきまして運用しているわけでありまして、個々の結果につきましては、個人情報保護の観点から実施事務従事者のみが取り扱うこととなっております。村の場合には、総務課総務係の職員がこれにあたっております。

受検した職員が、その結果によりましてストレスの程度が高く、医師による面接指導が必要と判断し、本人が希望する場合には、その面接を受けることができるよう定めてられております。

それから、産業医につきましては、村では今年度から実施しているところでございます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

以上で、萩原由一 君の質問は終わります。

(終了 午前10時49分)

議長（森 正仁 君）

2番 勝山 卓 君。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番 勝山 卓 議員 登壇)

2番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして3点の質問に入らせていただきますが、よろしくお願いします。

まず、第1点目であります、「持続可能な財政運営について」ということでお願いをしたいと思います。

村では、地方創生総合戦略を策定し、平成28年度を地方創生元年と位置づけ、また、第6次総合振興計画の見直しをかけながら、住民の福祉の向上や産業振興に様々な事業展開に取り組んでおられるわけですが、本年も大型な事業が計画されており、今後、役場庁舎の建設はもとより、観光施設の改修、公共施設の維持管理、また特別会計への繰出し金等、多額な投資資金が必要となっている状況にあるわけであります。そうした中で、財政運営、財政の健全化についての考え方について、お伺いをしたいというふうに思います。

村長は、「村民福祉の維持向上のためには、生活に欠かせない公共施設の維持管理が必要であり、そのためには既存の施策や施設を見直し、節約できるところは節約し、必要なところには投資する。その取捨選択が大事」だと、こういうふうに言われているわけですが、まさにその通りというふうに感じます。行政の手掛ける全ての施策が村の活性化に結びつくものとしても、その行政サービスの有効性、経済性、効率性などについて、限られた財政の中で、最小の経費で質の高い行政サービスを実現、向上するためには、事業の選択、集中施策が重要だと、こんなふうに思っているわけであります。

「事業検証」が平成29年度予算の編成にあたり、反映されているか、また、今後の事業の対応方針についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、勝山議員の「持続可能な財政運営について」というご質問にお答えいたします。

村の財政の現状につきましては、施政方針でも申し上げましたが、平成29年度当初予算では、基金からの繰入れが3億3,070万5千円となっております。これは、28年度当初と比較しますと7,480万円の増という状況であります。

昨年12月の実施計画の見直し段階での財政計画では、平成27年度決算時点の基金残高は26億3,300万円ですが、平成33年度末には、7億3,000万円になる試算であります。

一方で、地方債残高は29億5,700万円が29億3,400万円と、ほぼ横ばいというふうに試算をしております。

この時点でも、実質公債費比率や将来負担比率は、国が示している“危険”と言われる基準

には、相当程度の余裕はあるわけでありますが、実施計画は、庁舎建設と観光施設の相当程度の改修を見込んだ数字であります。今後も予測しない支出が発生することも含め、予断を許さない状況であるというふうに認識しております。

事業検証の件ですが、担当課では実施計画の見直しの段階で、一旦精査をし、ヒアリングを行っております。その内容を踏まえて、予算編成の段階で、各課において再度検証し、また、査定の段階でもその必要性を考慮し、新年度の予算に反映をさせているところであります。併せて、特定財源の確保に努めておりまして、それらの財源が確保できないものについては、見送る場合もあるということであります。

人口ビジョンでは、村の目標人口、2060年、これは平成72年でありますが、その時点でも人口を3,000人というふうに定めております。今後43年間で現在よりも1,500人減少するという見込みであるということをお知らせしますと、全ての公共施設をこれからは維持管理していくというのではなく、痛みを伴う決断も必要ですし、毎年度の事業も“あれもこれも”ではなく、取捨選択をしなければならないというふうに考えておりますので、村民の皆さまのご理解とご協力もお願いするものであります。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

本来、予算案の決定権を持つ議会が点検、事業検証を行うべきと、こんなふうに思っているわけでありますが、村も議論に本腰を入れリーダーシップを発揮して、そのスピード感を持った改革に進んでいただきたいと、こんなふうに思います。

続きまして、2点目でありますが、「情報通信設備更新について」併せて関連事業について、お伺いをしたいと、こんなふうに思います。

村のタイムリーな情報発信や、村民への防災放送等、まさに重要な役割を果たしている村の公共放送が、平成17年度から運用が開始され、何かとハード面で課題の多かった本情報通信設備であったわけでありますが、11年が経過し保守期限が過ぎたり、それから経年劣化に伴う不具合の発生が懸念される中で、また、本年28年度で既存設備の公債費が完済されると、こんなことで、第6次総合振興計画の中で、29年度、通信設備の更新計画が上げられたと、こんなふうに思っているわけでありますが、その予算額が3億5,000万という事業内容になっているわけでありますが、その通信事業について、見解を伺いたいと、こんなふうに思います。

まず、情報通信設備の本部機器の更新計画についてであります。事業費、それから竣工予定日、今後のスケジュールも含めてお願いをしたいというふうに思いますが。設備の更新理由、それから設備の更新内容と改善点、設備更新後の機能、サービス内容、請負業者が決まっているということですが、業者名、それから選定方法、選定理由についてお願いをしたいと、こんなふうに思います。

併せて、情報通信事業として野外スピーカーの改修工事が行われるわけであり。事業費、それから改修理由、その内容、請負業者の決定、選定方法等についてもお聞きをしたいと、こんなふうに思います。

それから、3点目でありますが、自主制作番組の企画と村民への情報提供手段としての有効活用について、その取り組み状況についてお願いをしたいと、こんなふうに思います。

それから、4点目ですが、今後の情報通信事業についての見解についてお伺いをしたいと、こんなふうに思うわけであり。ます。

近隣の自治体との事業連携なり統合などについてのお考えをお聞きたいということです。

議長（森 正仁 君）

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

再開は、１１時１０分をお願いいたします。

（休憩 午前１０時５８分）

（再開 午前１１時１０分）

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、勝山議員の「情報通信設備の更新計画について」というご質問にお答えいたします。

ご存知のとおり、この施設については、村内のテレビ、それから有線電話、音声告知、そしてまたインターネットということで村民の生活に深く関わっている、なくてはならない施設となっているわけであります。それが、ご存知のとおり、耐用年数が来ているということでありまして、この施設を適正に維持管理するというのは、村民の生活の上でも非常に重要なことと考えております。

今回、多額の費用がかかるわけでありますが、財源の確保等を諮りながら施設の機能向上、そしてまた一部、それほど使われていない機能については、廃止、見直し、それらを行いながら事業を進めていきたいと考えております。

個々の具体的なお質問については、総務課長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、各項目につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、情報通信施設更新計画であります。

事業費でありますけれども、現在プロポーザルで選定をいたしました業者が詳細設計を進めているところでありまして、３月中旬には事業費の協議に入る予定であります。先ほど議員もおっしゃいましたけど、予算額は３億５，０００万円であります。

竣工予定でありますけれども、個人のお宅の工事を含めて現場工事は１２月の下旬、積雪前を目途に進めたいということでありまして、契約工期につきましては、平成３０年２月の下旬を予定しております。

設備の更新理由でありますけれども、まず設備の現状でありますけれども、映像やインターネット情報を操作するサーバが１０年以上を経過し、老朽化しているということでありまして、平成２７年の故障によりまして、１台確保しておりました予備機を現在使用しているため、予備機がないという状況であります。今のところ大事には至っておりませんが、この現在

稼働中のサーバも不具合が生じていることが多々ある状況であります。このサーバは既に生産中止で販売はされていないということでもありますし、中古品もございません。現行と同様のサーバを手配するには、最低でも1台2千万円と言われているわけですが、これを3台プラス予備機が必要と。それでも完全修復に至らない可能性があるということでございます。

問題点と課題でありますけれども、現在は、サーバを経由するときに通信量が制限されるため、インターネットの速度が遅いと。それからサーバが故障した場合には、映像、インターネット、音声告知が使用不可となりますので、消防等の放送、それから屋外のスピーカーからの情報の伝達ができなくなるということでもあります。

設備更新の内容と改善点ということですが、設備更新の内容の主なものとしまして、本部機器の更新、これは平成27年・28年行いました自主放送設備は除くものであります。

それから、各家庭の軒下に設置してあります末端光受信機ONUでありますけれども、これを現行、屋外の一体型のものを、屋外・屋内の分離型に変更すると。

それから、伝送路の複線化。これは、切り替えの工事をスムーズに行うためであります。

改善点でありますけれども、本部機器は主流品を使用するため、代替機の調達に現在よりも容易になると。それから、必要な機器のみ分割更新が可能となりますので、次の更新の費用を抑えることができる。サーバの更新によりインターネットの速度の改善が見込めるというようなことでございます。

設備更新後の機能とサービス内容でありますけれども、現状の機能とほぼ同様でありますけれども、メール機能、それからビデオ機能は廃止いたしまして、それ以外は現在と変わりはないということでもあります。

請負業者の選定方法・決定理由とうでありますけれども、まずは、全国の自治体での情報通信施設の実績がある6社を指名しまして、審査委員11人によりまして各社から説明を受け、各審査委員等の評点によりまして順位付けを行いました。その結果により最終的に指名業者選定委員会に諮りまして、請負候補者を決定いたしました。

業者名ということでもありますけれども、請負候補者の段階であり段階でありますけれども、富士古河E&C株式会社であります。

この審査対象としまして、更新の事業費、それから今後10年間の維持管理費、他自治体の施工実績、機器の調達性などの項目を設定したところであります。

次に、屋外スピーカー改修でありますけれども、事業費と竣工予定、まず事業費は、予算の段階で4,500万円であります。

竣工予定は、平成30年2月の下旬を予定しております。

改修の理由でありますけれども、現在、と言うかずっとですけれども屋外放送が聞こえないエリアがある、それから聞こえづらいエリアがあるということを、あちらこちらでお聞きするわけでもありますので、これらを解消するためのものでありまして、新たに2箇所の増築、新規を含めた工事であります。

請負業者でありますけれども、29年度に入ってからということになりますけれども事業費が大きいわけでもありますので、指名業者の対象として村内業者単独ということは難しい状況でありまして、例えばですけれども、特定共同企業体による募集とかということも考えたいということでもあります。

それから、3つ目の自主制作番組の企画と村民への情報提供手段としての有効活用ということでもありますけれども、自主制作番組の企画につきましては、基本的には、施設の指定管理者でありますふう太企画がその業務を行っておりますけれども、近隣地域の放送局との連携番組の制作放送も行っております。

それから、毎年、番組審議会を開催しまして、委員の皆さまからご意見もいただき、これも参考にしているところであります。

今後も、村民の皆さまに親しんでいただける番組制作、そして放送となるよう進めてまいりたいということでもあります。

情報提供の手段としての有効活用でありますけども、消防防災の放送、それから宅内の音声告知と屋外スピーカーの活用、それから村や学校、保育園、村内の諸行事、出来事などの村の中の情報をタイムリーに提供してまいりたいということでもあります。

それから、今後の情報通信事業についての見解でありますけども、近隣自治体と連携した運営の可能性について、検討を開始したいということでもあります。これは、経費面等も考慮した中ではありますが、まだこれから始めるところでありますので、その先行きについては、不透明なところはございます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2 番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

本部機器の更新、それから複線化というようなお話があったわけではありますが、その中で、個人負担があるかどうか。

それから、もう 1 点ですが、N T T との事業連携が図れるのかどうか。

それと、外部スピーカーについては、カバー率は 1 0 0 % になったのかなと思いますが、その点、それから、防災無線的なところもあるわけでありますので、無線化についての考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

村でとりあえず行う工事につきましては、個人負担はございません。その中で、各家庭からいろんなオプションとか希望がある場合には、個人負担もある可能性はありますけれども、そういうことでもあります。

それから、N T T との連携につきましては、協議をしてきた経過もありますけども、現時点では、連携は考えておりません。

それから、外部スピーカーのカバー率でありますけども、具体的に申し上げますと、今まではスキー場、それから糠千の千ノ平地区がほぼ 1 0 0 % 聞こえない状況でありました。これらを解消し、それからスピーカーの機種を変更することによりまして、今まで以上に、ほぼ 1 0 0 % カバーできるようになるというふうに考えております。

それから、無線化でありますけども、現時点では、ケーブルを複線化しまして、現状の機器を使いながら更新していくものでありますので、無線化については、この時点では考えておりません。

以上です。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2 番 勝山 卓 議員

それでは、3 点目への質問をお願いしたいと思いますが、「就農と移住定住推進について」お尋ねしたいと、こんなふうに思います。

昨日の一般質問にもあったわけでありますが、本議会に課設置条例の一部改正案が提出をされておって、4 月 1 日から産業課に「産業企画室」が付置され、「産業企画係」それから「移住定住推進係」を置くということでありますが、その事業につきまして、新たな産業の創出、それから地産地消及び農産物のブランド化、農産物の加工販売、移住定住とあるわけでありますが、具体的にどのような推進をしていく計画であるのかをお願いをしたいとします。

その中で、移住定住推進については、係も置かれ、また、田舎暮らしの体験住宅もできたということで、その体制については整いつつあると思いますが、先ほど地域おこし協力隊を採用して、移住定住を推進していくんだというお話があったわけでありますが、移住地の選択条件として就労の場の有無が選択の鍵であるというふうに言われているわけでありますが、1 つの案として就農との組み合わせによる受け皿づくりをして、その事業展開を図っていただければどうかと、こんなふうに思うわけであります。移住相談者への窓口の一本化、それから空き家バンク等の活用等、推進体制、受け入れ体制を早急に整備し、事業の推進を図っていったらどうかと、こんなふうに考えるわけであります。

新規就農者等の定住を促すためには、技術指導を含め、新規参入の環境づくり、手厚い就農支援制度が必要であるわけでありますが、住居、それから研修制度、農地、生産指導、農機具の確保など、新規就農の全面サポート、それから後押しする移住者への受け入れ体制の整備を急ぐということが必要かなと、こんなふうに思うわけであります。

木島平モデル・仕組みづくりをして、定住事業を積極的に推進し、担い手の確保、それから農地の流動化の促進、遊休農地の解消等、地域活性化を図るという意味からも、推進を積極的にしていったらどうかと、こんなふうに思うわけでありますが、をお願いをしたいというふうに思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは「就農と移住定住推進について」というご質問にお答えいたします。

新たに設置をします「産業企画室」では、産業ネットワークの法人化と旅行業の取得、更にその機能を活かした P R と誘客を行うということであります。その中で、観光と農業だけでなく、全ての産業が連携した事業にしたいというふうに考えております。当然、その中の取り組みで、観光目的だけでなく、地方への移住定住を考えている都市住民にも情報発信をしてまいります。そして、移住体験などを通して、就農ということでありますが、就農だけでなく、議員がおっしゃる通り、就農と組み合わせた新たな産業、職業に就いていただく、それが大事かというふうに考えております。

特に村では、農業といっても冬場はできないわけであります。そしてまた、他の仕事もしなければ定住に結び付かないというふうに考えておりますし、就農と組み合わせると言っても、間に合わせの就農では、なかなか定住には結びついていかないと考えております。

そんなことで、加工であるとかIT事業であるとか、様々な可能性を持った若い皆さんの移住定住に結び付けていく、そのことも考えているわけであります。そのためには、村の観光情報だけでなく、村そのものの情報発信が必要であります。空き家、それから宅地、農地、就業場所、村の生活や文化、それから村が行っている支援策など、様々な情報の一元化、一元的な提供と相談体制が必要であります。

今回の法人化については、その拠点を道の駅ファームス木島平に置きたいというふうに考えております。

この一連の事業の中で、人的な体制の充実も必要というふうに考えております。地域おこし協力隊にも活躍していただく計画であります、更に移住定住推進や新たな産業の創出など、知識や経験、そして熱意のある協力隊員の報酬も考えていきたいというふうに思っております。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

再質問をお願いしたいというふうに思います。

村の体制が整いつつあるというようなことで、体験住宅もできてきたと、こういうことではありますが、空き家調査について実施をされているという報告等あったわけではありますが、その現状はどのぐらいなのかなということと報告をお願いしたいと、こんなふうに思います。

それから、産業ネットワークにつきましては、情報発信をしながら移住定住も確保していくんだと、こういう話であったわけではありますが、前段、法人の形態については、一般社団が良いのか、株式が良いのかというような村長の話があったわけではありますが、その運営について、村がどういうふうに関わっていくのかなということをお願いしたいと、こんなふうに思うわけであります。一般社団でいけば社員ということになりますし、株式会社ということになれば株主になると、こういうことでありますので、その辺の関わりはどうか、お考えがあったらお願いをしたいとします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

法人化にあたりましては、先ほど申し上げました一般社団法人が良いのか、株式会社が良いのか、それは当然、村の関わり方にもつながってくるというふうに考えております。そんなことで、これから、それも含めて検討していきたいというふうに申し上げているわけではありますが、いずれにしても法人化については、収益性のある法人にというふうに考えておりますし、そしてまた雇用の創出にもつながる、そういう形の法人を考えております。その辺も、ただ単に村の意向ということもありますが、やはり独自に活動できる、収益の上がる事業を展開できていく、そしてまたひとつの産業として、雇用、就業、そういう場につながっていく、それが定住にもつながっていく、そのようなことを将来的な姿として考えながら進めていきたいというふうに考えております。

空き家の調査の状況につきましては、建設課長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

武田建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（建設課長「武田彰一 君」登壇）

建設課長（武田彰一 君）

ただいまの勝山議員の再質問について、空き家の状況について、空き家の調査についてという質問にお答えをいたします。

28年度に各区の区長さんと、そこについています集落担当者全員によりまして、各区の空き家について、一軒一軒調査を行いました。

実際に空き家の状況については、把握をしていますけれども、各集落に、ここが空き家であるとか、所有者が誰であるとか、そういう把握を行いました。が、まだまだその所有者の意向について、しっかりと把握をしてはいません。これから、使える空き家について、活用していきたい空き家について、その所有者の意向をこれから汲んでいきたい、そういうふうを考えております。

まだ、そのほかに空き家とはいえ、実際には使用に耐えないような、そういう空き家も中にはあります。そういうものも含めて、活用できるもの、それからそういうものではないもの、それについても今後、実態を把握しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

（終了 午前11時31分）

議長（森 正仁 君）

5番 勝山 正 君。

（「はい、議長。5番。」の声あり）
（5番 勝山 正 議員 登壇）

5番 勝山 正 議員

それでは、通告に基づきまして私の方から「地域おこし協力隊について」、ご質問したいというふうに思います。

昨日の土屋議員、前段の吉川議員、勝山 卓議員の方からも地域おこし協力隊について質問されております。村長の答弁もありましたが、重複する点も出てこようかと思いますが、そこら辺はご容赦願いたいかなというふうに思っております。

最初に、概要でございしますが、地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱するわけであります。そのため、隊員は一定期間、1年以上、3年以下と制限されるわけですが、地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図るとされています。これにつきましては、地域力の維持、強化を図るというふうに言われております。

また、協力隊につきましては、自身の才能・能力を生かした活動、理想とする暮らしや生きがいを見出す。地方公共団体につきましては、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策と

してやってもらえる、住民が増えることによって地域の活性化にもつながります。また、地域においては、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるという「三方よし」ということで、地域おこし協力隊の導入の効果が表れるというふうにされています。

また、任期を終えまして、手に職を付けるために専門学校へ通っておられる方、観光と産業をつなげる仕事をしたいという方も引き続き村に残っていらっしゃいます。

過去に、協力隊は単に行政の業務を行うことでなく、それぞれの経験や知識を活かし、行政ではできない分野での新たな事業、産業を興すのが目的とされるということで、村長も答弁されております。

それにつきまして、次の点についてお伺いしたいというふうに思います。

1点目ではありますが、応募した内容と実際に仕事に就いた内容が異なり、戸惑っている隊員はいないのかどうか。現在の活動、取組みですが、採用目的に沿っているかどうかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

2つ目として、具体的な業務想定がないまま、とりあえず役場に席を設け、事務補助のような業務を行い、隊員のモチベーションが低下していくというケースが全国的にも増えていると聞いております。村としては、そのようなことはあるのかどうか。

3つ目として、所属先で何をするか、活動ごとに行政・地域・隊員が共有できているのかどうか。給料の要らない人員不足の補てんと考えてはいないか。使い勝手の良い人員になってはいないか。

4点目として、現在取り組んでいる活動に対し、必要な事業を継続していかなければならない部分も多々あると思います。将来的に隊員の扱いはどのように考えているのか。

5点目として、隊員同士のコミュニティ的な活動を重要視することにより、人材育成につながり、更には人材の確保にもつながると考えます。これには、支援を行う部署も必要と思いますが、いかがか。隊員同士の定例会が実施されていると聞いておりますが、村側との懇談の場も必要ではないかと思いますが、以上5点について、お願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、勝山議員の「地域おこし協力隊について」のご質問についてお答えいたします。

現在、村の地域おこし協力隊の皆さんには、それぞれの経験や知識を活かして、芸術の普及であるとか、文化財の調査・保護、それから観光PR、フィルムコミッション、ふるさと納税での特産品のPR活動などを行って頂いております。また、今後村としても力を入れていきたいと考えております観光ガイドや都市との交流事業のために、村の自然や文化、歴史、産業を学んでいる、そういう隊員もいます。それぞれ、基本的には、行政の職員ではできない業務に従事をしていただいているということでもあります。

役場の職員の補助員ではないと。当然、村の目指す施策に沿って業務をしていただきたいわけではありますが、それはやはり隊員それぞれの気持ちというか、意向も大事にして、それを折り合わせしながら職務を進めていただいているということでもあります。

原則的には、隊員期間中に準備をして、任期終了後に、自立して定住するということではありますが、現実にはかなり難しい問題も多くあります。そこで、本人の希望にもよりますが、例えば産業ネットワークなど、これから重点施策としていく事業について、これまでの経験を活

かすことができる隊員については、継続して雇用するということも考えております。

また、隊員相互や職員とのコミュニケーションをとるため、一人の隊員が企画した事業にほかの隊員や職員が協力する、参加する、そういうこともこれからもっと必要かなというふうに考えております。

それぞれの活動分野が異なるため、特定の部署で支援をするというのは難しいというふうに考えております。ただ、生活支援や隊員相互の協力体制をとる上で、懇談の場も必要と考えております。

議長（森 正仁 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

それでは、再質問ということでお願いしたいと思います。

今、村長の答弁の中では、行政の職員ではない、また本人の希望によっては継続して採用することもあり得るといような答弁もありました。確かにその通りでありまして、いろいろと経験豊富な人間も来ておりますので、そのような方向も大事かなというふうに思っております。

それを踏まえまして、お願いしたいかなというふうに思います。

先ほど、吉川議員の方からもありましたように、任期終了後、全国的に約60%、6割の方が同じ地域に定住されているというふうに報告されております。

村としては、この数字をどう思うかお聞かせ願えればと思います。

定住に向けての問題はあるのかどうかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

2点目として、任期終了後の定住につながる自身の活動につなげていきたいと思っている隊員の方もいらっしゃいます。そういう方の支援については、どのような方策を持っておられるのか。また、それには日々のコミュニケーションの場も大切ではないかなというふうに思っておりますので、それを踏まえながら答弁をお願いしたいと。

3つ目として、任期は2年、最長3年となっておりますが、3年以内での完結業務があれば将来に向かって継続していかなければならない特殊な業務があります。先ほど、村長の答弁の中にもありました。さらに別の形での採用もあり得るということですが、新しく隊員を採用しながらその業務、事業を継続していくのかどうかもお願いしたいというふうに思っています。

4つ目としまして、現在の多くの隊員の所属を見ますと、観光関係に関わる業務に見えますが、地域の協力活動という点では、メリットになっている面はあるのかどうか。広報を通じまして活動内容が報告されておりますが、村民の方の中には活動内容を知らない方も大勢いらっしゃいます。この辺については、村民への周知はどのようにされるのかお伺いします。

5点目としまして、今後、協力隊員を採用するにあたり、地域力の維持、強化を図る上での方策はあるのかどうか。

6つ目としまして、産業ネットワークの法人化を視野に入れて取組みをされますが、協力隊員の任期終了後の採用も考えているのかどうか。さらに、この産業ネットワークにつきましては、協力隊を活用していくことでありますが、産業ネットワークを中心に、DMO、観光地経営事業について推進していきたいということでもあります。これについては、地域おこし協力隊も必要ではあるかと思いますが、別の制度の中に「地域おこし企業人交流プログラム」というのもあると聞いております。こちら辺の活用につきましては、事例としまして、観光連携組織において、滞在型観光や外国人観光の誘客など、企画商品の開発や運営にも従事するというふうに活動内容の事例があると聞いております。特に、産業ネットワークに力を入れていくということであれば、対応できるかどうかははっきりわかりませんが、こういう事例もある

という形の中で、活用しているのは、協力隊はあくまでも地域における協力隊であって、産業ネットワーク、こういう法人化に向けているのであれば、別な意味の協力隊員としての人材も必要ではないかなと思います。これにつきましては、あくまでも特別交付税の対象になるということでもありますので、それともやはり、やりながら、地域おこし協力隊は移住定住に向けたひとつの政策でありますので、採用するにあたり、1年後、2年後でもいいですけど、最後の1年後に向けた支援というのは、村としてもバックアップしていかないと、先ほどもありましたように、全国的には6割の定着があるように見えますけれど、村としての定着は少ないように考えております。中には、住みたいという人もいらっしゃいますので、そういうしっかりとした後押しがあれば、移住定住、人口増にもつなげていけるのかなというふうに思っております。

県内外でもいろいろと新聞紙面等で協力隊の文字がいろいろと出てきます。中には、こちらで結婚されて、子育ても順調にやっておられる方、それに伴いまして、また若い人たちも集まってきているという行政もあります。そういうことを見ながら、どうすればそういう移住定住につながるかっていうこともやっぱり、この地域おこし協力隊という制度の中でしっかりとやっていってもらえなというふうに思っております。

それと7点目ではありますが、今年度から集落支援員制度を活用して取組みをされるという部署もあるというふうになっております。これについては、将来この制度を活用していくのかどうか、地域おこし協力隊とも合わせてお聞かせ願えればというふうに思っております。

集落支援員制度というのは、集落を回り、話を聞くなどして集落の状況を把握していくと。そのことによって、協力隊と集落をつなぐこともあるので、その支援員につきましては、地域の状況に詳しい行政経験者が多いというふうに聞いております。これについては、任期は無いということでもあります。

これに伴いまして、協力隊との関わりをどのようにこの支援員の方と持っていくのかどうか、このことをお聞かせ願えればと思っております。

以上、7項目についてお願いします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、それでは、勝山議員の再質問にお答えいたします。

確かに全国的に定住の割合が6割というのは、高いというふうに私も感じております。村ではそこまでいっていない状況であります。正直申し上げまして、今の隊員の中にも原則として定住を前提にということではありますが、定住・移住を考えていない隊員がいることも事実であります。定住する場合に、村がどういう形で支援できるのか、それはまた個々によって相談に乗っていきたいというふうに考えております。

それからまた、協力隊につきましては、これまでのご質問の中で産業ネットワークについてのご質問が多かったので、その中でお答えをしまいましたが、それ以外にも当然考えております。教育分野でも、例えば、これから外国語教育に重点を置かれるということであれば、それに関わっていく協力隊がもし必要であれば入れていきたいと、そんなことも考えておりますし、いろんな分野でそういう協力隊の活動の分野があるんだろうというふうに考えております。

それからまた、ひとつ、移住定住に向けてであります。基本的には3年間の中で移住定住

の条件、特に自分の生業を見つけてくるというのが条件だというふうに思いますが、先ほど申し上げました通り、3年間の中ですするというのはなかなか難しい、そういうこともあるというふうに考えております。そんなことで、延長して村等が雇用する、その中で新たな産業の中で自分の生業を見つけていくというか、作り上げていく、そういう隊員自身のこれからの活動にも期待をしていきたいというふうに考えております。

それから、集落支援については、来年度新たに取り組みをするものであります。1名考えておりまして、将来的にどういう形でというのは、とりあえず今回1名、そういう形で取り入れてまして、またこれからの活用方法というか、その制度の活用方法について考えていきたいというふうに思います。

当然、協力隊との関わりも深くなってくるわけでありますので、この点について、今後、その辺の状況を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

5番 勝山 正 議員

さっき言った「地域おこし企業人交流プログラム」についての予定というか、そういうのは何かありますか。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

企業人交流プログラムにつきましては、ちょっとそこまで言われていなかったものですから、知識として持ち合わせておりません。

ただ、地域おこし協力隊が終わった後、推測ですけども、その地域で起業したい人を支援するものかというふうに思いますけど、そういった希望がありますれば、またその段階で、個人個人協議をしながら、相談をしながら支援をしてまいりたいというふうに考えます。

よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 正 君の質問は終わります。

（終了 午前11時50分）

議長（森 正仁 君）

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午前11時51分）

平成29年3月第1回 木島平村議会定例会
《第4日目 3月16日 午後3時30分 開議》

議長（森 正仁 君）

ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第6号「木島平村課施設条例の一部改正について」の件から、日程第16、議案第21号「平成28年度木島平村水道事業会計補正予算第5号について」の件まで、以上、条例案件7件、予算案件9件合わせて16件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」及び「平成28年度」の部分については、省略をさせていただきますので、ご了承願います。

本案については、先に各委員会に付託してありますので、順次、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第6号、木島平村課施設条例の一部改正について。

議案第7号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について。

議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

議案第9号、木島平村税条例の一部改正について。

以下、「木島平村」及び「平成28年度」は省略させていただきます。

議案第11号、田舎暮らし体験住宅設置条例の制定について。

議案第13号、一般会計補正予算（第8号）について。

議案第14号、情報通信特別会計補正予算（第3号）について。

議案第17号、観光施設特別会計補正予算（第3号）について。

議案第18号、下水道特別会計補正予算（第3号）について。

議案第19号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。

議案第20号、高社簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。

議案第21号、水道事業会計補正予算（第5号）について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査意見が3点まとまりましたので、ご報告いたします。

1つ。観光施設の新たな整備計画、高社山関連・カヤの平ロッジ・サッカー場クラブハウスなどは、誘客につながる効果が期待される反面、将来にわたる維持管理費の増加が懸念される。

費用対効果を常に考え、誘客や収益につながる企画等、ソフト面の仕組み作りも併せて進められたい。

1つ。新たに整備される「高社山登山道」の管理は村の責務であり、雪崩・落石・蜂対策等、一年を通じて、登山者の安全対策に十分配慮されたい。

1つ。「田舎暮らし体験住宅」は、2件目の建設も予定されているが、1軒目の利用状況や需要、将来的な活用等も考慮し、慎重に進められたい。

以上です。

議長（森 正仁 君）

次に、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長 樋口勝豊 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生文教常任委員長「樋口勝豊 君」登壇）

民生文教常任委員長（樋口勝豊 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第10号、木島平村介護保険条例の一部改正について。

議案第12号、木島平村公民館条例の一部改正について。

議案第15号、平成28年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について。

議案第16号、平成28年度木島平村介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

以上、いずれも原案可決であります。

なお、審査意見が1点まとまりましたのでご報告します。

1つ。郷の家は、廃止・売却・解体等、維持管理費が掛からないように早急に対応されたい。
以上であります。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、これから採決をします。

議案第6号「課設置条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第7号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 8 号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 9 号「税条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 10 号「介護保険条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 11 号「田舎暮らし体験住宅設置条例の制定について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 12 号「公民館条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 13 号「一般会計補正予算第 8 号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第14号「情報通信特別会計補正予算第3号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第15号「国民健康保険特別会計補正予算第6号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第16号「介護保険特別会計補正予算第4号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第17号「観光施設特別会計補正予算第3号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第18号「下水道事業特別会計補正予算第3号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第19号「農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第20号「高社簡易水道特別会計補正予算第2号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第21号「水道事業会計補正予算第5号について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、条例案件7件、予算案件9件、あわせて16件は、原案のとおり「可決」しました。

この際、日程第17、議案第22号「平成29年度一般会計予算について」の件から、日程第28、議案第33号「平成29年度水道事業会計予算について」の件まで、以上、予算案件12件を、一括議題とします。

以降、議案等の「平成29年度」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

本案については、先に「予算審査特別委員会」に付託してありますので、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(予算審査特別委員長「江田宏子 さん」登壇)

予算審査特別委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第22号、平成29年度木島平村一般会計予算について。

以下、平成29年度木島平村は省略させていただきます。

議案第23号、情報通信特別会計予算について。

議案第24号、学校給食特別会計予算について。

議案第25号、奨学資金貸付事業特別会計予算について。

議案第26号、後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第27号、国民健康保険特別会計予算について。

議案第28号、介護保険特別会計予算について。

議案第29号、観光施設特別会計予算について。

議案第30号、下水道特別会計予算について。

議案第31号、農業集落排水事業特別会計予算について。

議案第32号、高社簡易水道特別会計予算について。

議案第33号、水道事業会計予算について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査意見が7点まとまりましたのでご報告申し上げます。

1つ。財政状況が厳しい中、将来にわたる健全財政を維持するためにも、経常的な経費の抑制が必要である。

公共施設や公有財産等の維持管理及び改廃計画等、早い段階での検討を進められたい。

1つ。計画されている事業が、スムーズで効果的に事業展開できるよう、担当課の移管も含め、職務分担の精査をされたい。また、組織改編も予定されているが、事業のボリューム等を十分考慮した適正な人員配置に配慮されたい。

1つ。庁舎建設は大事業であり、設計・建設に向けては、専門的に取り組める職員体制にも配慮されたい。

1つ。「産業ネットワーク」は、既存組織との「機能や役割の棲み分け」などを点検し、効果的かつスピーディに目的が達成できるようなあり方を慎重に検討されたい。

1つ。「スノーリゾート視察」は、海外視察ありきではなく、国内先進地を優先し、財政状況を鑑みた中で、これからの村の実情に合った「冬季観光のアイディア」につなげ、住民理解や費用対効果が得られるような視察を検討されたい。

1つ。「農の拠点施設の長期修繕計画」が予定されているが、当初から修繕箇所が多く、初期設計に問題がなかったのか検証するとともに、修繕計画以前に、「今後の施設のあり方」等を十分検討した上で、慎重に取り組まれたい。

1つ。健康管理検診受診や税の申告相談の際、プライバシーの保護に万全を期すよう努められたい。

以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

まず、反対討論の申し出がありましたので、これを許します。

樋口勝豊 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（8番 樋口勝豊 議員 登壇）

8番 樋口勝豊 議員

議案第22号、平成29年度木島平村一般会計予算反対討論。

私は、本予算の新規事業や福祉の充実など日墓村政全体を評価しますが、毎年提起しております同和関連予算だけは見過ごすことはできません。民生費の人権推進費の同和関係予算は認めることはできません。

国の同和対策特別事業は2002年3月に終結し、14年経つ今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。

従来の部落の枠組みが崩壊し、部落が部落でなくなっている状況であり、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなりました。

自治体に残る同和行政、同和教育の「特別扱い」は終わらせることが求められていることを指摘し反対討論とします。

議長（森 正仁 君）

続いて、賛成討論の申し出がありましたので、これを許します。

土屋喜久夫君 君。

（「はい、4番。」の声あり）

4 番 土屋喜久夫 議員

上程をされました平成 29 年度木島平村一般会計ほか 11 会計の当初予算原案に賛成し、施策の推進を補強する立場で討論をいたします。

平成 29 年度木島平村一般会計ほか 11 会計は、緊迫する財政状況の中、3 億 3 千万余の基金取り崩しによって編成されており、それぞれ今議会の特別委員会、常任委員会の審議の中で、さらに事業の進捗状況によっては、補正予算によっての充当との示唆も出ています。

人口減少、少子高齢化社会の根本的な対策もなく、全国自治体が苦悩している、このような中で、日墓村長は任期後半に突入され、公約の着実な実現を目標に編成された予算であります。

新たな施策の展開を前にし、喫緊の課題といたしましては、増大する経常経費の削減が大きな課題でもあります。従来の施策、組織、村の関連等を再度点検し、真に村民の求める幸福追求のため、取捨選択を進めなければなりません。

進められます産業ネットワークは、村の経済・産業の起爆剤として極めて有効と考えられますが、関係機関とのコンセンサスをさらに深められ、重複する可能性のある既存組織との調整等、スピードが必要な喫緊の課題でありながら、かじ取りを誤ると、村民の不安の種となっております農の拠点施設と同様の経過をたどりかねない要素をはらんでいます。

役場庁舎の姿がおぼろげながら見えてまいりました。本年度の基本方針の提示、新年度 29 年度中の基本設計、続く建設への道は、本村にとって今後、まずないであろう大事業でもあります。村民の皆さんからお預かりをしている、貴重な財源の使用にほかなりません。

いかに、村民の共有財産を、価値を高めながら有効活用し、村内に残せるのか、手腕の示しどころでもあります。

金のないときは、知恵を出して勝負ではありませんか。すべての政策は、全面公開とし、アイデアを村民に頼ることも必要でありましょう。声なき村民の皆さんの意思を的確にとらえ、全村民が手を携え、木島平村の発展を目指すことが肝要と考えるものであります。

村民自らも自助・互助・共助の精神を忘れず、公に携わる者は、最後の砦の公助であることを忘れず、村民の幸福を追求すべき宿命であります。

平成 29 年度木島平村一般会計ほか 11 会計の予算が、村民福祉、幸福追求となることを確信し、上程原案に賛成し、同僚議員各位の賛同をお願いするものであります。

議長（森 正仁 君）

他に討論はありませんか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号「一般会計予算について」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(8 議員起立)

議長（森 正仁 君）

起立多数です。

したがって、議案第 22 号「一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 23 号「情報通信特別会計予算について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第24号「学校給食特別会計予算について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第25号「奨学資金貸付事業特別会計予算について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第26号「後期高齢者医療特別会計予算について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第27号「国民健康保険特別会計予算について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第28号「介護保険特別会計予算について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第29号「観光施設特別会計予算について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 3 0 号「下水道特別会計予算について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 3 1 号「農業集落排水事業特別会計予算について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 3 2 号「高社簡易水道特別会計予算について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 3 3 号「水道事業会計予算について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算案件 1 2 件は、原案のとおり「可決」しました。

この際、日程第 2 9、議案第 3 4 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件から、日程第 3 4、議案第 3 9 号「飯山市水道事業に関する飯山市との協議について」の件まで、以上、事件案件 6 件を一括議題とします。

本案についても、先に常任委員会に付託してありますので、常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 3 4 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案第 3 5 号、木島平村観光施設等の指定管理者の指定について。

議案第36号、木島平村観光交流センターの指定管理者の指定について。

議案第37号、木島平村内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定について。

議案第38号、村道路線の認定について。

議案第39号、飯山市水道事業に関する飯山市との協議について。

いずれも審査の結果、原案可決です。

なお、審査意見が1点ありますので、ご報告申し上げます。

1つ。「指定管理者」の新たな指定や更新にあたり、村が管理者を選定する場合、事業が効果的に進められるよう、関係者との協議・調整など、手順を踏み、理解を得ながら選定されたい。以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、これより採決をします。

議案第34号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第35号「観光施設等の指定管理者の指定について」。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第36号「観光交流センターの指定管理者の指定について」。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 37 号「内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定について」。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 38 号「村道路線の認定について」。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第 39 号「飯山市水道事業に関する飯山市との協議について」。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、事件案件 6 件は、原案のとおり「可決」しました。

日程第 35、同意第 1 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、それでは、同意第 1 号についてご提案申し上げます。

木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、小林政敏。

以上、同意をいただきますようによりしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっています同意第 1 号について、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、

委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は、委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

討論なしと認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

日程第36、同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、同意第2号についてご説明を申し上げます。

木島平村教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、池田 剛。

以上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっています同意第2号について、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は、委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

討論なしと認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

この際、日程第37、陳情第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情」についての件から、日程第40、陳情第4号「核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう政府に求める意見書の提出を求める陳情」についての件まで、陳情4件を一括議題とします。

この請願については、先に総務産業常任委員会に付託してありますので、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項により報告します。

陳情1、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情。

審査の結果、採択です。

陳情2、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情。

採択です。

陳情3、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情。

趣旨採択です。理由は、陳情項目に現時点で既に実施されている事案があったためです。

陳情4、「核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう政府に求める意見書」の提出を求める陳情。

採択です。

以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

討論がないようですので、これで採決します。

ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

陳情第1号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情」について、この陳情の委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

陳情第2号「テロ等準備罪、いわゆる共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情」について、この陳情の委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

陳情第3号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情」について、この陳情の委員長報告は、「趣旨採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

陳情第4号「核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう政府に求める意見書の提出を求める陳情」について、この陳情の委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号は、委員長報告のとおり「採択」とする

ことに決定しました。

陳情第3号は、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、9件の議題が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、「追加日程第1から追加日程第9まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第40号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案についての提案理由の説明を求めます。

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、議案第40号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正」の内容について、提案説明をさせていただきます。

村長等の給与月額の特例期間を平成30年3月31日まで1年間延長する一部改正であります。この改正により、村長等の給与月額は、5%減額となります。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号について、会議規則第39条第2号の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は、委員会の付託を省略することは可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、本案は原案のとおり「可決」しました。
追加日程第2、発議第1号「議会委員会条例の一部改正について」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について提出者の趣旨説明を求めます。
丸山勝敏 君。

(「はい、議長」の声あり)
(議会運営委員長「丸山勝敏 君」登壇)

議会運営委員長（丸山勝敏 君）

発議第1号、「木島平村議会委員会条例の一部改正について」。
木島平村議会委員会条例の一部改正について、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。
別記の改正内容は、まず、この条例は章立てで作られておりますが、目次がございませんでしたので、題名の次に目次を付ける改正です。
次に、第2条の改正の前段は、村組織機構改革の一環で、会計室が会計係に改められるのに合わせての改正です。
後段は、議会改革の一環で、当初予算並びに決算については、これまで、その都度、特別委員会を設置して審査しておりましたが、当初予算、補正予算、決算に関する事項については、予算決算常任委員会を新たに設置して、議長を除く議員全員で審査することを目的とした改正です。
改正内容は、以上であります。この改正条例の施行日は、本年4月1日です。ただし、予算決算常任委員会の設置に関しましては、5月1日から施行となります。
以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。
(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。
ただいま議題となっております発議1号について、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は、起立願います。
(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。
したがって、発議第1号は、委員会の付託を省略することは、可決されました。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
これから、発議第1号「議会委員会条例の一部改正について」の件を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3、発議第2号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書について」の件から、追加日程第5、発議第4号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について」の件まで、以上発議3件を一括議題とします。
朗読を省略し、本案について提出者の説明を求めます。
江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)
(7番 江田宏子 議員登壇)

7番 江田宏子 議員

発議第2号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書について」。
上記の議案を地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書。

意見書の概要及び記以下の要望項目を朗読し、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

長野県内では、MV22オスプレイの訓練ルートとして、岐阜県・新潟県との境を訓練空域とする「ブルールート」が設定され、さらに、米空軍が横田基地に本年から配備するCV22オスプレイは、県内東北信17市町村にまたがる空域（エリアH）で夜間低空飛行訓練を行うとされています。

CV22オスプレイの横田基地配備により、墜落事故等による住民の生命の危険が一段と増すこととなり、住民の不安は増幅しています。

ついては、オスプレイの低空飛行訓練に関し、同機の深刻かつ重大な墜落事故を踏まえ、県民・住民の生命と財産を守るため、下記事項を要請します。
記。

一、墜落事故の原因究明がなされないままのオスプレイの飛行訓練再開は容認できない。直ちにオスプレイの低空飛行訓練を中止すること。

一、オスプレイの飛行訓練の実態を広く情報開示するとともに、その安全性や今後展開される運用全般について、具体的内容を明確にしたうえで、関係自治体及び地域住民に対し事前に十分説明すること。

一、県民・住民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう、飛行高

度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守について、在日米軍に強く求めること。

一、オスプレイの訓練区域は、イヌワシやライチョウといった絶滅危惧種の生息が確認されている重要な地域であるため、その生息環境に与える影響の低減に配慮した適切な対策を講ずるよう、在日米軍に強く求めること。

以上です。

次に、発議第3号『テロ等準備罪』、いわゆる『共謀罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

意見書の内容の主要部分を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書。

政府が提出予定の「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案は、これまで国民の強い反対によって3回廃案となった「共謀罪」法案の焼き直しであり、課題山積の法案である。

中段省略します。

「組織的犯罪集団」も「準備行為」も「テロ」も定義があいまいで、適用範囲が十分に限定されたと見ることはできない。依然として、幅広い解釈が可能になり、捜査機関の恣意的な運用によって基本的人権が侵害される危険性は変わらない。

政府の施策に反発する人たちを本法案で押さえ付けるなら、刑事罰があるというだけで参加を思いとどまらせ、さまざまな住民運動・市民運動・労働組合等の運動を萎縮させることも十分考えられる。

我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い法案は認めることはできない。

よって、政府において、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を制定しないよう要請する。

以上です。

続いて、発議第4号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

これについても、意見書の主要部分を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し条約実現に真剣に努力するよう求める意見書。

昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を2017年に招集することを決定する決議が賛成多数で採択されました。

これは核兵器禁止条約実現に向けた歴史的な動きです。

ところが日本政府は、アメリカなど核保有国に同調し反対票を投じました。国際社会での合意にも、「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者の願いにも、世界世論に反するものです。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活の課題であり、それは「各国の軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、更には、人類で唯一国民が被爆体験を持つ国民としても当然、日本政府が支持し、積極的に推進すべきものです。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度を直ちに改め、国連本部で開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶を提起し、そのための条約実現に真剣に努力するよう求めます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっています発議 2 号から発議第 4 号までの発議 3 件について、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、発議第 2 号から発議第 4 号までの発議 3 件について、委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

発議第 2 号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

発議第 3 号『『テロ等準備罪』、いわゆる『共謀罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書について』の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

発議第 4 号「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議3件は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第6、「閉会中の継続審査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について総務産業常任委員長の説明を求めます。

総務産業常任委員長、江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

閉会中の継続審査の申出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続審査は、下記のとおりとする。

記。

- 1、申出委員会、総務産業常任委員会。
- 2、審査申出事件、課題等に関する事項。

以上です。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第7、「閉会中の継続審査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について民生文教常任委員長の説明を求めます。

民生文教常任委員長 樋口勝豊 君

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「樋口勝豊 君」登壇)

民生文教常任委員長（樋口勝豊 君）

閉会中の継続審査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続審査は、下記のとおりとする。

記。

- 1、申出委員会、民生文教常任委員会。
- 2、審査申出事件、課題等に関する事項。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
追加日程第8、「閉会中の継続調査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、丸山勝敏 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（議会運営委員長「丸山勝敏 君」登壇）

議会運営委員長（丸山勝敏 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
記。

1、申出委員会、議会運営委員会。

2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。

以上です。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第9、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

（「はい、議長。」の声あり）

（局長「竹原雄一 君」登壇）

局長（竹原雄一 君）

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。
記。

1、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。

2、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

この件を、閉会中の議会活動とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

はい、今議会につきましては、平成２８年度の締めくくり、それに関連をします補正予算等、それとまた新年度、平成２９年度に向けましての予算案、そしてまた条例案等、大変中身の濃い議会でありました。それぞれ慎重に審議をしていただきまして、上程をいたしました全ての議案について、原案可決、そしてまたご討議をいただきましたことに深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

年度末、それからまた年度初めの時期であります。平成２８年度の締めくくりをしっかりとしながら、そしてまた平成２９年度に向けてしっかりとスタートができる、村民福祉の向上、村民生活の向上に向けて、取り組んでまいりたい、そういうふうに考えておりますが、引き続き村民の皆様、そしてまた議会の皆様のご理解・ご支援をいただきますように、お願いを申し上げます。閉会にあたりましてのあいさつをさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（森 正仁 君）

本日ここに、平成２９年３月第１回木島平村議会定例会を閉会するにあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、２月２８日から本日まで、１７日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、多くの議案等に対して、熱心にご審議を賜り、議長として厚くお礼申し上げる次第であります。

理事者並びに職員の皆さんには、懇切丁寧に説明をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

平成２９年度予算をはじめ、成立をみた各議案につきましては、審議の過程で出された意見を十分に尊重されますようお願い申し上げます。

終わりに、木島平村がますます発展することを願うとともに、関係各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、あいさつといたします。

以上をもちまして、平成２９年３月第１回木島平村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午後４時３１分)